

第3章 健康及び安全

保育所保育において、子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる。

また、子どもが、自らの体や健康に関心を持ち、心身の機能を高めていくことが大切である。
(保育所保育指針 第3章より)

1 子どもの健康支援

子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、子どもの健康保持及び増進に努めていきましょう。

(1) 子どもの健康状態・発育・発達状態の把握

- ・一人一人の健康状態を定期的、継続的に把握することによって、施設全体の疾病の発生状況も把握でき、早期に疾病予防策を立てることができます。また、慢性疾患や障がい、不適切な養育等の早期発見にも有効です。
- ・乳幼児期は発育、発達が顕著であるため定期的に身長や体重等を計測し、定期健康診断に加え、保育士等による毎日の子どもの観察、さらに保護者からの情報提供などで子どもの健康状態を把握し、それらを踏まえて保育することが大切です。
子どもの生育歴に関する情報は母子健康手帳等の活用が有効ですが、その際は、保護者の了解を求めるとともに、守秘義務についても十分に配慮しましょう。
- ・何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図りましょう。また、看護師が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図りましょう。
- ・疾病や事故発生時、虐待などの不適切な養育が疑われる時に対応するマニュアルを作成しておきましょう。

第4章 子育て支援 2(6) 不適切な養育等が疑われる場合の支援 参照

■年間保健計画(例)

年間保健計画

目標	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う		<input type="checkbox"/> 午睡チェック表 <input type="checkbox"/> 健康診断票 <input type="checkbox"/> 献立表 <input type="checkbox"/> 食物アレルギー児への対応 <input type="checkbox"/> 施設・遊具安全チェック表 <input type="checkbox"/> ヒヤリ・ハットの記録 <input type="checkbox"/> 事故防止マニュアル <input type="checkbox"/> 防災、不審者対応マニュアル														
	・明るく伸び伸びと行動し、充実感を持って生活する ・いろいろな遊びを通して体を動かす楽しさを知り、進んで運動する ・健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身につける		<input type="checkbox"/> 健康診断票 <input type="checkbox"/> 歯科健診・管理票 <input type="checkbox"/> 年間健診計画 <input type="checkbox"/> 年間避難訓練 <input type="checkbox"/> 与薬依頼書 <input type="checkbox"/> 登園許可書 <input type="checkbox"/> 年間体力作り計画 <input type="checkbox"/> 保健だより、保健情報 <input type="checkbox"/> 健診結果のお知らせ														
年齢別	2か月以上 1歳未満	1歳以上 3歳未満	3歳以上	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
目標	・園生活に慣れる ・体のリズムを整える ・歯を大切にす			・園外で元気に遊ぶ ・暑さに負けない体をつくる ・生活のリズムを整える	・プールでの衛生管理と安全点検 ・熱中症予防 ・紫外線対策 ・蚊への対策 ・夏の疾病予防 ・戸外遊びを楽しむ、体力増進をはかる	・新入園児の健康状態の把握 ・清潔な環境づくりと事故防止に配慮する ・予防接種状況の確認 ・ケガ、急病、応急手当の対応方法の徹底 ・手洗い、うがい、トイレの使い方の指導 ・歯みがき指導	・運動遊びを通して体力づくりをする ・風邪の予防に努める ・薄着に慣れる	・風邪予防 ・暖房使用時の室温、湿度、換気に注意 ・衣服の調整に留意し厚着にならないように気を付ける ・施設内の消毒、衛生管理を心掛ける ・オムツ交換、嘔吐処理時の感染予防についての周知徹底	・生活のリズムを見直し整える ・寒さに負けず元気に遊ぶ	・風邪予防 ・個々の発育・発達、生活習慣の再確認 ・(手洗い、排泄、歯磨き、清潔な身なり、朝食接種等の規則正しい生活)							
全体の留意点	・一人一人に合った生活リズムの中で、心身共に健康に過ごす・食事、排泄、睡眠等、手伝ってもらいながら生活のリズムを整える・寝返り、はいはい等の運動を十分にさせる ・手洗い習慣を身につける・排泄の習慣を身につける・体を動かし、十分に遊ぶ ・食事前、排泄後の手洗い、食後の歯磨きの習慣を身につける・排泄の習慣が自立する・健康、安全に必要な習慣や態度を身につける・友だちと一緒に体を動かして遊ぶ			・内科健診・尿検査(4～5歳児)	・内科健診	・内科健診	・内科健診	・内科健診	・内科健診	・内科健診	・内科健診	・内科健診	・内科健診	・内科健診	・内科健診	・内科健診	
保健行事	視力検査(3～5歳児)			歯科健診	歯科健診	歯科健診	歯科健診	歯科健診	歯科健診	歯科健診	歯科健診	歯科健診	歯科健診	歯科健診	歯科健診	歯科健診	
保護者連携の環境整備	・子どもの家庭での生活実態、健康状態、既往症や予防接種履歴等について情報提供してもらうよう伝える ・日々の健康状況、健康診断結果及び疾病や感染症情報及び予防などを伝え健康への理解を深めるように働きかける ・保護者の理解と協力を得ながら、家庭と保育園の生活リズムがバランスよく整えられるよう配慮し、健康増進の大切さについて伝える ・保育園の食育に関する活動について、家庭に情報を提供し、子どもの食生活に関する相談に応じたり、助言、支援を行う ・保育室の温度、湿度、換気に留意する ・備品・玩具・固定遊具及び園内外の整備など、安全点検をする ・ケガの予防に努め、戸外で全身運動をし適度な運動・休息をとり、心身の疲れが癒されるようにする			耳鼻科健診(3～5歳児)3年に1回	眼科健診(3～5歳児)3年に1回	発育測定 全園児 毎月・むし歯予防	発育測定 全園児 毎月・むし歯予防	発育測定 全園児 毎月・むし歯予防	発育測定 全園児 毎月・むし歯予防	発育測定 全園児 毎月・むし歯予防	発育測定 全園児 毎月・むし歯予防	発育測定 全園児 毎月・むし歯予防	発育測定 全園児 毎月・むし歯予防	発育測定 全園児 毎月・むし歯予防	発育測定 全園児 毎月・むし歯予防	発育測定 全園児 毎月・むし歯予防	発育測定 全園児 毎月・むし歯予防

保育所における健康診断等

項目	対象	時期	内容
定期健診 (年2回)	全園児	4～7月 9月～11月	学校保健安全法に準じた内容で嘱託医による健診。 皮膚疾患、栄養状態、脊髄、胸郭、心疾患等観察。
歯科健診 (年1回)	全園児	5月～9月	学校保健安全法に準じた内容で嘱託歯科医による健診。 現在歯、う歯、処置歯、未処置歯、不正咬合等観察。
視力検査 (年1回)	3～5歳児	4月～8月	ランドルト環・単独(字ひとつ)指標を使用した視力検査法 により保育士等が実施。 視力検査・眼科健診マニュアルを確認し実施。
眼科健診 (3年に1回)	3～5歳児	9月～11月	学校保健安全法に準じた内容で眼科医に依頼し実施。 主に弱視の早期発見と予防を目的とする。 視力検査・眼科健診マニュアルを確認し実施。
耳鼻科健診 (3年に1回)	3～5歳児	9月～11月	学校保健法に準じた内容で、地域開業耳鼻咽喉科医に依 頼し実施。主に滲出性中耳炎による聴力低下、難聴予防 を目的とする。 耳鼻咽喉科健診マニュアルを確認し実施。
尿検査 (年1回)	4～5歳児	4～7月	蛋白、潜血、糖の3項目について検査。1次検査の陽性者 は2次検査も実施する。腎疾患の早期発見を目的とする。
発育測定	全園児	毎月	身長、体重を測定する。
フッ素洗口	4～5歳児	5月～ 翌年3月	永久歯むし歯予防のため、希望園児にフッ素洗口を 週2回法または週5回法で実施する。

健康観察

① 観察について

降園後の生活や、朝の状況を連絡帳などで保護者から情報を得る事により、その日の保育の参考となりますので、十分把握するようにしましょう。

② 体温の目安

乳幼児・小学生の体温の正常範囲は概ね37.4℃位までです。その範囲内での体温の上下は大丈夫です。体温は1日中同じではなく、朝は低めで、夕方や運動、食事をしたあとは高めになります。健康時の平熱がどれくらいなのか、把握しておくことが大切です。

③ 呼吸の目安

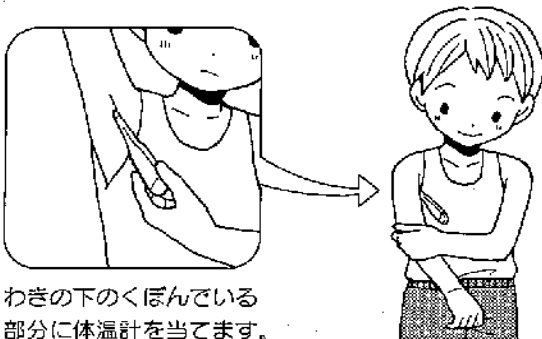
- ・ 新生児（0～1か月） 40～50
- ・ 乳 児（1か月～1歳） 30～40
- ・ 幼 児（2～5歳児） 20～30

④ 登園を控えるのが望ましい場合

- ・ 24時間以内に38℃以上の熱がでた場合や、又は解熱剤を使用している。
- ・ 朝から37.5℃を超えた熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく朝食・水分が摂れていないなど全身状態が不良である。
- ・ 24時間以内に複数回の水様便がある、食事や水分を摂るとその刺激で下痢をする、下痢と同時に体温がいつもより高いなどの症状がみられる。
- ・ 朝に、排尿がない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪く、ぐったりしている。
- ・ 24時間以内に複数回の嘔吐がある、嘔吐と同時に体温がいつもより高い。
- ・ 食欲がなく、水分も欲しがらない、機嫌が悪く元気がない、顔色が悪くぐったりしている。

※発熱については、あくまでも目安であり、個々の平熱に応じて個別に判断する

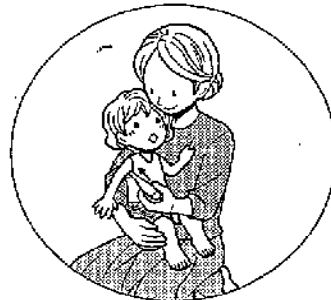
⑤ 体温の測り方



わきの下のくぼんでいる部分に体温計を当てます。

・ わきの下を閉じて、30～45度の角度を目安にして体温計をはさみ、反対側の手で軽く押さえて測ります。

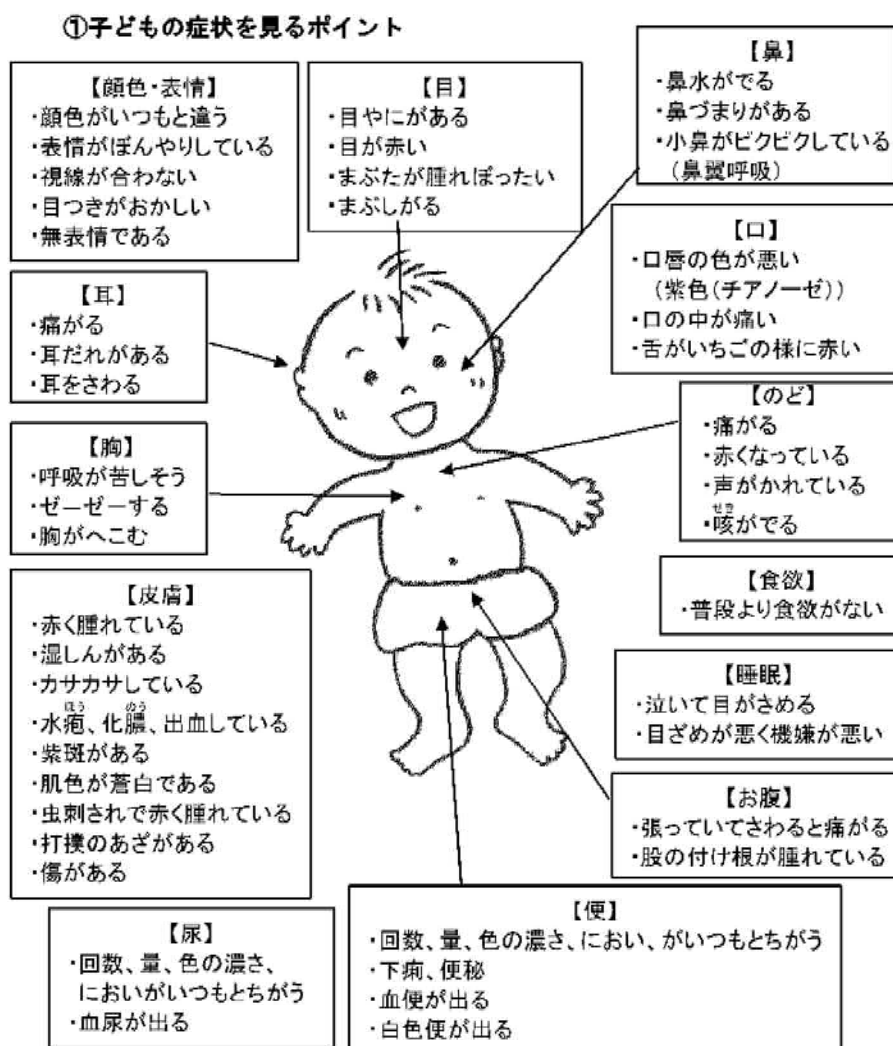
わきの下で体温を測ります。乳幼児の場合は、環境や運動の影響を受けやすいので、冷暖房器具の側から離れて、安静にした状態で測るようにしましょう。



乳児などの場合は抱きかかえて行います。

⑥ 視診のポイント

子どもは自分の体の異常を訴えることは少なく、また、異常があっても正しく伝えることができないことが多いので、絶えず注意深く観察し、異常や小さな変化を見逃さないよう、気をつけていきましょう。



- いつもと違うこんな時は、子どもからのサインです。「何となく元気がない」に注意しましょう。
 子どもの一人一人の元気な時の「平熱」を知っておくことが症状の変化に気づくめやすくなります。

●親から離れず機嫌が悪い(ぐずる)	●睡眠中に泣いて目が覚める
●元気がなく顔色が悪い	●きっかけがないのに吐いた
●便がゆるい	●普段より食欲がない

「保育所等における感染症対ガイドライン」より

- 今までなかった発しんに気がついたら、他の子どもたちとは別室へ移しましょう。
 発しん以外の症状はないか、発しんが時間とともに増えていないか、などの観察をしましょう。
 クラスや兄弟姉妹、一緒に遊んだ子どもの中に、感染症が疑われる症状がみられる子どもがいないか、観察しましょう。

(2) 健康増進

- ・ 日々の保育の中で子ども達が健康に関心を持ち、適切な行動がとれるよう全体的な計画に基づいて年間の保健計画を作成します。発達過程に応じ、身体の働きや生命の大切さを伝え、手洗い、うがい、歯磨き、排泄後の始末などの基本的な清潔の習慣や健康な食生活が身に付くよう指導・援助しましょう。
- ・ 一人一人の発育・発達状態や日々の健康状態を配慮しながら、日常的な遊びや運動遊びなどを通して体力づくりができるよう配慮しましょう。
- ・ 保護者には日々の健康状態や健康診断の結果などを報告したり、感染症予防の対応を伝える等を通して健康への理解を深める働きかけをし、計画的に連携を図ることが大切です。
- ・ 嘱託医による定期健康診断を実施し、その結果を記録して保育に活用するとともに、保護者が子どもの状態を理解し日常生活に活用できるようにします。特に受診や治療が必要な場合には、必要に応じて嘱託医と連携しながら保護者に説明をしましょう。

① 紫外線対策

紫外線は骨形成を助け、殺菌効果がある反面、生体への影響が強い紫外線のうち、B領域紫外線(UV-B)がオゾン層の変化に影響されることから、近年その増加が問題になっていますが、外遊びは子どもの成長発達にとって大切なことから、保育所の外遊びでは、紫外線を浴びすぎないように、以下のように工夫をしましょう。

～保育所等における紫外線対策～

- ・ 紫外線の強い時間帯の戸外活動はなるべく避ける。
- ・ 外遊びの場所はコンクリートやアスファルト面は極力避け、芝生や土の上、木陰を選ぶ。
- ・ プールなどでは遮光ネットやパラソルを設置し、日陰をつくる。
- ・ ベビーカーでは日よけや帽子を利用し、露出している足などにタオルをかける。
- ・ つばの広い帽子や首筋まで覆う帽子をかぶらせる。

② 乳幼児のむし歯予防

歯が生えてから2～3年間でむし歯に最もなりやすいため、この時期のむし歯予防が大切です。

●乳歯について

乳歯は上下10本ずつ、合計20本あります。生後6～7か月で下の前歯(A)から生え始め、2歳半～3歳頃で20本が生えそろう。歯の生え方には個人差があり、生える時期がやや遅れたり、生える順序が異なることがあります。乳歯は永久歯が生える際にも重要な働きをするので、むし歯にならないように注意することが大切です。

●永久歯について

永久歯は上下16本ずつ、合計32本あります。第三大臼歯(親知らず)は生えないこともあります。最初に生える永久歯はかむ力の大きい第一大臼歯(6歳臼歯)で、5～6歳頃に生え始め、12～13歳頃までに親知らずを除くすべての歯が生えそろいます。

子どもの歯をむし歯から守るために

●歯みがきのポイント

むし歯になりやすいところ(前歯の外側、奥歯のかみあう面)を重点的にみがくようにし、大人が仕上げみがきを行いましょう。

●むし歯予防への取組み

乳歯のむし歯予防のために、保育所等で実施するフッ化物洗口の他に、フッ化物塗布が1歳～4歳未満まで歯科医院で受けられます。なお、4歳以降は歯科医院での受診になります。

●歯ブラシの管理

使った後はきれいに流水で洗い、水を切りよく乾かします。

(3) 疾病等への対応

- ・ 保育中の子どもの体調の急変や事故などが発生した場合、嘱託医等に指示を求める、医療機関を受診する、また、必要な場合は救急車の要請をするなど、状況に応じて迅速に対応できるよう、全職員が正しい理解と基本的な対応等について熟知しておきましょう。
- ・ 感染症の発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めるよう努めましょう。
- ・ 出席停止期間の基準が定められている感染症、登園許可書が必要な感染症について保護者へ説明し、理解を得ましょう。

① 予防接種

予防接種は、子どもの感染症予防にとって欠くことのできないものです。母子健康手帳等を参考に子どもの予防接種歴や感染症の罹患歴を把握しておきましょう。新たに予防接種を受けたときや感染症に罹患した場合には、保護者に伝えてもらうよう説明をしておきます。

また、保育所等においては、嘱託医やかかりつけ医の指導のもとに、計画的に予防接種の勧奨を行います。

H29.4 月現在

予防接種のスケジュール

※日本小児科学会の推奨するスケジュールを参考にしています。

種別	名称	接種時期	年齢																	
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳					
生	二成分ワクチン(破傷風・百日咳)	生	●	●																
	小児用肺炎球菌	生	●	●																
	3価肺炎(HiBV)	生	●	●																
生	五価肺炎(DTaP-2V)	生	●	●																
	BCG	生	●	●																
生	麻しん/風しん(MR)	生																		
	水痘(おぼろがり)	生																		
不活化	日本脳炎	不活化																		
	二種肺炎(DT)	不活化																		
生	子宮頸がん	生																		
	ジカウイルス	生																		
生	おたふくかぜ	生																		

● 接種時期は原則年齢で、それぞれ異なる接種時期を示しています。
 ※接種される年齢が接種のしやすさ、接種時期を交えられる年齢と関係して、接種時期が異なります。詳しくは、かかりつけ医にご相談ください。

② 感染症の種類と登園停止期間

園児が下記の感染症になった場合、学校保健安全法施行規則に準じて登園停止期間を定めています。

第二種	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1) を除く) ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎 ・風しん ・水痘 ・咽頭結膜熱 ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎 	第二種の感染症は、下記の基準の他、 <u>医師により感染のおそれがないと認めるまで登園は見合わせる</u> こととなります。	
		インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発疹が消失するまで
		水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱 アデノウイルス感染症	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
		第三種	<ul style="list-style-type: none"> ・コレラ ・細菌性赤痢 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・腸チフス ・パラチフス ・急性出血性結膜炎 ・流行性角結膜炎 ・その他の感染症

③ 保育所等での薬

保育所等は、健康な園児が集団生活を行う場であるということから、保育所等での園児に対する与薬は、原則として行いません。しかし医師の指示で、やむを得ず必要となるような場合に限り、保育所等での与薬を行うものとします。

保育所等における与薬は医師の指示に基づいた薬に限定します。預かる際には、与薬依頼書と一緒に保護者から1回分の薬を預かります。保護者から預かった薬については、他の子どもが誤って内服することのないように管理を徹底しましょう。

ア 医師の指示

- (1) 病気の回復期にあり、保育所等でも与薬が必要という、医師からの与薬指示があった場合に限り行うものとする。
- (2) 園児が慢性疾患（心臓疾患、喘息、アレルギーなど）などのために保育所等での与薬が必要となるような場合については、保育課に相談する。場合により主治医の診断書が必要になることもある。

イ 与薬の依頼

- (1) 与薬の依頼は、必要事項を記入した与薬依頼書（様式1）と薬を保護者から保育所等に提出してもらう。
- (2) 与薬依頼書は、医療機関ごとに1枚とし、与薬依頼のたびに提出する。
- (3) 慢性疾患で長期間与薬を必要とする場合は、初日は（様式1）を提出し、2日目から与薬依頼書（様式2）を使用する。また、薬の内容変更や、追加処方があった場合は、その都度（様式1）を提出することになる。

ウ 与薬の対象となる薬

- (1) 園児を診察した医師が処方した薬に限る。
- (2) 内服薬は1回分を持参してもらう。（外用薬で1回量ができない場合は除く）
- (3) 薬の容器や袋には、クラス名、園児氏名、時間（例：「食後」）を必ず書いてもらう。
- (4) 喘息などの貼付剤（商品名ホクナリンテープ）については、医師の指示があった場合に限り与薬を行う。貼付部位と保育中にはがれた時の対応（貼り換えが必要かどうか）について保護者に確認し、依頼書に記載する。自宅から貼ってきた場合（貼り換え不要）は、与薬依頼書は不要。但し貼ってあることを口頭で伝えてもらうようにする。

エ 与薬の対象とならない薬

- (1) 市販薬や自家製の薬、保護者が個人的な判断で持参した薬。
- (2) 「熱がでたら・・・」「咳がでたら・・・」「発作が起こったら・・・」というような症状の判断を必要とする「座薬」「解熱剤」「吸入薬」は、原則、保育所等では対応しない。
（医師の具体的な指示があり、事前に保護者と協議されている坐薬（熱性けいれん止め等）やアナフィラキシー処置薬の場合は与薬を行う場合もある。）

オ 保護者からの与薬依頼の受け方

- (1) 薬は予約依頼書と一緒に保護者から職員が預かり、以下の項目を確認してから受付者サインをする。
 - 昨夜からの状況確認と健康観察を行ったか
 - 薬の容器や袋に、クラス名、園児氏名、与薬時間が記載されているか
 - 薬（内服薬）の量が1回分であるか
 - 依頼書の記載事項（薬の種類、服用方法、時間など）を保護者に確認したか
 - その日の保護者の連絡方法を確認したか
- (2) 薬局などからの薬剤情報提供書がある場合は、必要時、保育所等に提出してもらう。

カ 薬の保管について

保護者から預かった薬は、園児の手の届かない安全な場所に保管する。

キ 園児への与薬のやり方

- (1) 与薬する園児の健康状態の確認、観察を行う。
- (2) 与薬依頼書に記載された、薬の種類、与薬方法、時間を確認する。
- (3) 薬の容器や袋に記載されたクラス名、園児氏名、時間を確認する。
- (4) 与薬するときは、重複与薬・人違いによる誤薬や与薬忘れがないよう、指差喚起し確実にを行う。
- (5) 与薬後、与薬依頼書に与薬者サインと時間を記入する。
- (6) 与薬後、異変が生じた場合は、速やかに医療機関の指示を受けて対応すると共に保護者へも連絡する。また、区役所健康福祉課に報告する。

※アナフィラキシー処置薬、坐薬の場合は、事前協議した対処法で与薬をするとともに、保護者へも連絡する。

ク 誤薬が生じた場合

- (1) 万が一誤って与薬した場合、速やかに受診した医療機関に報告し指示を仰ぐ。
- (2) 誤薬のあったこと及び医療機関に相談した結果を保護者に伝え謝罪する。
- (3) 区役所健康福祉課に報告をする。
- (4) 記録に残し検証する。

ケ 与薬依頼書の保管について

与薬依頼書は年度単位で1年間保管。

コ 保育所等でのケガで受診する際、保護者が同行できない場合に、与薬依頼があった時の対応について

- (1) 医師の指示を保護者に伝え、与薬の確認をとる。
- (2) 与薬依頼書の項目に、同行した職員が記入する。
その際、与薬依頼書の右上に「事故対応」と記し、受付者サインをする。
- (3) 指示通り与薬し、依頼書に与薬者サインと時間を記入する。
- (4) 降園時、保護者より与薬依頼書を確認のうえ、保護者名を記入してもらう。

④ 常備すべき救急薬品及び物品

基本的には医療行為を行ってはいけないことを前提に、応急手当として医薬品を使います。薬品は6か月に一度は点検し、必要に応じて新しいものにとりかえましょう。開封した日付が記入してあるか、使用期限はどうかなど確認し、不明瞭な物は処分します。医薬品は子どもの手の届かない所、湿気が少ない所で保管します。

衛生材用	・滅菌ガーゼ（大、小） ・絆創膏 ・救急絆創膏 ・カット綿 ・綿棒 ・伸縮包帯 ・三角巾 ・とげ抜き ・ピンセット ・はさみ ・体温計 ・氷枕または冷却剤（保冷剤、冷えピタ等） ・ペンライト ・使い捨てマスク ・使い捨てゴム手袋 ・汚物用ビニール袋
薬品	・虫刺され外用薬

(4) 個別的な配慮を必要とする子どもへの対応

保護者及び主治医との連絡を密にし、予測される病状の変化や必要とされる保育の制限等について、全職員で共通理解を持つことが大切です。

●食物アレルギーのある子ども

保育所におけるアレルギー対応は、全職員が内容を熟知する必要があります。そのためにも、全職員は施設内外の研修に定期的に参加し、個々の知識と技術を高めることが重要となります。

アレルギー疾患を有する子どもの保育については、医師の診断、指示に基づき適切に対応する必要があります。生活管理指導表により、保育所と保護者との間で情報の共有を行いましょ。乳幼児期の原因となりやすい食物は、牛乳、鶏卵、小麦などがあります。安全対策と誤食予防として①原因食品は調理前の段階から除去する。②調理作業で原因食品を混入させない。③食器やトレイを専用にするなどして誤食や誤配を防ぐ。④万が一のために、危機管理を徹底する。など、職員全員が共通認識をもって対応することが重要です。

アナフィラキシーへの対応は緊急を要するため、保育所内で健康安全に関する責任者を決めるとともに、緊急時は園長のリーダーシップのもと、組織的に対応できるような体制づくりをしておきましょう。

保育所における食物アレルギー対応マニュアル（新潟市保育課）参照

対応の原則

- ・食物アレルギー対応は、完全除去食を基本とする。
- ・家庭でも原因食物の除去を行っていること。
- ・家庭で食べたことがない食物は、基本的には保育所では提供しないこと。
- ・食物アレルギーに関する情報は、記録を残し、必ず全職員が共有すること。
- ・医師より診断された「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」が提出されていること。
- ・医師から原因食物の喫食が可能と診断された場合は、保護者から「除去解除申請書」を提出してもらうこと。

●医療的ケアの必要な子ども

医療の発達に伴い、様々な医療的ケアを必要とする子どもの入園が求められることがあります。保育所で医療行為を要する子どもを受け入れる場合には、医療行為の内容、保育希望時間、家族の協力体制など、個々によって状況が異なることから、入園についての事前協議を保護者、市担当者及び主治医等を含めて検討を行います。入園が可能な状態にある場合は、医療的ケア児の保育ニーズに応じられるよう看護師等の配置等について、可能な限り受入体制を整えていきます。

また、保育所における医療的ケアの限界と困難度等について、保護者の十分な理解を得るようにし、保護者及び主治医との連携を密にするようにしましょう。

(5) 乳幼児突然死症候群

「元気ですくすく育っていた赤ちゃんが、眠っている間に突然死亡してしまう」これが乳幼児突然死症候群（SIDS）です。生後2か月から6か月に多く、まれに1歳以上でも発症することがあります。原因が不明の病気で窒息事故とは異なります。SIDSから赤ちゃんを守るための3つのポイント「①うつぶせ寝は避ける。②赤ちゃんの側でのたばこはやめる。③できるだけ母乳で育てる」について、保護者に周知し啓発を図っていきましょう。

また、日ごろから子どもとの愛着形成の中で、心の安定に努め、こまめな視診や触診による体調管理を行いましょ。いつもと様子が違う時、午睡時の呼吸状態の確認は、必ず身体に触れる等して、特に注意して対応していきましょう。

●睡眠中の窒息事故の予防

保育所等で長時間過ごす乳幼児にとって、午睡は生活のリズムの重要な構成要素となります。安全な午睡環境を確保するための乳幼児の窒息リスクの除去等の配慮について、保育者は共有し、適切な保育を行うことが重要となります。

医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳幼児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要です。何よりも1人にしないこと、寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。

窒息リスク除去の具体的な注意ポイント

1. 定期的に子どもの呼吸・体位・睡眠状態を点検する。
確認した記録は単なる、印ではなく、確認者のサインにする。
2. 乳児の顔が見えるように仰向けに寝かせる。
3. 睡眠時に子どもを一人にしない。
4. やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
5. ひも・ひも状のものを近くに置かない。
6. 口の中の異物がないか確認する。
7. ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。

●チェック間隔のおおよその目安

生後6か月末までの乳児	： 5分に1回
生後7か月～1歳	： 10分に1回
1歳～2歳	： 15分に1回
2歳以上	： 20分に1回

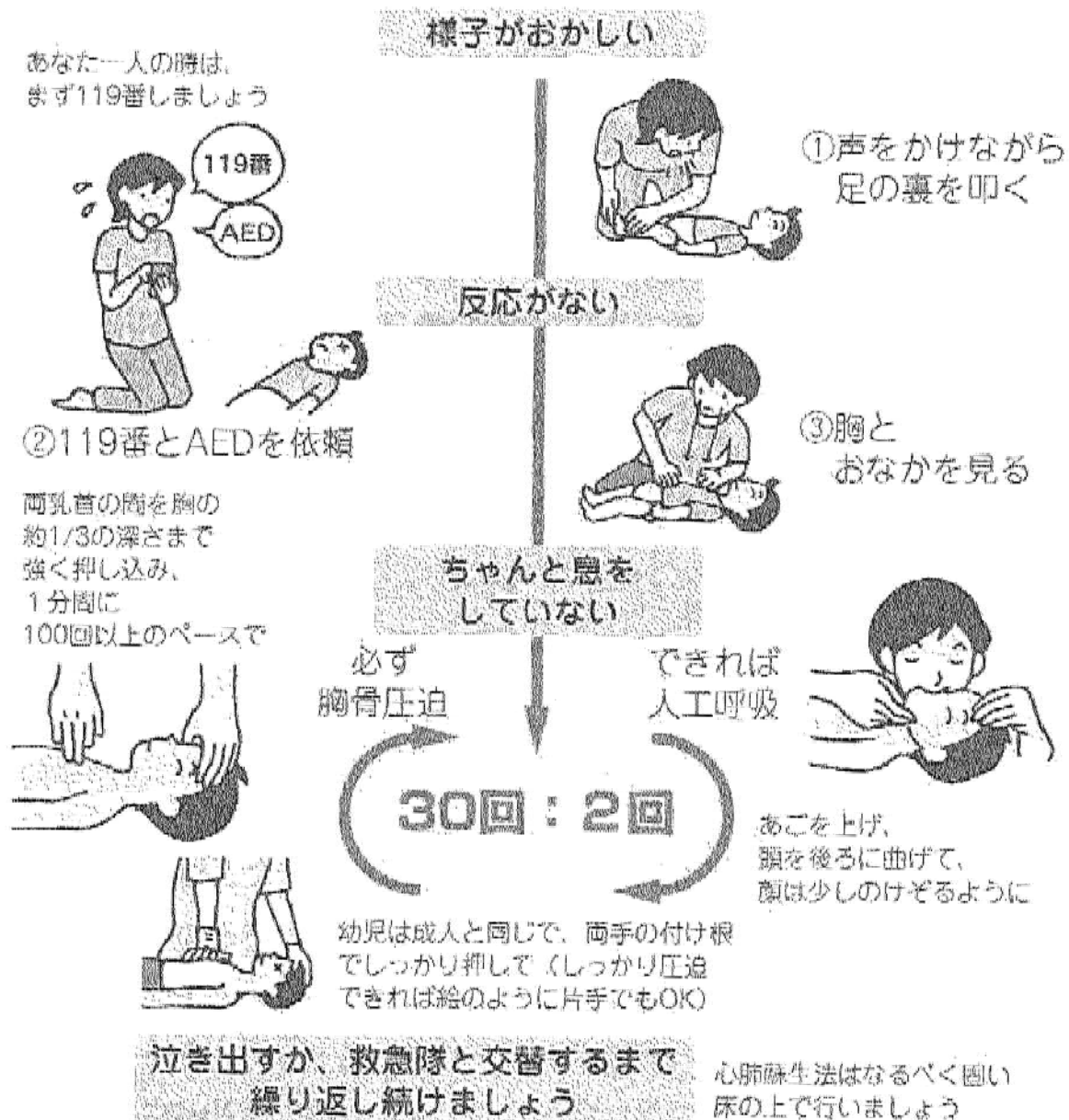
応急処置

- 1 すぐ抱き上げ、背中を擦るなど刺激し、名前を呼んでも反応がない場合は大声で人を呼び、救急車を要請する。
- 2 口の中に何かがつまっていたら注意深く取り除く。
- 3 心肺蘇生を始める。

心肺蘇生法

心肺蘇生法の基本は、胸骨圧迫と人工呼吸です。胸骨圧迫だけでも、人工呼吸だけでも、何かをするその勇気がお子さんの救命につながります。

様子がおかしいと思ったら助けを呼んで、以下の心肺蘇生法の手順を開始しましょう。



（監修）日本小児救急医学会心肺蘇生委員会、日本救急医療財団心肺蘇生法委員会
※消防機関等で応急処置の講習会が行われています。慣れておくと安心なので、参加してみましょう。

1. 子どもの健康支援（資料編）

◇ 主な疾病の症状と対応（資料：1）

- ・ 発熱
- ・ 下痢
- ・ 腹痛
- ・ 嘔吐
- ・ ひきつけ

◇ 事故・けが等の応急処置（資料：2）

- ・ 打撲
- ・ ねん挫
- ・ 脱臼
- ・ 肘内障
- ・ 骨折
- ・ やけど
- ・ 鼻血
- ・ 口腔内のけが
- ・ 虫さされ
- ・ 目に異物が入った場合
- ・ いろいろな傷
 - 刺し傷
 - ドアなどにはさまれた傷
 - 噛み傷
- ・ 異物を飲み込んだ場合

◇ 保育所等でみられる主な感染症（資料：3）

◇ アタマジラミ（資料：4）

主な疾病の症状と対応

発熱

乳幼児・小学生の体温の正常範囲は概ね37.4℃位までです。その範囲内での体温の上下は大丈夫です。こどもの普段の体温を知っておきましょう。

●発熱の対応・ケア

- (1) 発しんや咳を伴う時、また、複数の子どもに発熱のほか類似の症状がみられる場合には、別室で保育する。
- (2) 経口補水液、湯ざまし、お茶等により水分を補給をする。
- (3) 熱が上がって暑がる時は薄着にし、涼しくしたり、氷枕などをあてたりする。手足が冷たい時、寒気がある時は保温する。
- (4) 高熱が出ている場合には、首のつけ根・わきの下・足の付け根を冷やす（ただし、子どもが嫌がる場合には行わないこと）。
- (5) 微熱が出ている場合には、水分補給を行い安静にさせた後、30分程度様子を見てから再度検温する。
- (6) 保護者がお迎えに来るまでの間の対応
 - ・1時間ごとに検温をする。
 - ・水分補給を促す。吐き気がない場合には、本人が飲みたいだけ与えてよい。
 - ・汗をかいていたらよく拭き、着替えさせる。

下痢

●下痢の対応・ケア

- (1) 感染予防のための適切な便処理を行う。激しい下痢を処理する時には、マスク及びエプロンを着用する。
- (2) 繰り返す下痢・発熱・嘔吐等の症状を伴う時は、別室で保育する。
- (3) 下痢で水分が失われるため、水分補給を十分に行う。
経口補水液等を少量ずつ頻回に与える。
- (4) 食事の量を少なめにし、消化の良い食事にする。
- (5) お尻がただれやすいので頻回に清拭する。
- (6) 診察を受けるときは、便を持っていく。便のついた紙おむつでもよい。

腹痛

●すぐに受診が必要な時

- ・お腹を痛がり、発熱、吐き気、激しく泣くなどの症状がある。
- ・顔色が悪く、ぐったりしている。
- ・お腹が張って、触ると痛みが苦しむ。
- ・次第にお腹の痛みが強くなる。
- ・お腹を痛がり血便がある。（腸重積の場合があります）

嘔吐

●嘔吐の対応・ケア

- (1) 嘔吐物を覆い、感染予防のための適切な嘔吐物の処理を行う。
- (2) 嘔吐した子どもに対しては、以下のように対応を行う。
 - ・うがいのできる子どもの場合、うがいをさせる。
 - ・うがいのできない子どもの場合、嘔吐を誘発させないように口腔内に残っている嘔吐物を丁寧に取り除く。
 - ・繰り返し嘔吐がないか様子を見る。
 - ・何をきっかけに吐いたのか（咳で吐いたか、吐き気があったか等）確認する。
 - ・流行状況等から感染症が疑われるときには、応援の職員を呼び、他の子どもを別室に移動させる。
 - ・別室で保育しながら、安静にさせる。この際には、脱水症状に注意する。
 - ・寝かせる場合には、嘔吐物が気管に入らないように体を横向きに寝かせる。
 - ・嘔吐して30分～60分程度後に吐き気がなければ、様子を見ながら、経口補水液などの水分を少量ずつ摂らせる。
 - ・頭を打った後に嘔吐したり、意識がぼんやりしたりしている時は、横向きに寝かせて救急車を要請し、その場から動かさない。

ひきつけ

けいれんは子どもの約5～10%が経験すると言われています。短いけいれんなら命に関わることは滅多にありませんが、けいれんの原因が脳炎や急性脳症でない限り、後遺症が残ることもまずありません。

●けいれんの時の対応

- (1) けいれんの様子（体のどの部位か、どのような発作か、四肢は伸びているか曲げているか、目の向き、呼吸状態、熱の有無、けいれんしている時間等）を観察してください。
- (2) 呼吸の確保のため、衣服をゆるめ、嘔吐物が気管に入らないように体を横にしましょう。
- (3) 子どもをゆすったり、大きな声で名前を呼ぶなどの刺激は逆効果です。舌を噛むことはありません。口の中に物をくわえさせないでください。
- (4) けいれんが強い時は、頭を床に打ちつけないよう保護します。
- (5) けいれんしている間は体を押さえつけてはいけません。

●救急車の要請が必要な時

- ・けいれんが10分以上続く。
- ・けいれんが治まった後も、呼びかけても反応が弱く、様子がおかしい。
- ・10分以内におさまっても、けいれんを繰り返す。
- ・けいれんと共に嘔吐を繰り返す。
- ・意識は回復したが、どこかに麻痺がある、または体の動きがおかしい。

事故・けが等の応急処置

乳幼児は、まだ心身ともに発達の過程であり、危険に対する認識は十分でなく活動経験も少ないので、予期しない事故やけがが起きやすいものです。けがを恐れるあまり、子どもたちの正常な発達を阻害するような、がんじがらめの保育は避けたいものです。子どもの疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全職員が対応できるようにしておきましょう。

打撲

●頭部の打撲

すぐに泣いて、その後機嫌も良く、食欲もある場合は

- (1) 頭を高くして寝かせ、頭部を濡らしたタオルなどで冷やし、様子を見ます。
- (2) 頭を打った当日は安静にし、入浴も控えるよう伝えましょう。
- (3) 2～3日は注意深く観察し、吐き気があったり、いつもと様子が違う場合、すぐ頭部CT検査の可能な病院を受診するよう伝えましょう。

※注意が必要な場合

意識がない（すぐに泣かない）時や吐き気がある時、けいれんが起きた時などは、すぐに救急車を要請します。

●胸部・腹部の打撲

- (1) 衣服をゆるめ、楽に呼吸ができるようにして、様子を見てください。
- (2) 顔色が悪い場合や腹痛のある場合、血尿や耳、鼻から出血のある場合は、すぐに救急車を要請します。

●目や耳の打撲

- (1) 目を強く打った場合は、氷水に浸したタオルなどで冷やし、清潔な布などで覆って眼科を受診してください。
- (2) 耳を強く打った場合、耳の中を突いた場合は、すぐに耳鼻科を受診してください。

●手足の打撲

- (1) 激しく痛がる場合や患部が変形している場合、痛めた部分に大きな傷がある場合、患部を動かさない場合は、患部を固定し、すぐに外科・整形外科を受診します。
- (2) 腕、ひじ、足などが曲がっている場合は、板や厚紙、新聞紙をかたく丸めた物などを副え、そのまま布で縛って固定して受診します。

ねん挫

内出血や腫れを防ぐため患部を冷やして安静を保ち、動かさないようにして早目に医療機関を受診しましょう。

脱臼

脱臼が疑われる場合には、受傷部の関節を動かさず、腫れた時には冷やして、至急医療機関を受診します。

肘内障

※肘が抜けたといわれるものが、この病気です。

手をつなごうと、ちょっと手を引っ張ったりしても、脱臼してしまうことがあります。肘内障になりやすい子どもについては、職員全体が把握して十分気をつけましょう。

肘内障がおこってから時間がたつと、整復しにくくなることが多いので早目に受診します。

●予防のポイント

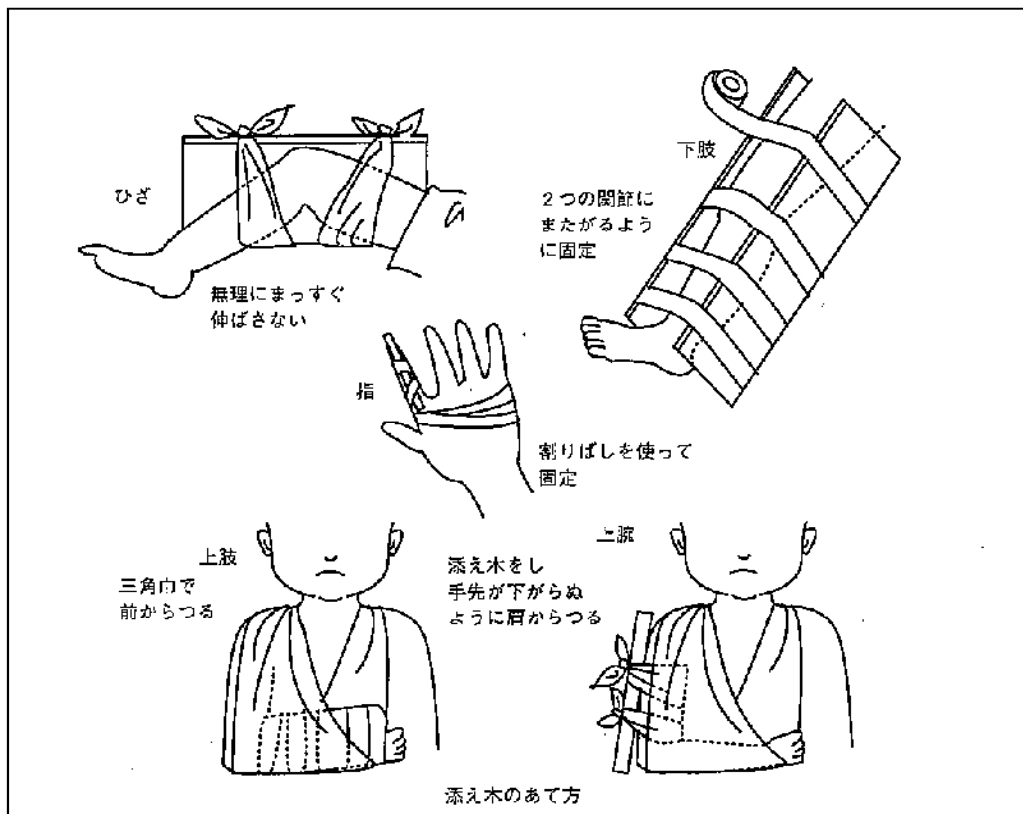
- (1) 日ごろから、手を引っ張らないようにする。
- (2) 子どもが転びそうになった時には、手ではなく、胴体などをつかむようにする。
- (3) 寝ている時、腕が体の下になったままねじれていないか等、姿勢に注意する。

骨折

ごく軽いねん挫を除けば、骨折とねん挫を症状から判断するのは困難です。

「ねん挫と思ったが、レントゲン検査の結果骨折だった」ということや、はっきりした骨折の症状が見つからず、後になって判明したということも少なくありません。骨折かどうかわからない時はその可能性を考えて対処します。

- (1) 腫れ、変形、皮膚の色の変化、痛みが有る場合、骨折が疑われますので、患部を冷やして板や厚紙、新聞紙をかたく丸めた物などを副え、布などで骨折部を動かないように固定し、至急医療機関を受診します。
- (2) 骨が出ている時は傷を洗ったりせず、清潔なガーゼをあて受診します。
- (3) 特に小児の場合、教科書どおりの症状になるとは限りませんので、より注意深い観察が必要です。



やけど

(1) やけどをしたら、水道水または氷水などで、患部を10分間以上冷やします。

服の上からでもよいです。その際、体が冷えないように注意します。

(2) 水ぶくれはつぶさないように、水の勢いを弱めて冷やします。

もしつぶれてしまったら、清潔なガーゼなどで保護しておきましょう。

※自己判断で軟膏を塗るのはやめましょう。細菌感染を起こして治りにくくなったり、痕が残ったりすることがあります。

次の場合は救急車を呼びましょう。

○やけどの範囲が大人の手のひらより大きい時。

○範囲は狭くても、皮が黒く焦げていたり、白くなっている時。



鼻血

座って顔を少し下に向け、指で小鼻を強くつまみ、そのまま10～15分押さえます。止まりにくい時は、鼻や眉間、頭を冷やしながら、指で小鼻を押さえます。

10分以上出血が続く時、頭を打った後に鼻血が出た時、何度も鼻血を繰り返すとき、手足に皮下出血したようなあざが多数あるときは受診が必要です。

口腔内のけが

幼児期の口腔内の外傷は頻度が高く、特に歯の脱臼がめだちます。歯の受傷の場合、適切な処置をすれば戻せる場合がありますので、できるだけ早く歯科医へ受診します。

うがいをし、傷を確認します。傷が深かったり、出血が止まりにくい時は、清潔なガーゼで圧迫し、直ちに受診します。

折れた歯や取れた歯は、そのまま保存液か牛乳に入れ乾燥させないようにして、直ちに受診します。

虫さされ(蜂)

(1) 安全な場所へ避難します。その後、患部を確認し、針が残っていたら刺抜きなどで取り除きます。

(2) その後、刺された部分絞るようにして毒を体内から出し、流水で洗い流します。

針を抜く際、指で抜くのは避けてください。指でつまむと毒嚢を圧迫して、さらに毒が入り込む可能性があります。

(3) 患部を冷やし、直ちに受診します。

目に異物が入った場合

(1) 目を傷つけるといけないので、こすらせないようにし、指で瞼を開き、弱めの流水で洗眼します。

処置をしても痛がる時は、すぐに受診します。

(2) 洗剤や薬品等が入ったら、すぐに弱めの流水で洗い流し、清潔なガーゼなどを目に当ててそっと縛りすぐに受診します。

いろいろな傷

傷の手当は、傷口の確認から止血、清潔、傷口の保護、圧迫の順に行います。

手当をする時は、血液に触れることがあるので、使い捨て手袋を使いましょう。

- (1) 流水で、汚れや血液を洗い流し、傷の状態を確認します。
- (2) 傷口を圧迫しても支障の無いことを確認し、清潔なガーゼなどで押さえ、圧迫して止血します。
- (3) 出血がとまったら、傷口を清潔なガーゼなどで覆い、その上から包帯で圧迫するように巻きます。
- (4) 傷口を心臓より高くして寝かせると、早く出血が止まります。

● 以下のような場合は至急受診しましょう。

- 出血が止まらない
- 傷が深い、大きい
- 動物にかまれた、ひっかかれた
- 負傷した子どもの様子がおかしいなど
- さびた物、汚い物で傷つけた場合
- 傷の周囲が腫れている
- ガラス片、小石などが刺さっている。

● 刺し傷

取り除くことができれば、取り除き、清潔なガーゼなどをあてます。

● ドアなどにはさまれた傷

すぐに冷やします。腫れや痛みが強い場合は、骨折や腱の損傷の危険があるので、冷やしながら、指を動かさないようにして受診します。

● 噛み傷

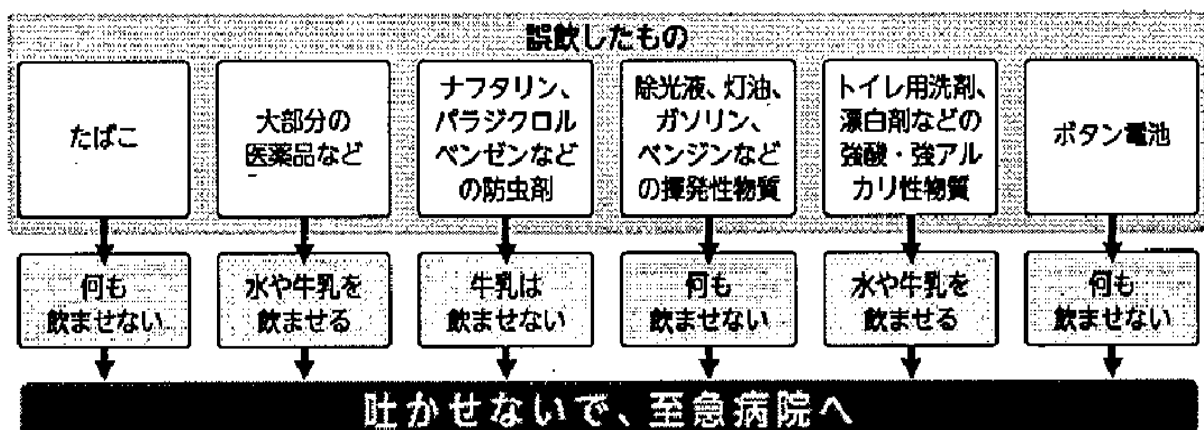
- (1) 子どもの噛みつきは、水道水で洗浄し冷やします。腫れていたなら、保冷剤などで冷やし、傷の状態により受診します。
- (2) 犬、猫、ウサギ等動物の噛みつきは、傷口やその周辺を流水でよく洗い清潔なガーゼで拭きます。傷口が小さくても、皮下で深い傷や裂き傷になっていたり、動物が持っている病気や細菌による感染症の原因になったりする場合もあるので、至急受診します。

異物を飲み込んだ場合

子どもが何かを誤飲してしまった時は、何を飲んだか、いつ飲んだか、どれだけの量を飲んだか、などを確認することが必要です。誤飲してしまったものの種類によって対応が違うことがあるので注意しましょう。

● 誤飲してしまった時の対応のポイント

(消費者庁 事故防止ハンドブックより)



●誤飲で医療機関へ行く際のチェックポイント

- ①何を飲んだか ②いつ飲んだか ③どれだけの量を飲んだか
- ④顔色が悪いなど、いつもと違うところはないか ⑤けいれんを起こしていないか
- ⑥意識ははっきりしているか

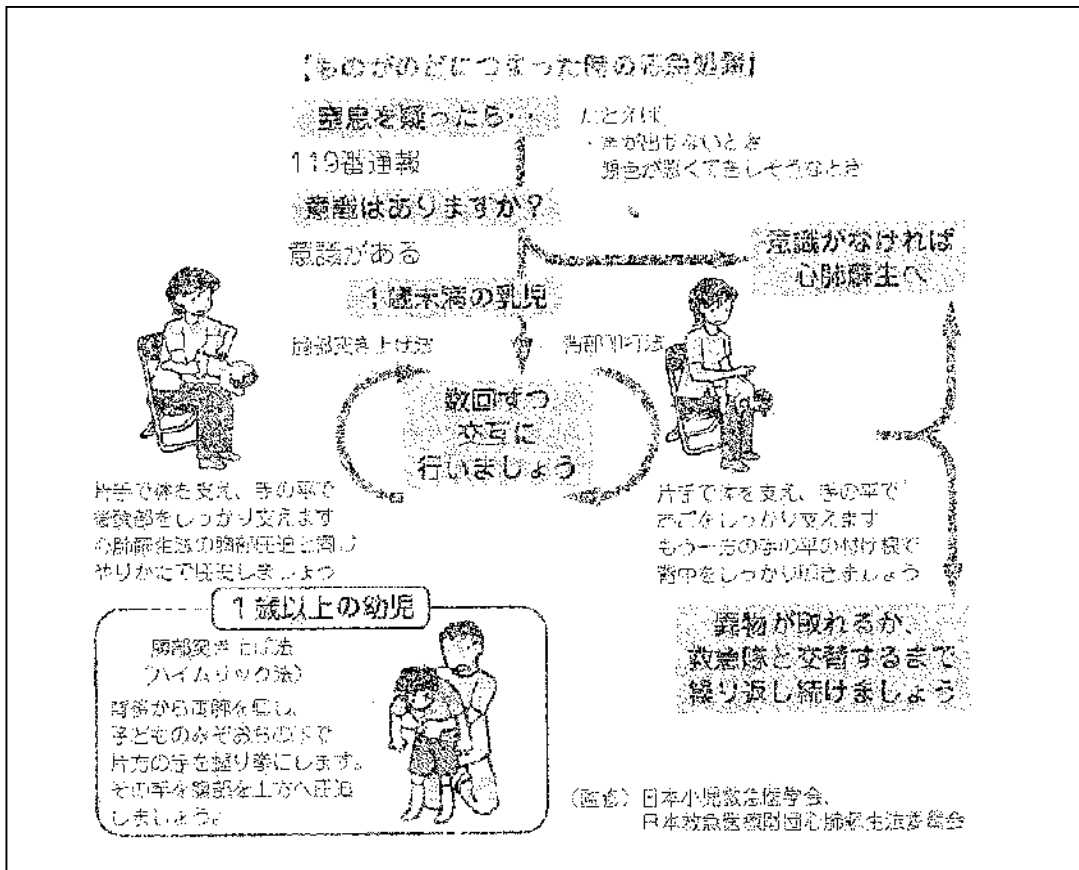
などをチェックし、誤飲したものの容器や袋、説明書などを持って受診しましょう。

(公財) 日本中毒情報センター 中毒110番

化学物質(たばこ、家庭用品など)、医薬品、動植物の毒などによる中毒事故が実際に起きて、どう対処したらよいか迷った場合は相談してください。

- ・大阪中毒110番(24時間対応) 072-727-2499
- ・つくば中毒110番(9時~21時対応) 029-852-9999

●子どもが物をのどに詰まらせ苦しがついていたら、救急車を要請すると共に、腹部を抱き込み背中を3~4回強く叩きます。



保育施設でみられる主な感染症

◎登園許可証が必要な感染症

—保育施設での対応は医師の指示にしたがってください—

病名	症状	潜伏期間	感染経路	出席のめやす	合併症
◎インフルエンザ	突然の高熱が出現し、3～4日続く。倦怠感、食欲不振、関節痛、筋肉痛等の全身症状や、咽頭痛、鼻汁、咳等の気道症状を伴う。	1～4日	飛沫感染 接触感染	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで。	気管支炎、肺炎 中耳炎 熱性けいれん 急性脳症
◎百日咳	特有な咳が特徴で、連続性・発作性の咳が長期に続く。発熱することはない。	7～10日	飛沫感染 接触感染	特有の咳がなくなるまで又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで。	肺炎、中耳炎、脳症
◎麻疹(はしか)	38℃以上の高熱、咳、鼻汁、結膜充血、コプリック斑が頬粘膜に出現する。(番感染力はこのときが最も強い)一時下降した熱が再び高くなり耳後部から発しんが広がる。	8～12日	飛沫感染 (発疹前が感染力強い) 接触感染 空気感染	解熱後3日経過するまで。	中耳炎、肺炎 熱性けいれん、脳炎
◎風しん (三日はしか)	発しんが顔や頸部に出現し、全身へ拡大。発しんは紅斑で融合傾向は少なく約3日間で消える。発熱やリンパ節腫脹を伴うことが多い。	16～18日	飛沫感染 接触感染	発しんが消失するまで。	関節炎、脳炎 血小板減少性紫斑病など
◎流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発熱と唾液腺(耳下腺、顎下腺、舌下腺)の腫脹・疼痛。	16～18日	飛沫感染 接触感染	耳下腺、顎下腺等の腫れの出現後、5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。	髄膜炎、難聴、脳炎・脳症
◎水痘 (水ぼうそう)	発しんが顔や頭部に出現し、全身へ拡大する。発しんは、斑点状の赤い丘しんからはじまり、水疱、痂皮に順に変化する。	14～16日	飛沫感染 接触感染 空気感染	全ての発疹が痂皮(かさぶた)になるまで。	皮膚の細菌感染症 脳炎、小脳失調、肺炎
◎咽頭結膜熱 (プール熱)	高熱、扁桃腺炎、結膜炎。	2～14日	飛沫感染 接触感染 プールでは結膜から	主な症状が消えた後2日経過するまで。	
◎急性出血性結膜炎	強い目の痛み、目の結膜(白眼の部分)の充血、結膜下出血、目やに、角膜の混濁等。	平均24時間 又は 2～3日間	飛沫感染 接触感染	医師により感染の恐れがないと認められるまで。	
◎流行性角結膜炎	目の充血、目やに。	2～14日	飛沫感染 接触感染	結膜炎の症状が消失していること。	
◎溶連菌感染症	扁桃炎、伝染性膿痂しん(とびひ)、中耳炎、肺炎、化膿性関節炎、骨髄炎、髄膜炎等の様々な症状を呈する。	2～5日 とびひは 7～10日	飛沫感染 接触感染	抗菌薬内服後24～48時間経過していること。	リウマチ熱、急性糸球体腎炎

◎アデノウイルス 感染症	40℃以上の高熱が続き、扁桃に白い斑点がでる。 症状は、咽頭結膜熱、扁桃炎、肺炎、胃腸炎など様々。	5～7日	飛沫感染 接触感染 経口(糞口)感染	主な症状が消失してから2日を経過するまで。	肺炎、結膜炎、胃腸炎など
(感染性)胃腸炎 ノロウイルス ロタウイルス	嘔吐、下痢。	【ロタ】 1～3日 【ノロ】 12～48時間	経口(糞口)感染 接触感染、 食品媒介感染	下痢、嘔吐等の症状が治まり、普段の食事ができるようになり、主治医の許可があるまで。	脱水、けいれん、脳症、 肝炎
手足口病	口腔粘膜と手足の末端に水疱性発しんが生じる。発熱と咽頭痛を伴う水疱が口腔内にできる。	3～6日	飛沫感染、 接触感染 経口(糞口)感染	普段の食事ができ、全身状態が安定して医師の許可があれば登園可能。	
伝染性紅斑 (りんご病)	発熱、倦怠感、頭痛、筋肉痛等の軽微な症状の後、両頬に紅斑が出現、手足に網目状の紅斑がでる。	4～14日	飛沫感染	発疹がでた時には感染力はないので全身状態が良ければ登園可能。	関節炎、溶血性貧血、紫斑病
ヘルパンギーナ	高熱、咽頭痛。口蓋垂(のどちんこ)付近に水疱疹や潰瘍を形成。 高熱は数日続く。	3～6日	飛沫感染、 接触感染 経口(糞口)感染	普段の食事ができ、全身状態が安定して医師の許可があれば登園可能。	熱性けいれん、脱水症
RSウイルス感染症	発熱、鼻汁、咳嗽、喘鳴、呼吸困難	4～6日	飛沫感染、 接触感染	重篤な呼吸器症状が消失し全身状態がよく医師の許可があれば登園可能。	細気管支炎、肺炎 無呼吸
腸管出血大腸菌 感染症(O-157 等)	水様下痢便や腹痛、血便	3～4日	経口(糞口)感染 接触感染 食品媒介感染	医師より感染のおそれがないと認められたとき。5歳未満は、2回以上連続の検便で陰性が確認されるまで。	溶血性尿毒症候群 脳症
マイコプラズマ 肺炎	咳、発熱、頭痛などの風邪症状がゆっくりと進行し、特に咳は徐々に激しくなる。	2～3週間	飛沫感染	発熱、激しい咳が治まり、医師の許可があれば登園可能。	中耳炎、髄膜炎
突発性発しん	3日間程度の高熱の後、解熱とともに紅斑が出現し数日で消える。	9～10日	飛沫感染 接触感染 経口感染	解熱し、機嫌が良く全身状態が良好で医師の許可があれば登園可能。	熱性けいれん、脳症
伝染性軟属腫 (水いぼ)	1～5mm位のイボ(水疱)で、イボの中の液にウイルスが含まれ、この液が着くと感染する。	2～7週	接触感染	登園可能。	
伝染性膿痂疹 (とびひ)	水疱(水ぶくれ)やびらん、痂皮(かさぶた)が、鼻周囲、体幹、四肢等の全身にみられる。	2～10日 (長期の場合もある)	接触感染	登園可能。保育園での対応は主治医に相談。	

アタマジラミ

どんなに清潔にしているても、アタマジラミは主に頭部が直接、接触することにより感染します。

大切なのは、日ごろから正しい知識を持ち、発生を把握した時点で園と保護者が協力し合い、早期発見・一斉駆除することです。また、「不潔だ」「だらしない」といった誤ったイメージで子どもの心を傷つけてしまわないよう気をつけましょう。

髪の毛から離れた成虫・幼虫が寝具、ヘアブラシ、タオルなどを介して感染することがありますので、これらの共有は避けてください。

「保育所等におけるアタマジラミ対応マニュアル」参照

2 食育の推進

保育所等における食育は「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うために毎日の生活と遊びの中で、自ら意欲を持って食に関わる体験を積み重ね、食べることに関心を持ち、大人や友だちなどと食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものである。

食育の推進にあたっては、保育士、調理員、栄養士等が子どもとのかかわりを深めながら連携し、一体となって取り組むことが重要である。

- ・ 食育の取組みは、毎日の食事や日常の生活と密接につながっていることから、子どもの発育・発達状況に応じた支援を行うようにする。
- ・ 食に関わる嗜好や体験が広がるよう季節感や伝統的な食文化に触れる機会を増やし、食べるのが楽しい・食べたいという意欲を培うようにする。
- ・ 料理体験や野菜栽培などを十分に展開できない年齢の低い子どもについては、毎日の食事の提供とそれに伴う保育者や給食関係者の関わりから食べる意欲が育まれるため、日常生活の中で、子どもの食の支援を丁寧に行うようにする。

(1) 食育計画及び食育実施計画・評価の作成

保育の基本的な計画である「全体的な計画」で示された食育の視点を踏まえ、食を通してどのような体験を積み重ねることが大切なのか実施計画を作成し、その評価及び改善につとめること。特に、栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図るようにする。

子どもたちが、望ましい食習慣を身につけるためには、まず意識が育ち、その次に行動が変わり、その行動が維持・継続する時に目標が達成するため、子どもの発達、家庭状況、地域の実態など状況を把握し、計画・実施・評価・改善・再計画を繰り返しながら展開する。

食育計画の作成にあたっては、保育所保育指針で述べられている保育の目標を食育の観点から具体的に示した「楽しく食べる子どもに－保育所における食育に関する指針」（110頁参照）や食べる機能の発達面から示した「年齢別 食べる意欲や機能の発達とその支援」（114頁参照）を参考に、乳幼児期の発達特性に即した無理のない内容とする。

① 状況の把握（アセスメント）

子どもの食べる機能の発達、食生活の状況、食環境、生活のリズム、好き嫌い、活動状況などの現状を把握し、その上で問題点に気づき、その点をどう支援していくか計画し実践に発展させる。

② 計画

ア アンケート調査などにより、今の子どもの取り巻く環境や発達状況、食をめぐる実態を把握し課題を明確にする。

イ 計画は7つ（6W1H）の要素を基本として、具体的な計画を作成する。

What	何のために 何をやるのか
When	いつ
Where	どこで
Who	誰が
Whom	誰に
How	どのような内容で
Why	なぜ行うのか

ウ 展開方法を決める。

体験型や演習型、観察型の計画を立て、より多くの経験をたくさん積み重ねる。

エ 教材・媒体を決める。

子どもには、聞く・見る・触れる・嗅ぐ・味わうなど、様々な感覚器官を重複して興味を集中させる方法を企画する。

オ 評価基準を決める。

計画段階でよく検討して実施計画に盛り込み、目標達成の有無や程度を見極める。

③ 食育実施計画（乳児用）の作成

料理体験や栽培活動などが展開できない乳児期の食育については、子どもの全体の発達を見ながら、食物の調理や食具などを含めた食べ方の発達を促すための計画をたて、丁寧な支援に繋げるようにする。

乳児用の食育計画については、「食育実施計画書・評価 記載例(乳児の場合)」(102頁参照)及び「食育取組経過記録」(103頁参照)を参考にして作成する。

年度 食育計画 施設名

保育園の目標		園長		主任		関係者		
年齢	6か月未満	6か月～1歳未満	1歳～1歳6か月未満	1歳6か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
ねらい	<p>保育園における食育は、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての「食を愛む力」の育成に向け、その基礎を培うこととされているが、食を通してどのような育ちを期待するか考え目標とする。</p> <p>食育の基本的な計画である「全体的な計画」で示された食育の視点を踏まえ、食をめぐる体験を通して、どのような子どもに育つことを望むのか、職員間で確認しあい、具体的な活動のねらいを示す。</p> <p>なお、受け入れている最年少児から最年長児までの発達特性を踏まえて、全過程の子どもたちの経験を見直し、一貫性や系統性をもって計画する。</p>							
内 容								
健康								
人間関係								
食文化								
食への興味								
援助と配慮								
家庭や地域との連携								

年齢別に子どもの発達の特性を踏まえて、「健康」「人間関係」「食文化」「食への興味」に関する事項に分けて考える。なお、発達の特性からみて、各項目を区別することが困難な3歳未満児については各項目に配慮してまとめて計画してもよい。いずれの年齢も、手引きの「保育所における食育に関する指針」や「食への意欲や機能の発達とその支援」を参考に計画する。

食べ方やマナーなどの習得、食事への興味を引き出すための援助や支援など、手引きの「保育所における食育に関する指針」や「食への意欲や機能の発達とその支援」を参考に計画する。

家庭にたいしては、園種り等の発着や、保護者会とおして給食やおやつを試食会、親子クッキングなどを企画し、子どもの様子や食育の実践活動を伝えるなど、保護者の食育に対する関心を高めるための内容とする。

地域の多くの専門機関(食育・花育センター等)、食品の生産者や販売に携わる業者と連携するなど、子どもの豊かな食体験につながるような内容とする。

記載例

食育実施計画書・評価

園長	主任	関係者

実施内容	小松菜の収穫体験		
ねらい	身近な自然にかかわり、収穫した作物と料理との関係を考え、食材に対する感覚を豊かにする		
期日	平成〇〇年〇月〇〇日	担当者名	〇〇 〇子
クラス名	〇〇組	人数	名
プログラム	こどもの活動	保育者のかかわり	給食関係者のかかわり 及び準備
導入	10:30 手洗い・身支度を整え、畑に出かける	・着衣や靴の着脱を援助する	・メニューを掲示する
展開	10:50 畑に到着し、収穫方法や順序の説明を受け、収穫を開始する	・全員が小松菜を抜き取ることが出来ているか確認する	・給食で使用する野菜を、サンプルケースに入れる
	11:20 収穫した小松菜をかごに入れる	・かごの位置や入れ方を指示	・事前に仕入れた小松菜で調理する
まとめ	11:40 園に戻り、調理員さんに手渡す	・手渡す行動の援助と声かけ	・野菜を受け取り、感謝の気持ちを伝える
	11:50 身支度を整え、手を洗い 食事の準備をする	・手洗い、食事の準備の声掛け	・配食準備
	12:00 「いただきます」をする	・収穫の時のことなどを話題にする	・食べている状況を確認し、
	12:30 「ごちそうさま」をする 活動を振り返り、感想を話す	・ねらいとして挙げた食材に対する感覚を豊かにするように感想を引き出す	子どもたちに収穫の様子を聞く。また、料理のポイントなどを話す
記録	〇ポイント〇 実施後に、子どもがどのように関わっていたか表情やどんな言葉が聞かれたかなどを記録するとともに、職員の支援方法で気付いたことを記す1日で完結せず、継続する場合の記録は、別紙の経過記録表にその都度残す		
保護者との連携	収穫の写真、子どもの言葉や表情などをまとめて、壁新聞などで保護者に周知する	・給食のサンプル展示と共に、レシピを備え、家庭でも作ってもらう	
評価	1 小松菜の収穫作業は、子どもの発達に適切していたか 2 楽しさを表す言葉や表情は何か子どもの発達に適切していたか 3 否定的な行動の子どもはみられたか その理由として考えられることは何か 4 保護者に内容を伝えることができたか 5 収穫した小松菜の特徴を知り、料理になるとどんな味かするのかなど、食に関する感性が豊かになったか		〇ポイント〇 評価は、計画段階で十分に検討し実施計画に入れ、実施後には目標達成の有無やその程度を見極める未達成の場合は、経過のどの段階が問題か振り返り、その段階に戻り改善して目標達成を目指す

記載例（乳児の場合）

食育実施計画書・評価

園長	主任	関係者

実施内容	手づかみ食べ中心から、スプーンを使って食べるようになる		
ねらい	保育施設の食事に慣れ、保育士に介助されながらも、自分で食べようとする		
期日	1歳6か月～2歳未満	担当者名	〇〇 〇子
クラス名	〇〇組	人数	名
プログラム	こどもの活動	保育者のかかわり	給食関係者のかかわり 及び準備
	<ul style="list-style-type: none"> ・椅子に座る ・手を拭く徐々に保育者と一緒に手洗いをする ・エプロンを着ける ・食事の挨拶を、保育士と一緒に言う ・様々な食べものに興味を持ち、自分で進んで食べようとする ・手でつかんだ食べものを、口まで運ぶ動きがスムーズにできる ・スプーンに興味を示すが、上手くすくうことや、なかなか口まで運ぶことができない ・スプーンを使ってもこぼすことが少なくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ・足は床に、肘はテーブルに付くように座らせる ・エプロンを着ける合図をする ・自然に挨拶ができるように仕草も大きく、大きな声で分かりやすくはっきり言う ・おいしく食べる様子をみせ、食べてみようとするきっかけを作る ・手づかみ食べを十分にさせる ・スプーンを持たせ、興味を育てながら、上手く使えた時には褒める ・さりげなく、料理をのせたスプーンを持たせ、口に入った喜びを実感させる 	<ul style="list-style-type: none"> ・手づかみ食べしやすいように配慮する ・子どもの持ちやすい大きさや形のスプーンを用意する
記録	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">子どもの様子や動きに対して、保育士の対応や配慮した点について、記録する</div> ※ 継続して行う食育の取り組みについては、別紙（参考）次頁などで経過記録するとよい		
保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・保育施設での支援方法について情報共有し、家庭にも協力をお願いする ・「自分で食べたい」という気持ちが育まれる時なので、介助しすぎないようにお願いする 	<ul style="list-style-type: none"> ・給食のサンプル展示に離乳完了期の食事を展示する 	
評価	<ol style="list-style-type: none"> 1 食事の挨拶を、保育士に促されてできるようになったか 2 離乳食は、子どもの機能の発達に応じて、配慮されているか 3 食事に興味を持ち、楽しんで食べているか 4 食事に集中しているか 5 保護者と情報共有し、協力が得られているか 	<p style="color: red; margin: 0;">○ポイント○</p> <p style="color: red; margin: 0;">乳児であっても、目標を明確にして食の支援を行うための計画書として捉える。乳児については、食べる意欲や摂食機能の発達支援となるため、給食の関わりが中心となることから、栄養士・調理員・看護師などと連携して計画する。</p>	

こどもの様子・動き	保育者の対応・配慮
<p>○月○日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事用のテーブルについて、手を拭いてもらう ・保育者の真似をして「いただきます」の挨拶をする ・スプーンですくって食べようとするが、上手いかないため、スプーンで料理をかき散らしたり、スプーンを投げたりする ・手伝われるのを嫌がるが、保育者が口に運んだものは、口を大きく開けて良く食べる 	<ul style="list-style-type: none"> ・きれいになると気持ちがいいねと声をかけ、個人用のおしぼりで手を拭く ・1人1人の姿を認めていく中で、自然に挨拶ができるように、仕草も大きく、大きな声で分かりやすくはっきり挨拶をする ・ ・スプーンの形や大きさを変えてみるが、あまり変わらない ・○○ちゃんの手保育者の手を添えて、すくう補助をしようとすると嫌がるため、様子を見ることに手づかみで食べやすいように、一口大のおにぎりにしてもらうよう調理員に依頼する
<p>○月○日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・右手でスプーンを持ち、左手では手づかみで食べるご飯をスプーンですくおうとするが、口に入る前にこぼれてしまう ・思いどおりに口に入らないとイライラし、皿の上の食べ物をスプーンでかき散らす ・スプーンの上の食べ物が無くなると、「はい！」と言って、保育者にスプーンを差し出す 	<ul style="list-style-type: none"> ・余分にスプーンを用意し、保育者がスプーンに食べ物をのせておき、そのスプーンを持たせるようにし、スプーンから食べ物が口に入った喜びを感じさせる ・上手に食べたことをほめて、子どもと一緒に喜ぶ ・手づかみで食べていても、制止させずに、さりげなく食べものをのせたスプーンを持たせる
<p>○月○日</p> <p>スプーンを持つ手に、保育者が手を添えても嫌がらなくなる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご飯などがすくいやすいように、皿の中央に集めたり、保育者が手を添えて補助する 「上手ね美味しいね」など自分で口に運べたことをほめるなど言葉かけをたいせつにする
<p>○月○日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スプーンの使い方が上手になってきて落ち着いて食べるようになり、こぼすことも少なくなってきた ・ごちそうさまの挨拶も上手になり、食べ終わると自分でエプロンをはずそうとする 	<ul style="list-style-type: none"> ・皿の上の食べ物が少なくなってきたときは「あつまれ、あつまれしようね」と声をかけ、スプーンでかき集めて最後まできれいに食べられるようにする ・「美味しかったねごちそうさまでした」と共に挨拶をして口や手をきれいに拭いて、食事の終了と満足感を感じさせる

○ポイント○

食育は、給食や日常の保育の中で食に関わる体験を積むなど、継続した活動をテーマとすることが望ましい。

1日で完結しない取り組みの場合は、経過記録表に実施した取り組み、それに対する子どもの反応、保育者の配慮などを記録する。経過記録を残すことにより改善点が明確となり、再計画に役立つ

(2) 食育の実践

① 給食の活用

給食は、子どもが自ら意欲をもって食事や食環境に関わる体験の場となり、食育を実践するための中心的な役割を果たすことから、給食で扱う食品、料理の情報などについて情報を収集しておく。特に、新潟の主な郷土料理については、その由来や行事にまつわる出来事を理解し、子どもたちに伝承していくようにする。

郷土料理例)

郷土料理名	特徴
のっぺ	お正月、祝いごと、お祭り、お葬式のなどあらゆる行事の時に作る新潟を代表する郷土料理。細かく切った野菜などがたくさん入った煮物料理。里芋が必ず入るのが特徴で、汁は里芋が入っていることで少しトロミがでる。 のっぺは、具の種類もその切り方も地域によって異なっている。新潟などの下越は、短冊切りにするケースが多く、上越・中越は「乱切り」など不規則な形に切るケースが多い。
笹団子	あんこを入れたヨモギ団子を笹の葉で包み、「すげ」や「いぐさ」という草で結んで蒸し上げた新潟の特産品。 あんこの笹団子が一般的であるが、昔は砂糖が貴重だったため、普段食べるものは、きんぴらごぼうやひじきの煮物が中身として入れられていた。南区の大風合戦では、あんこの代わりに鱒を入れた笹団子が食べられている。
三角ちまき	もち米を笹の葉で三角形に包んで、「すげ」や「いぐさ」という草で結び、茹でてつくる笹団子と並ぶ新潟の特産品。砂糖を混ぜたきな粉をつけて食べる。
くじら汁	塩漬けにした皮付きの脂身と、なすやみょうがなどの夏野菜と一緒に味噌汁にして、新潟の蒸し暑い夏を乗り切るスタミナ食。
かきあえなます	もともとは精進料理で秋の野菜などと白胡桃とゴマ酢で和えた新潟の郷土料理。「かき」は新潟特産の菊である「かきのもと」のことを言い、「あえ」は和えるからそう呼ばれている。
干しかぶの煮物	秋に収穫した大根を冬の期間保存する方法として薄く輪切りにして蒸かし乾燥させた大根。これを湯でもどして身欠きニンジンやじゃが芋などと一緒に煮物にした料理。 大根なのにカブというのは、干した大根はカブと間違えるほどやわらかな食感があるから、また、いちょう切りにするとカブのようだからと諸説ある。 大根の産地である西区赤塚地域では、今でも干しかぶづくりが行われている。

② 食事時間におけるかかわりと声かけ

保育士は、自らの食に対する態度が、子どもの将来の健全な生活基盤を築く手本となることを認識し、自らが食べることを楽しみ、関心を持ち、適正な食べ方を実践する。

食べるものの「料理名」、そこに使われている「食品」の名前、野菜などの旬のこと、動植物の命をいただいていること、五感での味わいかた、そして、郷土料理にみられる生活の知恵など、子どもにわかりやすいように伝え、給食の時間を保育として進める方法とする。

③ 調理保育

子どもが自らの体験を通して、食品や料理する人への感謝に繋がるよう、給食室など食に関わる保育環境を活用して、給食で使用する食材を見ることがや、野菜の皮むき、かぼちゃやピーマンのたね取りなど、給食の手伝いをしてもらうようにする。特に、筍、空豆、とうもろこしなどの旬の時期にしか出回ることはない野菜は、旬の時期を知る良い経験に繋がる。

食事が完成するまでのプロセスを知るために、おやつ作りなどで材料の準備から出来上がりまでを経験させることは重要であるが、子どもたちにどのような効果や影響を与えることができているのか、イベントとして終わっていないかなど、振り返って評価することが重要である。

保育所における食育は「無理せず、日常の保育の中で、継続できる活動」であることが重要なことから、調理保育についてもこのことをしっかりと認識して計画にあたる。

④ 野菜栽培

野菜栽培のための土づくり、種まきや苗植え、水やり、そして収穫と、身近な自然に触れ世話をしたりする中で、そこで見つける生き物にも興味を持ち、自然といのちの大切さを学ぶ。

また、収穫したての新鮮な食材を調理して食べることにより、料理との関係を考え、野菜に対する感覚を新にし、食に関わる会話が増え、食べる意欲にも通じる。

⑤ 行事とそれにまつわる食事

食は単に栄養を補給するだけでなく、生きた命をいただくことである。そのことへの感謝の気持ちや、そこに連綿と続く日本文化とともに伝承されてきたのが伝統行事である。

米の豊作祈願や家族の健康祈願・成長祈願など、生きていくための知恵や願いを込めた行事が考えられ、それに伴って意味づけられた食事がある。こうした日本の貴重な食文化を、子どもたちに大切に受け継いでいくようにする。

主な年中行事

行事名	期 日	内 容	食 事
正月	1月1日	魂が新たになる月で1つの年を重ねる日。「年神」を家に迎え、そこから始まる1年を生き抜くエネルギーをもらい、その年の五穀豊穡を祈願する日でもある。	・おせち ・お雑煮 ・のっぺ
七草粥	1月7日	正月七日の朝食に、七草（せり・なずな・ごぎょう・はこべら・ほとけのざ・すずな・すずしろ）の若菜を粥に炊き込んで食べ、万病をはらい長生きすると言われている。 また、正月にご馳走を食べて疲れた胃を休め、不足しがちな野菜の栄養成分を補う意味もある。	・七草粥

行事名	期 日	内 容	食 事
小正月	1月15日	<p>元旦の「大正月」に対し、1月15日を「小正月」と呼び、紅白の餅を柳などの木に桜の花や実った稲穂に見立てて飾り、豊作祈願を行う。</p> <p>また、小豆の赤色が邪気を払うと考えられていたため小豆粥を食べ無病息災を祈る。など地方によっても様々な行事がある。</p> <p>大正月を男正月、小正月を女正月ともいい、松の内（お正月飾りのある間）で多忙を極めた女性をねぎらう日でもある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小豆粥 ・餅
節分	2月3日	<p>立春の前の日の日暮れに、ヒイラギの枝にイワシの頭を刺したものを戸口にたて、鬼打ち豆と称して「福は内、鬼は外」と声を出しながら福豆（煎り豆）をまいて、災いを追い払う習慣のこと。</p> <p>まいた豆は、年の数もしくは歳の数に1つ足して食べる。また、近年では、その年の恵方（恵方神がいて、たたり神のめぐってこない最も良い方向）をむいて、太巻きを食べるという関西から始まった習慣が定着している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福豆 （新潟では炒った大豆より落花生が一般的） ・恵方巻き
天神様	2月24日	<p>学問の神様である菅原道真公をおまつりする行事。</p> <p>道真公の掛け軸に松竹梅を飾り、雷に見立てた線香花火をする。</p> <p>掛け軸の前で勉強すると頭が良くなると言われ、昔は各家庭に道真公の掛け軸があったとされる。</p> <p>この日は、道真公の姿が描かれた粉菓子を食べる。良くなりたくて願う体の部分を先に食べると良いとされている。</p>	天神様粉菓子
雛祭り	3月3日	<p>女兒の健やかな成長を祝う節句。ひな人形に、雛あられや菱餅を供え、桃の花なども飾って、白酒やちらし寿司などの飲食を楽しむ。菱餅は元気になるようにヨモギの若葉が入れられた草餅と、白酒を入れた餅、食紅で赤くした餅を、お雛様に飾るひな壇を意味して重ねられたもの。</p>	・菱餅
お彼岸	3月21日頃 （春の彼岸） 9月23日頃 （秋の彼岸）	<p>お彼岸の期間は、3月の「春分の日」と9月の「秋分の日」の前後3日間を合わせた7日間で、春分の日は、自然をたたえ生物をいつくしむ日として、また、秋分の日には祖先を敬い、亡くなった人々を偲ぶ日として国民に祝日として定められている。</p> <p>仏教では、ご先祖様がいる世界を彼岸と言うことから、この時期に先祖供養をするようになったとされる。</p> <p>お彼岸にはおはぎ（ぼた餅）を食べる習慣があるが、春は牡丹の花が咲くので「ぼたもち」、秋には萩の花が咲くことから「おはぎ」と呼ばれ、いずれも邪気を払うといわれる小豆を使った同じ食べ物である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ぼた餅（春） ・おはぎ（秋）

こどもの日 (端午の 節句)	5月5日	端午は「端(はじめ)」の「午(うま)の日」の意味で、もとは月の初めの午の日をさしていた。午(ご)という文字の音が五に通じることから、5月5日が端午の節句として定着した。菖蒲をお風呂に入れて邪気を祓い、新潟の特産品である笹団子やちまきが食べられる。新潟の節句団子である笹団子は、6月の旧節句に作り、神仏にお供えし、子どもの無病息災を祈ったとも言われている。	・笹団子 ・三角ちまき
七夕	7月7日	七夕は、織姫と彦星が年に一度だけ天の川を挟んで会うことができるという中国の伝説と日本の「棚機津女(たなばたつめ)」という信仰、中国の芸能などの上達を願う行事が混じり合ったものという説がある。五色の短冊に願い事を書き、笹に飾る。 天の川や機を織る織姫の織糸に見立て、そうめんに星型に抜いた野菜を飾って食べる。	・そうめん
十五夜	9月中旬頃	暑さが和らぎ大気も澄んでくるこの時期に、中秋の名月を眺めて楽しむ日本の秋の風物詩。15個の団子とススキなどを月の見える縁側などに飾る習慣がある。月見に団子を食べるようになったのは、江戸時代とされ、それ以前は十五夜を「芋名月」と言い新しくとれた里芋をお供えしていた。	・団子
冬至	12月20日 過ぎ頃	一年で最も夜の長さが長くなる日。昔は、冬至の日は「死に一番近い日」と言われ、その厄を払うため体を温め、無病息災を祈った。冬至に「 <u>ん</u> 」の付く食べ物を食べると幸運が呼び込めるという言い伝えから、かぼちゃ=南瓜(なんきん)でかぼちゃが食べられるようになった。 また、冬至にはお風呂にゆずを入れるゆず湯の習慣もある。	・かぼちゃ料理
大晦日	12月31日	1年の最終の日の12月31日のことで年夜(としや)ともいう。 一般的には、大晦日はそばのように「細く長い形」から長寿につながることを願い「年越しそば」を食べるという習慣があるが、新潟では、新年よりむしろ大晦日に、家族そろってたくさんのご馳走を食べながら、過ぎた1年間の苦勞をねぎらい、家族の無事に感謝する日となっている。	・塩引き鮭 ・のっぺ

⑥ 絵本の読み聞かせや種々の媒体の活用

・絵本の読み聞かせ

絵本には、お話の中に「食」が様々な様相で組み込まれている。

「食」を食べることとしてだけでなく、子どもが食への関心を深め、生きる力を養うことに繋がるように多くの絵本を活用する。

子ども達に出会ってほしい絵本を、年齢別に紹介する。

絵本リスト

年齢	絵本名	出版社	主な内容
0歳児	くだもの	福音館書店	丸ごとのくだものが出てきた後は、切られた状態で皿に乗って出てきておもわず手が出る絵本。
	ぼんちんぱん	福音館書店	歌のようなリズムカルな言葉に合わせて、食パン・あんぱんなど様々なパンの写真が出てくる絵本。 子ども達は「あーん」と食べる真似を楽しんでいます。
1歳児	いただきます	福音館書店	事を始めようとするくまくん。悪戦苦闘しながら食事をする様子が、子ども達にとってユニークで楽しい絵本。
	にんじん	福音館	「人参好きな子だ〜れ」ではじまり、子ども達と一体化できる絵本。
	やさいさん	学研	人参、大根、じゃが芋などの野菜が土の中から出てくる仕掛け絵本。 「いないいないばあ」の原理で子ども達は大喜びで見えています。
2歳児	やさいのおなか	福音館書店	野菜を真ん中で切った断面が白黒の影絵で描かれています。身のまわりにある野菜の断面をみて、何の野菜かをあて、興味・関心を引き出す絵本。
	やさい	福音館書店	毎日私たちが食べる野菜の美しさと、畑で成長した様子が丁寧に描かれた絵本。
	おいしいともだち シリーズ	童心社	元気いっぱい食べ物たちが、リズムよく紹介されています。1歳児から食べ物に興味が出る食育の絵本シリーズ
3歳児	ぐりとぐら	福音館書店	料理好きの2匹のネズミがアイデアを出し合って美味しいものを作ります。 読み手によって、さまざまなメロディーをつけて読むことができる絵本。
	いっぱい やさいさん	至光社	たくさんの野菜と虫が出てきて、野菜の特徴を詳しくとらえた楽しい絵本。
	さつまのおいも	童心社	いも掘りの様子を楽しく描いた絵本。 食べられたさつま芋の逆襲をユーモラスに描いています。
	おにぎり	福音館書店	おにぎりの作り方を丁寧に楽しく紹介しています。 本を読んだ後は自分で作りたくなるような絵本。
	おいしいおと	福音館書店	食卓のおいしい音が勢ぞろい。 これを読んだら食事がもっと楽しくなる絵本。
	もったいない ばあさんの いただきます	講談社	好き嫌いしていたら、もったいないばあさんがやってきた。 いろいろな食べ物の役割を楽しく教えてくれる絵本。

絵本リスト

年齢	絵本名	出版社	主な内容
4歳児	サンドイッチ サンドイッチ	福音館書店	絵本のページをめくるとサンドイッチが出来上がってきます。 色鮮やかな野菜などが次々登場し、食・食材への関心が高まる絵本。
	おおきな おおきなおいも	福音館	子ども達が共同で描いた大きなさつまいもをめくり、空想が無限に広がって いく愉快的絵本。
	そらめくんの ベッド	こどもの とも社	そらめくんの宝物のふわふわベッドが突然なくなってしまい、いろいろな 友だちと協力して探すお話。旬の時期に楽しめる絵本。
	ばばあちゃんの おはなしシリーズ	こどもの とも社他	おもちつき、やきいもごっこ、よもぎだんご、すいかのたね、など、たくさ んの食を楽しく知ることができる絵本。
5歳児	グリーンマントの ピーマンマン	岩崎書店	子ども達にさわられもののピーマンがグリーンマントを着てパイキンと戦 い大活躍。ピーマン嫌いなこどもでもピーマンが好きになりそうな絵本。
	げんきをつくる 食育絵本全5巻	金の星社	食べ物をわかりやすく4色のグループにわけ、それぞれの栄養や働きをわか りやすく解説した絵本。

・食育媒体の活用

子どもには、給食や実際の食品も活用して、五感を重複させ興味を引く方法を企画する。絵のはっきりと描き、画面を動かすなど注目を引くように使用するなど、理解させたい部分に集中して媒体を使用すると、話にメリハリができ、子ども達の興味を高めて話に集中させることができる。

媒体例)

掲示・展示媒体	実物・標本・模型・写真・マグネットシート
印刷媒体	リーフレット・パンフレット・ポスター
映像媒体	DVD・テレビ・パワーポイント
聴覚媒体	CD・MD
演示媒体	紙芝居・エプロンシアター・ペープサート
その他	実物媒体・カルタ・ゲーム

(3) 食育の評価

実施後には、**食育実施計画書・評価の下段（101頁参照）**で、あらかじめ決めた基準が達成できたか評価する。

「知識は向上したか」「意識は変化したか」「態度や行動は変化したか」「環境は改善されたか」など、子どもの目指す姿に対して評価し、達成されなかったことに関しては、経過のどの段階に問題があったのか振り返り、その段階に戻って改善しながら目標達成を目指す。

楽しく食べる子どもに－保育所における食育に関する指針

(平成16年3月 厚労省児童家庭局保育課発出)

	ねらい	内容	配慮事項
概ね6か月未満	<p>①お腹がすき、乳を(母乳・ミルク)飲みたい時、飲みたいだけゆっくりと飲む。</p> <p>②安定した人間関係の中で、乳を吸い、心地よい生活を送る。</p>	<p>①よく遊び、よく眠る。</p> <p>②お腹がすいたら、泣く。</p> <p>③保育士にゆったり抱かれて、乳を飲む。</p> <p>④授乳してくれる人に関心を持つ。</p>	<p>①一人一人の子どもの安定した生活リズムを大切にしながら、心と体の発達を促すように配慮すること。</p> <p>②お腹がすき、泣くことが生きていくことの欲求の表出につながることを踏まえ、食欲を育むよう配慮すること。</p> <p>③一人一人の子どもの発育・発達状態を適切に把握し、家庭と連携をとりながら、個人差に配慮すること。</p> <p>④母乳育児を希望する保護者のために<u>冷凍母乳(※1)</u>による栄養法などの配慮を行う。冷凍母乳による授乳を行う時には、十分に清潔で衛生的に処置すること。</p> <p>⑤食欲と人間関係が密接な関係にあることを踏まえ、愛情豊かな特定の大人との継続的で応答的な授乳中のかかわりが、子どもの人間への信頼、愛情の基礎となるように配慮すること。</p> <p>(※1) 冷凍母乳の対応については、P128参照</p>
6か月から1歳6か月未満	<p>①お腹がすき、乳を吸い、離乳食を喜んで食べ、心地よい生活を味わう。</p> <p>②いろいろな食べものを見る、触る、味わう経験を通して自分で進んで食べようとする。</p>	<p>①よく遊び、よく眠り、満足するまで乳を吸う。</p> <p>②お腹がすいたら、泣く、または喃語によって、乳や食べものを催促する。</p> <p>③いろいろな食べものに関心を持ち自分で進んで食べようとする。</p> <p>④いろいろな食べものに関心を持ち、手づかみ、又は手づかみで意欲的に食べようとする。</p> <p>⑤食事の前後や汚れたときは手や顔を拭いてもらい、きれいになった快さを感じる。</p> <p>⑥ゆったりとして、楽しい雰囲気の中で食べさせてくれる人に関心を持つ。</p>	<p>①一人一人の子どもの安定した生活リズムを大切にしながら、心と体の発達を促すように配慮すること。</p> <p>②お腹がすき、乳や食べものを催促することが欲求の表出につながることを踏まえ、いろいろな食べものに接して楽しむ機会を持ち、食欲を育むよう配慮すること。</p> <p>③一人一人の子どもの発育・発達状況を適切に把握し、家庭と連携をとりながら、個人差に配慮すること。</p> <p>④食欲と人間関係が密接な関係にあることを踏まえ、愛情豊かな特定の大人との継続的で応答的な授乳及び食事のかかわりが、子どもの人間への信頼・愛情の基盤となるように配慮すること。</p> <p>⑤子どもが食べものに興味を持ち、自発的に食べようとする姿を尊重すること。また、いろいろな食べものに接することができるよう配慮すること。</p> <p>⑥清潔の習慣については、子どもの食べる意欲を損なわぬよう、一人一人の状態に応じてかかわること。</p> <p>⑦子どもの咀嚼や嚥下機能の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さなどの調理形態に配慮すること。</p>

	ねらい	内容	配慮事項
1歳6か月から2歳未満	<p>①お腹がすき、食事を喜んで食べ、心地よい生活を味わう。</p> <p>②いろいろな食べものを見る、触る、味わう経験を通して自分で食べようとする。</p>	<p>①よく遊び、よく眠り、食事を楽しむ。</p> <p>②いろいろな食べものに関心を持ち、スプーン、フォークを使って自分から意欲的に食べようとする。</p> <p>③食事の前後や汚れたときは顔や手を拭ききれいになった快感を感じる。</p> <p>④楽しい雰囲気の中で、一緒に食べる人に関心を持つ。</p>	<p>①一人一人の子どもの安定した生活のリズムを大切にしながら心と体の発達を促すよう配慮すること。</p> <p>②子どもが食べものに興味を持って自ら意欲的に食べようとする姿を受け止め、自立心の芽生えを尊重すること。</p> <p>③食事のときは、段階を迫った噛む練習ができるよう、食べものの形態を徐々に難しくして、噛むことが身に付くように配慮する。また、少しずついろいろな食べものに接することができるように配慮すること。</p> <p>④清潔の習慣については、子どもの食べる意欲を損なわぬよう、一人一人の状態に応じてかかわること。</p> <p>⑤子どもの咀嚼や嚥下機能の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さなどの調理形態に配慮すること。</p> <p>⑥子どもと一緒に食べたい人を見つけ、選ぼうとする姿を受け止め、人への関心の広がりには配慮すること。</p>
2歳児	<p>①いろいろな種類の食べものや料理を味わう。</p> <p>②食生活に必要な基本的な習慣や態度に関心を持つ。</p> <p>③保育士を仲立ちとして、友だちとともに食事を進め、一緒に食べる楽しさを味わう。</p>	<p>①よく遊び、よく眠り、食事を楽しむ。</p> <p>②食べものに関心を持ち、自分で進んでスプーン、フォーク、箸などを使って食べようとする。</p> <p>③いろいろな食べものを進んで食べる。</p> <p>④保育士の手助けによって、うがい、手洗いなど、身の回りを清潔にし、食生活に必要な活動を自分でする。</p> <p>⑤身近な動植物をはじめ、事前事象をよく見たり、触れたりする。</p> <p>⑥保育士を仲立ちとして、友だちとともに、食事を進めることの喜びを味わう。</p> <p>⑦楽しい雰囲気の中で、一緒に食べる人、調理をする人に関心を持つ。</p>	<p>①一人一人の子どもの安定した生活のリズムを大切にしながら心と体の発達を促すよう配慮すること。</p> <p>②食べものに興味を持ち、自主的に食べようとする姿を尊重すること。また、いろいろな食べものに接することができるように配慮すること。</p> <p>③食事においては個人差に応じて、食品の種類、量、大きさ、固さなどの調理形態に配慮すること。</p> <p>④清潔の習慣については、一人一人の状態に応じてかかわること。</p> <p>⑤自然や身近な事物などへの触れ合いにおいては、安全や衛生面に留意する。また、保育士がまず親しみや愛情を持って関わるようにして、子どもが自らしてみようと思う気持ちを大切にすること。</p> <p>⑥子どもと一緒に食べたい人を見つけ、遊ぼうとする姿を受け止め、人への関心の広がりには配慮すること。また、子ども同士のいざこざも多くなるので、保育士はお互いの気持ちを受容し、他の子どもとのかかわり方を知らせていく。</p> <p>⑦友だちや大人とテーブルを囲んで、食事をすすめる雰囲気づくりに配慮すること。また、楽しい食事のすすめ方に気づかせていく。</p>

	ねらい	内容	配慮事項
3歳以上児	<p>「食と健康」</p> <p>食を通じて、健康な心と体を育て、自ら安全な生活をづくり出す力を養う。</p> <p>①できるだけ多くの種類の食べものや料理を味わう。</p> <p>②自分の体に必要な食品の種類や働きに気づき、栄養バランスを考慮した食事をとろうとする。</p> <p>③健康・安全など食生活に必要な基本的な習慣や態度を身につける。</p>	<p>①好きな食べものをおいしく食べる。</p> <p>②様々な食べものを進んで食べる。</p> <p>③慣れない食べものや嫌いな食べものにも挑戦する。</p> <p>④自分の健康に関心を持ち、必要な食品を進んでとろうとする。</p> <p>⑤健康と食べものの関係について関心を持つ。</p> <p>⑥健康な生活リズムを身に付ける。</p> <p>⑦うがい、手洗いなど、身の回りを清潔にし、食生活に必要な活動を自分でする。</p> <p>⑧保育所生活における食事の仕方を知り、自分たちで場を整える。</p> <p>⑨食事の際には、安全に気をつけて行動する。</p>	<p>①食事と心身の健康とが、密接な関連があることを踏まえ保育士や他の子どもとの暖かな触れ合いの中で楽しい食事ができるよう配慮し、しなやかな心と体の発達を促すようにすること。</p> <p>②食欲は生活全体の充実によって増進されることを踏まえ、食事だけでなく、遊びや睡眠、排泄などの諸活動をバランスよく展開し、食欲を育むよう配慮すること。</p> <p>③健康と食べものの関係について関心を促すために、子どもの興味・関心を踏まえ、全職員の連携のもと、子どもの発達に応じた内容に配慮すること。</p> <p>④食習慣の形成にあたっては、子どもの自立心を育て、子どもが他の子どもとかかわりながら、主体的な活動を展開する中で、食生活に必要な習慣が身に付くよう配慮すること。</p>
	<p>「食と人間関係」</p> <p>食を通じて、他の人々と親しみ、支え合うために、自立心を育て、人と関わる力を養う。</p> <p>①自分で食事ができること、身近な人と一緒に食べる楽しさを味わう。</p> <p>②様々な人との会食を通して、愛情や信頼感を持つ。</p> <p>③食事に必要な基本的な習慣や態度を身につける。</p>	<p>①身近な大人や友だちとともに、食事をする喜びを味わう。</p> <p>②同じ料理を食べたり、分け合って食事することを喜ぶ。</p> <p>③食生活に必要なことを、友だちとともに協力して進める。</p> <p>④食の場を共有する中で友だちのかかわりを深め、思いやりを持つ。</p> <p>⑤調理している人に関心を持ち、感謝の気持ちを持つ。</p> <p>⑥地域のお年寄りや外国の人など様々な人々と食事を共にする中で、親しみを持つ。</p> <p>⑦楽しく食事をするために、必要な決まりに気づき、守ろうとする。</p>	<p>①子どもが他者と食事を共にする中で、多様な感情を体験し、試行錯誤しながらも自分の力で行うことの充実感が味わえるよう、子どもの行動を見守りながら適切な援助を行うよう配慮すること。</p> <p>②食に関する主体的な活動は、他の子どもとかかわりの中で深まり、豊かになるものであることを踏まえ、食を通して、一人一人を生かす集団を形成しながら、人とかわる力を育てていくよう配慮する。また、子どもたちと話し合いながら自分たちのきまりを考え、それを守ろうとすることが、楽しい食事につながることを体験させること。</p> <p>③子どもが他の子どもとかかわりの中で他者の存在に気づき、相手を思いやる気持ちを持って行動できるようにする。特に、葛藤やつまずきの体験も重視し、それらを乗り越えることで次第に芽生える姿を大切にすること。</p> <p>③子どもの食生活と関係のある人々と共にとる食事や共感し合う体験を通して、高齢者をはじめ、地域、外国の人々に親しみを持ち、人とかわることの楽しさや人の役に立ち喜びを味わうことができるようにすること。</p>

	ねらい	内容	配慮事項
3歳以上児	<p>「料理と食」</p> <p>食を通じて、素材に目を向け、素材にかかわり、素材を調理することに関心を持つ力を養う。</p> <p>①身近な食材を使って、調理を楽しむ。</p> <p>②食事の準備から後片付けまでの食事づくりに自らかかわり、味や盛り付けなどを考えたり、それを生活に取り入れようとする。</p> <p>③食事にふさわしい環境を考えて、ゆとりある落ち着いた雰囲気でする。</p>	<p>①身近な大人の調理を見る。</p> <p>②食事作りの過程の中で、大人の援助を受けながら、自分でできることを増やす。</p> <p>③食べたいものを考える。</p> <p>④食材の色・形・香りなどに興味を持つ。</p> <p>⑤調理器具の使い方を学び、安全で衛生的な使用法を身に付ける。</p> <p>⑥身近な大人や友だちと協力し合っ て、調理することを楽しむ。</p> <p>⑦おいしそうな盛り付けを考える。</p> <p>⑧食事が楽しくなるような雰囲気を考え、美味しく食べる。</p>	<p>①自ら調理し、食べる体験を通して、食欲や主体性が育まれることを踏まえ、子どもが食事作りに取り組むことができるように工夫すること。</p> <p>②一人一人の子どもの興味や自発性を大切にし、調理しようとする意欲を育てると共に、様々な料理を通して素材に目を向け、素材への関心が養われるようにすること。</p> <p>③安全・衛生面に配慮しながら、扱いやすい食材、調理器具などを日常的に用意し、子どもの興味・関心に応じて自分で調理することができるように配慮すること。そのため、保育所の全職員が連携し、栄養士や調理員が食事をつくる場面をみたり、手伝う機会を大切にすること。</p>

年齢別 食べる意欲や機能の発達とその支援（おおむね6か月未満）

年齢	ねらい	食べ方 等	環境・	支援の仕方	体験
概ね6か月未満	<ul style="list-style-type: none"> ○お腹がすき、母乳やミルクを飲みたい時、飲みたいだけゆったりと飲む。 ○安定した人間関係の中で、乳を吸い、心地よい生活を送る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○哺乳反射によって乳汁を摂取する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定の保育者が継続的に愛情豊かに関わる。 ○静かな環境で授乳する。 ○離乳準備のため、他児や保育者が食事の様子を見せるなど、食物への興味を向ける環境づくりを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもと授乳者双方に無理な力が入らない安定した姿勢を取り、子どもを見つめながら授乳する。あごを突き出したり、首が反り返ったりすると気管に入り誤嚥しやすいので注意する。 ○授乳・排泄・抱擁など要求に応え、子どもにとって安心できる関係を築くようにする。 ○母乳育児を希望する保護者の要望に応え、冷凍母乳による授乳を行う。 ○「哺乳反射が弱まる」「舌をあまり出さなくなる」「食べたそうな仕草がみられる」「食べたように口を動かす」などの仕草が見えたら、離乳に移行する。 <p style="text-align: center;">(5、6か月頃)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な大人の愛情豊かな関わりにより、哺乳量・哺乳時間・睡眠が十分とれる。 ○手や指をしゃぶる。 (生後2か月頃～) ○オモチャを握って、口に入れたり出したりして遊ぶ。 (生後3か月～) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※「指しゃぶり」や「オモチャなめ」は、口や周囲に異なった触覚刺激を与え、手指の機能発達も促されるため、生理的な行動として、止めさせないことが重要</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ○保育者や他児と食事の場を共有し、食物や食べる様子を見る。

年齢別 食べる意欲や機能の発達とその支援（おおむね6か月～1歳6か月未満：離乳期前半）

年齢	ねらい	食べ方	環境	支援の仕方	体験
概ね6か月 ～1歳6か月	<p>離乳期前半</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育者と安定した関係の中で食事をする。 ○ゆったりとした雰囲気の中で食べさせてくれる人に関心を持つ。 ○ミルク以外の味やスプーンに慣れる。 ○離乳食を食べながら、捕食、咀嚼、嚥下などの機能を発達させる。 	<p>5、6か月頃</p> <ul style="list-style-type: none"> ○唇が内側に入り込むようにしてペースト状の食物を口から喉に送る（嚥下）。 ○唇を閉じて、スプーンの上の離乳食を上唇で擦り取るようにして口の中に取り込む（捕食）。 <p>7、8か月頃</p> <ul style="list-style-type: none"> ○軟らかい固形食品を舌で上顎前方部に押しつけてつぶし、味わって食べる。 ○後半になると飲み込みやすいように唾液と食物と混ぜ合わせて塊を作る。 ○ティースプーンを横にして下唇の上に置くと、すするようにして水分を飲む。 	<p>(環境)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定の保育者が継続的に愛情豊かに関わる。 ○和やかな雰囲気の中で食事ができるようにする。 <p>5、6か月頃</p> <ul style="list-style-type: none"> ○嚥下が容易にできるよう、乳児用の椅子に、上体を少し後ろに傾斜して安定させた状態で座らせる。舌の上面と床が水平になるような傾斜角度とする。 ○支えなしで座位がとれるようになったら、子どもの足の裏が安定するように補助具等を使って調整する。 <p>7、8か月頃</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食事の姿勢は垂直座位が基本であるが、座位が保てない場合は、クッション等で調整して少し後ろに傾けた姿勢を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食べる動きを引き出す介助と食べる機能の発達程度に合わせた食形態（物性）の離乳食を用意する。 ○使用する食具・食器などを子どもの食べ方に合わせる。 ○一人一人の食欲や食べられる量、食べ物の嗜好、発育・発達状態に合わせて離乳食を進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○発達段階にあった調理形態の離乳食を経験する。 ○お腹が空き。乳を吸い、離乳食を喜んで食べ、心地よい生活を味わう。 ○いろいろな食べものを見る、触る、味わう経験を通して自分で食べようとする。

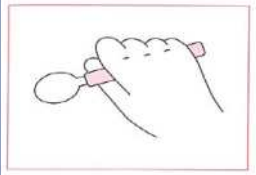

※月齢については、あくまでも目安であり、授乳や離乳は子どもの個人差を十分に配慮して進めるようにする。

年齢別 食べる意欲や機能の発達とその支援（おおむね6か月～1歳6か月：離乳期後半）

年齢	ねらい	食べ方	環境・食器・器具	支援の仕方	体験
概ね6か月 ～1歳6か月	<ul style="list-style-type: none"> ○保育者の真似をして食前・食後の挨拶をする。 ○食事の前後に手や顔を拭いてもらい、きれいになった心地よさを感じ、徐々に保育者と一緒に手洗いをする。 ○様々な食べ物に興味を持ち、自分で進んで食べようとする。 	<p>9～11か月頃</p> <ul style="list-style-type: none"> ○舌で押し潰すことができない食べ物は、奥の歯茎にずらして、上下の歯茎でつぶして食べる。 ○上下の唇でコップの淵を挟み、上唇をぬらしてすすりながら飲む。まだ連続のみは出来ない。 ○このころから、食べ物を指でつまみ口へ持っていく。 ○遊び食べや手づかみ食べがはじまる。 	<p>9～11か月頃</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手指が自由に動くように、椅子に座った子どもとテーブルとの間に握りこぶしひとつくらい開ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○遊び食べや手づかみ食べについては、乳児が自分で食べる練習になるので、十分に体験させる。 ○コップを両手で持って飲ませるようにする。ストローの使用は、「哺乳反射の残存」「指しゃぶり」などを引き起こす場合もあるので、特に急いで使用しない。 ○食べ物の大きさ、硬さ、温度や、握る時の力加減などの感覚をつかむため、1歳3か月から1歳4か月頃までは、手づかみ食べが主流と考える。 ○大きな食物をかじり取るときに、一口量を上手く取り込むことができるようになれば、手づかみ食べが上手になった目安。 	<ul style="list-style-type: none"> ○発達段階にあった調理形態の離乳食を経験する。 ○お腹が空き、離乳食を喜んで食べる。 ○いろいろな食べものを、見る、触る、味わう。 ○1歳頃からは、1日3回の食事と1～2回の間食によって栄養の大部分が補給できる。
		<p>12～18か月頃</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歯ぐきの上下を合わせ、下顎をずらすようにして食べる。 ○手づかみ食べが上手になり、大きな食べ物を前歯で噛み取る。 	<p>12～18か月頃</p> <ul style="list-style-type: none"> ○手づかみ食べがしやすく、コップを自分で持ってこぼさずに飲むことができるように、垂直座位で上腕を体からやや離れた際に、肘関節がテーブルにつく程度にテーブルと椅子を配置する。 		

※月齢については、あくまでも目安であり、授乳や離乳は子どもの個人差を十分に配慮して進めるようにする。

年齢別 食べる意欲や機能の発達とその支援（おおむね1歳6か月～2歳未満）

年齢	ねらい	食べ方	環境・食器・器具	支援の仕方	体験
概ね1歳6か月から2歳未満	<ul style="list-style-type: none"> ○手を拭く、エプロンをつける、椅子に座る、食事の挨拶をするなど流れを身に付ける。 ○楽しい言葉かけや友だちと一緒に食べることにより、食事の楽しさを知る。 ○食事に集中し、立ち歩かない。 ○スプーンを使うことに興味をもつ。 	<p>(前期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いろいろな食べ物に興味を持ち口に入れる。 ○スプーン（パームグリップ^(※)）を使いたがるが、まだ手づかみが多い。 ○スプーンに食べ物をすくい、時々口に入れることができる ○コップ飲みができる。 <p>(後期)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ほとんど介助なしに、一人で意欲的に食べる。 ○食器に手を添える。 ○フィンガーグリップ^(※)でスプーンを握ることができるようになる。 	<p>(環境)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オモチャなど気の散るものは片付ける。 ○常時同じ子どもを担当して支援する。 ○椅子に座って床に足がしっかりとつくように調整する。 <p>(食器)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○目と手と口の協調を練習するためにスプーンを持たせる。 ○子ども用と介助用のスプーンを用意する。 ○食器は、すくい易いよう、立ち上がりが直角に近く、片手操作でも動かないように重さと安定感のあるものにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ご飯をおにぎりにしたり、野菜の切り方を大きめにして、手づかみ食べしやすいようにする。 ○機能発達のためにも、スプーンなどの食具はあまり早く使わせずに、手づかみ食べが上手になってからにする。 ○上下の第一乳臼歯が生えて噛みあうようになったら、少し硬い、繊維質の食物を食べさせ始める。 ○子どもの食べ方を見ながら調理の仕方（切り方・煮方）や食べさせ方を変える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○保育者を仲立ちとして、友だちとともに食べる。 ○園庭での野菜の育ちを見て興味をもつ。 <p>スプーンの持ち方^(※)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>①パームグリップ</p>  <p>1歳児で多くみられる持ち方</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>②フィンガーグリップ</p>  <p>1歳児、2歳児の両方でみられる持ち方</p> </div>

年齢別 食べる意欲や機能の発達とその支援（2歳児）

年齢	ねらい	食べ方	環境・食器・器具	支援の仕方	体験
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> ○食事前に手洗いを する。 ○保育者と一緒に食 前食後の挨拶をす る。 ○食器に手を添えて 正しい姿勢で食べ る。 ○食事中や食後は、 おしぼりで口や手 をふく。 ○こぼさないように して食べる。 ○スプーンやフォー クを正しく持って 食べる。 ○友だちと一緒に楽 しく食べる。 ○食べ物に関心を持 ち、食事への期待 を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ほとんど一人で食 べ終えることがで きる。 ○コップを片手に持 ち飲むことができ る。 ○食器などに手を添 える。 ○食べにくいものは、 手で食べることに ある。 ○フィンガーグリップ で人差し指、親 指、中指を使い、手 首を動かして食べ る。 	<p>(環境)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○楽しい雰囲気をつ くる ○座る場所を固定 化する。 ○食後から午睡の 流れを一定化し リズムをつくる。 ○食後から午睡の 流れを一定化する。 <p>(食具)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○操作しやすいよ うボール部が長 すぎないスプー ンを選ぶ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○乳歯が生え揃うま では、野菜や肉の繊 維は切り食べやす くし、奥歯の噛み合 う程度や噛む力に 合わせて提供する。 ○手洗いやうがいな どの清潔の習慣に ついて一人一人の 状態に応じてかか わる。 ○上握りしたスプー ンを人差し指、親 指、中指を使い、手 首を動かして食べ られるようになったら、ペン グリップ (※) に変える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○年長児などのクッキ ングの様子を見て興 味をもつ ○園庭での野菜の育ち を見て興味をもつ ○友だちと一緒に食 事を 楽しむ。 ○ブクブクうがいやガ ラガラうがいをする。 <p>スプーンを持ち方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>③ペングリップ</p>  <p>2歳児後半で みられる持ち方</p> </div>

年齢別 食べる意欲や機能の発達とその支援（3歳児）

年齢	ねらい	食べ方	環境・食器・器具	支援の仕方	体験（栽培・クッキング）
3歳児	<ul style="list-style-type: none"> ○こぼさず食べる、残さず食べる、正しい座り方や姿勢で食事をする、食後に歯磨きをする、など、食事に必要な基本的生活習慣や態度を身につけようとする。 ○身近な人と一緒に食べる楽しさを味わい、愛情と信頼感を持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○スプーンやフォークを食材の大きさや形、食器の違いなどに応じて扱うことができる。 ○食器を持って食べる。 ○箸を持ち始めるが、まだ上手に扱うことができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食事する部屋の整理整頓に心がけ、落ち着いた食環境に近づける。 ○箸は、子どもの手の平のながさより2～4cm長い箸が扱いやすい。 <p>※正しい持ち方を学ぶには、トンダタイプのトレーニング箸は使用しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○スプーンやフォークなどを握って使う食具が上手に操作できるようになってから箸を使わせる。 ○3歳では、箸が持てるだけの手の発達が完全ではないので、5歳くらいまでは、箸を持つことを強制しない。 ○残さず食べられるよう、各人の適量を把握し、盛り分ける。 ○噛むことは五感で味わうことを食習慣として体験させる。 ○子どもと一緒に手洗いや歯磨きを行い、できたことをほめながら教える。 ○調理員も子どもとの食事に加わるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○植物の水やりや、小動物に餌をやる。 ○野菜の収穫を身近で見え、収穫を喜ぶ。 ○調理室見学で、身近な大人が調理している姿を見る。

年齢別 食べる意欲や機能の発達とその支援（4歳児）

年齢	ねらい	食べ方	環境・食器・器具	支援の仕方	体験(栽培・クッキング)
4歳児	<ul style="list-style-type: none"> ○調理をしている人に関心を持ち、感謝の気持ちを持つ。 ○苦手なものを食べようとする。 ○様々な食具や食器に関心を持ち、その取り扱いや箸の使い方が上手になる。 ○集団で楽しい食事の時間が過ごせる。 ○食事の準備や食事の際の決まりごとについて学び、理解し行えるようになる。 ○食べている食品や料理に興味を持ち、栄養バランスを知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食感の異なる食べ物でも、それらの違いに応じて、微妙に食べ方を変えて、味わって食べる。 ○よく噛んで食べる。 ○4歳前後では、2本の箸を指で強く握ってしまうので、2本の箸が交差してしまう子どももいるが、箸の使い方が上手になる。 ○さまざまな食具や食器に関心を持ち、適切な取り扱いをする。 ○好きな食べ物、嫌いな食べ物がはっきりしてくる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食事する部屋の整理整頓に心がけ、落ち着いた食環境に近づける。 ○箸は、子どもの手の平のながさより2～4cm長い箸が扱いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「食事の前に机をふく」「食事の並べ方」「食事は残さず食べる」「おいしく食べる」など、保育者が子どもの手本となるようにする。 ○五感を意識した食べ方や食材などについて、子どもたちと会話する。 ○徐々に箸を使うようになるため、一緒に食べる保育者が手本となるような箸づかいをする。 ○盛り付け量については、子ども自身の判断を尊重しつつも、食事全体として栄養バランスが取れるように配慮する。 ○毎日の献立の特徴を分かりやすい内容に構成して、子どもたちに伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○友だちと一緒に楽しく食事をする。 ○食べる意欲に繋がるように、調理室の下ごしらえや簡単な調理体験を行う。 ○食べた食器を配膳箱まで下げる。 ○野菜がどのように育っているか身近で見て収穫を喜ぶ。

年齢別 食べる意欲や機能の発達とその支援（5歳児）

年齢	ねらい	食べ方	環境・食器・器具	支援の仕方	体験(栽培・クッキング)
5歳児	<ul style="list-style-type: none"> ○食事を含む基本的生活習慣が確立し、生活に必要な行動のほとんどを一人でできる。 ○人の役に立つことが嬉しく誇らしく感じ、進んでお手伝いをする。 ○役割分担や当番活動に責任を持って行う。 ○食が健康と深く関わっていることを少しずつ理解し、栄養バランスに考慮した食事を摂ろうとする。 ○食材や食事を用意してくれる人への感謝の気持ちを持つ。 ○地域で培われた食文化を体験し、郷土への関心を持つ。 ○地域のひとと、食を通して関わり、親しみを持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○箸づかいについては、親指、人差し指、中指の3つの指で持っていたのが、薬指を含めて箸を持つようになり、食具としての箸の操作が上手になる。 ○様々な経験から、慣れない食べ物や苦手な食品も頑張つて食べようとする。 ○様々な大きさや硬さに応じて、箸で挟む力を加減する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食事する部屋の整理整頓に心がけ、落ち着いた食環境を整える。 ○箸は、子どもの手の平のながさより2～4cm長い箸が扱いやすい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食事を通して年齢の低い子どもに関わることを経験させる。 ○子どもたちのアイデアを積極的にクッキングに盛り込む。 ○毎日の献立の特徴を分かりやすく、子どもたちに伝える。 ○絵本の読み聞かせやパネルシアターなどの媒体を使い、健康のための食事の大切さを伝える。 ○地域の食材を使った料理や伝統食を献立に取り入れ、地域で培われた食文化への出会いを促す。 ○食育の取り組みに地域の高齢者や生産者にも関わってもらうようにする。 ○子どもたちが栽培し、収穫した作物を調理して給食に提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○クッキングでは、料理の準備から後片付けまでの一連の作業を行う。 ○食べた食器を配膳箱にきれいに重ねる。 ○食べたテーブルを、台フキンできれいに拭く。 ○野菜の種まき・苗植え・水やり・草取り・収穫作業などを行う。

(4) 多様なニーズと食育

保育所では子どもたちの健康と安全のために、多様なニーズへの対応が求められる。

体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に
じ、食事や生活について個別の配慮と援助を行うことが大切である。

① 体調不良の子どもへの対応

疾病及び回復期(病後)の子どもの対応については、現在の健康状態を正確に把握し、体調不良の原因を考慮して対応することが大切である。

特に、子どもは体調の不良を上手く伝えることができないため、保育士は通常の子どもの状態をしっかりと把握しておくことで、「いつもとは違う」という体調の変化に気付くことが非常に重要である。また、疾病や回復期の食事についても、給食関係者と連携して対応することや、保護者へのアドバイスのためにも、主だった疾病だけは理解しておくようにする。

詳しい疾病の対応については、第3章 ①子どもの健康支援の資料編 主な疾病の症状と対応(88頁参照)を確認する。

小児に多い疾病と食事の対応

便秘	
原因	・幼児の場合は、朝食の欠食、野菜料理が極端に少ない、洋食などの高脂肪食の摂取など食事が原因となることが多い。
配慮	・食事の内容も重要であるが、運動や水分をこまめにとることも重要である。
食事の対応	<u>食物繊維の多い食品を沢山摂るようにし、脂質も便宜取り入れるようにする。</u> ・水分補給には、水やお茶をこまめに与え、果物や野菜スープを食事に取り入れる。 ・食事は、煮豆・納豆・おから・きなこなどの大豆製品、ひじきや寒天などの海藻、ごぼうやさつま芋などの野菜、果物はりんごなどが良い。また、ヨーグルトや乳酸菌飲料、プラムも便を軟らかくする効果がある。ソテーやフライなどの油を使用した料理も適宜取り入れる。
禁忌食品	・脂肪が多く、食物繊維が不足しがちな洋菓子

下痢	
原因	・下痢の原因には、風邪、消化不良、アレルギー症状で起こる下痢などがある。
配慮	・下痢をすると体の水分を失うため、特に、下痢を繰り返す場合は脱水症状を起こさないよう水分補給と食事療法がとても重要になる。
食事の対応	<u>下痢で腸の粘膜が傷んでいるので、それを修復するためには栄養が必要である。慎重になり過ぎて食事を摂らないと、下痢が治らないこともある。</u> ・水分補給には、水・麦茶・電解質飲料・野菜スープ・りんご果汁を少しずつゆっくり与える。 ・食事は、下痢の回数が減ってきたら、豆腐、卵、ほうれん草、玉ねぎ、白身魚など消化の良いものを少しずつ与える。 ・りんごと人参は、整腸作用があるので、下痢と便秘の両方に有効とされる
禁忌食品	・油分の多いスナック菓子、脂肪分の高いチョコレートやケーキなどの消化の悪いもの

嘔吐	
原因	・子どもの場合は感染性の胃腸炎、消化器の病気、脳炎や髄膜炎など神経系の疾患で起こる。
配慮	・吐物の内容と量、嘔吐前の食事と関連させて観察する。嘔吐前の吐き気や頭痛、腹痛、発熱などの有無、意識状態や心理的要因についても観察する。
食事の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・嘔吐・吐き気、そして、気分の不快が治まり、子どもが欲しがったら少量ずつ与える。 ・水分補給には、湯冷まし・電解質飲料・薄めた果汁を試しに少量与える。 ・嘔吐があっても、1さじずつゆっくり与えて飲めるようであれば脱水予防のためになるべく水分を与えるのが良い。幼児であれば、小さな氷片を与えても良い。 ・食事は、水分が飲める状態になってから、消化・吸収の良い調理形態にして、食欲や体調を観察する。回復に伴い通常の食事に戻す。
禁忌食品	・柑橘類など酸味のある果汁は、嘔吐を誘発する。

② 食物アレルギーがある子どもへの対応

食物アレルギーのある子どもの食事に対するニーズは高く、医師から食物アレルギーの診断を受け、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」が提出された場合、保育所等の食事についてできる限りの対応をしなければならない。

食物アレルギーの子どもの食事は「病気治療の一貫」として考えられており、治療食を生活の一部として前向きにとらえられる子どもに育つことが、食育の目標となる。

子ども自身が集団での食事を楽しみ、今後の食生活への基盤が築かれるように、単に除去食を提供するだけではなく、理解できる年齢の子どもであれば、本人には原因食品がなぜ食べられないのか、また、食事療法がどのように経過していくのかなどきちんと説明し、また、本人以外の子どもたちに対しても食物アレルギーについて説明する機会を設けることが大切である。

また、食物アレルギーは、年齢と共に軽減していくこともあるので、保護者との定期的な面談を行い、一人一人の子どもの症状にあわせて適切に対応できるようにする。

詳しい食物アレルギーの対応については、「保育所における食物アレルギー対応マニュアル(新潟市保育課 平成29年3月)」を確認する。

③ 障がいのある子どもへの対応

障がいのある子どもの食事を考える中で、大切なのはその子どもの食べる機能の発達がどの段階であるのか、また食べる時にどのような問題があるのかを正確に評価し、その子どもにとって望ましい環境づくりに配慮する。

具体的には、食べ物の固さ、大きさ、飲み込みやすさなどの調理形態、食器・食具の対応、職員の働きかけや対応について、その子どもにかかわる職員全員で協議することが大切である。

そこで、子どもの実態に即した目標を定め、給食の計画、実施、評価を繰り返しながら、適切な環境を構成する体制を整える。

子どもの障がいの内容を理解し、食べる意欲や機能を支援しながら、子ども自身が集団での食事を楽しみ、食生活への自立心を養い、食生活の基盤を形成できるような環境にすることが重要である。

また、クラスの子どもたちも障がいを持つ子どもと一緒に食事をするにより、一つの集団の中でも、みんな同じことができるわけではないことを体験を通して知り、思いやりの心をはじめとする豊かな人間関係を培うことにも繋がる。

2. 食育の推進(資料編)

- ◇ 授乳の支援 (資料：1)
- ◇ 冷凍母乳の対応 (資料：2)
- ◇ 離乳の支援 (資料：3)
- ◇ 手づかみ食べについて (資料：4)
- ◇ 食育実施計画書・評価 (様式) (資料：5)

授乳の支援

月齢が低いほど、哺乳量・哺乳時間・睡眠時間に大きな個人差があります。

そのため、授乳量・授乳時間は、画一的なスケジュールで行うのではなく、子ども一人一人のリズムに応じて柔軟に対応することが大切です。

1 授乳の回数及び時間

- (1) 授乳の回数については、乳児の要求に応じて、欲しがるときに欲しがるだけ与える自立授乳を基本にする。
- (2) 一人一人の子どもの生活リズムを大切にしながら授乳を行うようにする。
- (3) ミルクを与えるときは、できるだけ同じ保育者が世話をするようにする。

授乳回数と時間 (例)

月 齢	授乳回 数	時間間 隔	授乳時間				授乳量の目安
			家庭	保育所		家庭	
0	7~8回	2~2.5	6時半	9時 14時	11時半 16時半	19時 21時半 24時	100~120 ✕
1~ 3	6回	3	6時	9時 15時	12時	18時 21時	120~150 ✕
4~ 5	5回	3	6時	10時	14時	18時 22時	150~180 ✕

注) 授乳量は、生後1ヶ月以降1日の総量で800~1,000ccくらいが目安

2 調乳の方法

- (1) 調整粉乳を調乳する場所を清潔にする。
- (2) 石鹸で手を洗い、使い捨てのペーパータオルで水気を拭き取る。
- (3) 飲用水を沸かします。電気ポットを使う場合は、スイッチが切れるまで待つ。
なべやかんを使う場合は、ぐらぐら沸騰していることを確認する。
- (4) 調整粉乳を正確に測り、殺菌済みの哺乳瓶に入れる。
- (5) やけどに注意しながら、(4)の哺乳瓶に、一度沸騰して
70℃以上※に冷ました湯を、でき上がり量の2/3程度入れる。



※ 調整粉乳にサカザキ菌が混入しても、70℃で殺菌される

(6) やけどしないように、図に示すように清潔な布巾などや布などで哺乳瓶を包み、哺乳瓶を軽く振って溶かす。



(7) 泡の下を目盛に合わせてできあがり量まで湯を加える。瓶に乳首をつけてキャップを被せる。



(8) 中身が完全に溶けるまで瓶をゆっくり振る。あるいは回転させる。やけどに注意する。



(9) 中身が完全に溶けたことを確かめ、直ちに哺乳瓶を流水で冷ますか、あるいは冷水の入った容器に入れて、授乳できる人肌の温度になるまで冷ます。このとき、乳首に水がかからないように気をつける。



(10) 授乳温度の確認は、保育者の上腕内側に乳汁を垂らして行う。熱ければ、再度、哺乳瓶を冷やして適温にする。

(11) 調乳後2時間たっても飲まなかったミルクは廃棄する。

※ FAO 及び WHO 作成の「乳幼児調整粉乳の安全な調乳、保存及び取り扱いに関するガイドライン」に準拠

WHO の基準では、先に湯を入れて、後から調整粉乳を入れるようになっているが、これでは湯気により、スプーンに調整粉乳が付着し、哺乳瓶に適切に入れることが難しい、そのため、国内メーカー各社などでは先に調整粉乳を入れ、後から湯を注ぐ手順を推奨している。

3 粉ミルクを扱うときの注意

- (1) 缶から粉ミルクをすくうときは、混ぜないように上からすくう。
- (2) 粉ミルクのすりきり方などは、説明文どおりに行う。
- (3) スプーンは缶の中に入れてそのままにしないで、消毒したものを使用する。
- (4) 開封した缶は、冷蔵庫にいれず(冷蔵庫で保管した場合、外に出したときに水滴ができて湿気ため)涼しいところに保管する。
- (5) 計量スプーンの消毒は、哺乳瓶と同様な処理を行う。

4 授乳の方法

(1) たて抱きで飲ませる。

注) たて抱き

乳児のおしりを保育者の大腿部に直角になるように座らせ、状態をできるだけ起こして、頭が保育者の上腕部にくるようにする。首がすわっていない乳児は、乳児のおしりの下にタオルなどを当てて、高さを調節するとよい。

- (2) ビンをよく振って温度を確かめてから、乳首を吸わせるようにする。
- (3) 余分な空気を吸い過ぎないように、乳首がいつもミルクで満たされているよう気をつける。
- (4) 乳首の穴の形は乳児に適したものにし、1回量のミルクを、機嫌よく10～15分で飲み終わることを目安にする。

- (5) その都度、授乳量を確認し記録を残す。
- (6) 授乳後数分間、保育者の肩に乳児のあごを乗せる形で抱き、背を軽く下から上へなでて排気させる。

注) ゲップが出ない

後から自然に出ることもあるので、少し経過を観察する。

ゲップが出ないまま寝かせるときは、あお向けで頭の下にタオルを当てて、顔を横に向け時々様子を見ながら、排気によるミルクが気管にはまらないように注意する。

5 哺乳瓶・乳首の洗浄と消毒

(1) 哺乳瓶・乳首の洗浄

調乳後すぐに、哺乳瓶は専用の瓶ブラシで洗い、乳首は指でもみ洗いしてミルクの汚れを洗い流す。すぐに、洗浄できない場合は、使用後の哺乳瓶と乳首を簡単にすすいで水に漬け置き、あとでよく洗浄する。

(2) 哺乳瓶・乳首の消毒

煮沸消毒

- ① 煮沸専用の鍋を使用する。鍋に哺乳瓶、瓶バサミ（トング）、キャップを入れ、用具がすっかり隠れる量の水を入れ、蓋をして火にかける。
- ② 水が沸騰してから10分間煮沸する。
- ③ 乳首をいれ、更に3分間煮沸する。瓶バサミ（トング）は、柄の部分を水から出して消毒すると取り出しやすい。
- ④ 瓶バサミ（トング）で取りだし、乾かしてから専用のケースに入れ清潔な状態で保管する。乳首の装着は瓶バサミ（トング）か、アルコール消毒したピンセットで行う。乾かしてから専用のケースに入れ清潔な状態で保管する。

薬品消毒

- ① 決められた薬液の量と時間を守って調理器具を浸す。
- ② 使い捨て手袋を装着した手、または、瓶バサミ（トング）で取りだし、乾かしてから専用のケースに入れ清潔な状態で保管する。

加熱消毒（電子レンジを使用する消毒法）

- ① 専用の容器に分量の水とともに入れ、電子レンジで決められた時間で加熱する。
- ② 使い捨て手袋を装着した手、または、瓶バサミ（トング）で取りだし、乾かしてから専用のケースに入れて清潔な状態で保管する。

冷凍母乳の対応

働いても母乳で育てたいと思う保護者の割合が増えていることから、保育所においてもそれをスムーズに行うことのできる環境（支援体制）を整備することが大切です。

また、母乳は細菌が繁殖しやすいため、搾乳・保存・解凍の過程で消毒や温度管理などに配慮が必要ですので、保育所だけではなく保護者にも衛生的な取り扱いをお願いすることが大切です。

1 母乳の利点

- (1) 母乳は、乳児の発達に必要なエネルギーやさまざまな栄養素すべてを、適当な割合で含んでいて、生理機能が未熟な乳児であってもほとんど消化・吸収され、内臓への負担が非常に少ない。また、同種タンパク質であるため、アレルギーも起こりにくくなっている。
- (2) さまざまな免疫物質が含まれており、乳児の感染予防に役立つ。
- (3) 授乳により、母子相互作用を高め、母子間の絆を深める。
- (4) 授乳は母体の回復を早める。
- (5) 母乳で育てられている乳児の方が SIDS の発症率が低いことが調査から報告されている。

※SIDS(乳幼児突然死症候群)は、原因や対策もはっきり分からないが、元気に育っていた赤ちゃんが突然、眠っている間に亡くなってしまう病気。

以下の3つのポイントを守ることで発症率が低くなるとされる。

- ① 1歳になるまでは、寝かせる時は「あおむけ」に寝かせる。
- ② できるだけ母乳で育てる。
- ③ タバコは SIDS 発生の大きな危険因子のため、タバコはやめて「クリーンな空気」の中で育てる。

冷凍母乳を受け入れるときの注意

冷凍母乳を望む保護者には、**別紙様式1**の文書について依頼する。

2 保育所における冷凍母乳の扱い方

- (1) 保護者から受け取った冷凍母乳は、名前などの記入もれがないか確認を行い、すぐに冷凍庫に保管する。冷凍庫は、常に清潔に保ち、 -15°C 以下で保管できるよう温度管理をしっかりと行う。
注) 保存する冷凍庫は隔測温度計を備え、毎朝決まった時間に温度の記録を行う。
- (2) 冷凍母乳の解凍は、授乳直前に行う。
冷凍母乳の解凍は、 40°C （温度計で確認する）くらいの湯煎で行い、哺乳瓶に移してから 40°C の湯煎で、人肌（ 37°C 程度）まで温める。
注) 電子レンジや熱湯での解凍は母乳成分（免疫物質など）が変化するので、絶対に行わないようにする。
- (3) 母乳パックの角とハサミを消毒し、角を切って、母乳を哺乳瓶に移す。
注) 成分が分離している時はゆっくりと振り混ぜてから授乳する。
- (4) 解凍した母乳の飲み残しは、必ず廃棄する。

冷凍母乳を依頼される保護者のかたへ（お願い）

保育所では、働いても母乳で育てたいと思う保護者のかたのために、冷凍母乳を受け付けております。

なお、冷凍母乳は直接授乳とは異なり、搾乳⇒凍結⇒保存⇒解凍⇒加温⇒授乳という多くの過程を経るため、衛生的な取り扱いをお願いするとともに、お母様ご自身の健康管理にもご配慮されますようお願いいたします。

また、保育所で冷凍母乳を取り扱うにあたり、次の点について、保護者の皆さまのご協力をお願いいたします。

- お母さまに発熱や下痢などの症状がある場合や、医薬品を服用された場合は、その間の冷凍母乳は控えるようお願いいたします。
- 搾乳した母乳は、専用の冷凍母乳パックを使用し、そこへ、お子さまの名前・搾乳日時・量を忘れずに記入するようお願いいたします。
- 保育所へ持参する場合は、しっかりと冷凍された母乳で、通園途中に解凍されることがないように保冷をしっかりと施し、新鮮な母乳が衛生的な状態で届くようお願いいたします。
- 冷凍母乳は、哺乳瓶からの授乳となります。乳首が変わることにより、母乳を飲まなくなることがあるため、入園前から哺乳瓶で授乳する練習をお願いいたします。



離乳の支援

離乳については、乳児の食欲、摂食行動、成長・発達パターンあるいは地域の食文化、家庭の食習慣等を考慮して、離乳の進め方や離乳食の内容や量を、一人一人にあわせて進めていくことが大切です。

また、保護者のなかには、離乳を進めていく過程で数々の不安やトラブルを抱えることも予想されるので、こうしたことに対して適切な支援ができる体制づくりも大切です。

1 離乳開始前の準備

「授乳・離乳の支援ガイド」（平成19年3月・厚生労働省策定）において、離乳開始前の子どもにとって、最適な栄養源は母乳や育児用ミルクであり、離乳開始前に果汁などを与える必要はないとしました。（理由は次のとおり）

果汁が必要ないとする理由

- 果汁の摂取によって、大切な乳汁の摂取が減少するため
- たんぱく質、脂質、ビタミン類や鉄、カルシウム、亜鉛などのミネラル類の摂取不足が心配されるため
- 乳児期以降における果汁の過剰摂取傾向と、低栄養や発育障害との関連が報告されているため
- 哺乳反射（5ヶ月以降に減弱・消失）があるために、スプーンで与えても上手く飲み込めないため

2 離乳食の開始

（1）離乳の開始とは、母乳または育児用ミルクなどの乳汁栄養から幼児食に移行する過程をいい、離乳開始とは、初めてなめらかにすりつぶした食べものを与えた時をさします。

（2）離乳開始の目安は、

- 「首のすわりがしっかりしている」
- 「支えてやると座れる」
- 「食べものに興味を示す」
- 「スプーンなどを口に入れても舌で押し出すことが少なくなる」

こうした状況が見られたら離乳食を開始しましょう。

3 離乳食の進め方の目安

厚生労働省「授乳・離乳の支援ガイド」(平成19年3月)

離乳の進行と食べ方の目安

● 離乳の進行

- (1) 離乳の開始後ほぼ1か月間は、離乳食は1日1回与える。母乳または育児用ミルクは子どもがほしがるとまに与える。この時期は、離乳食を飲みこむこと、その舌ざわりや味に慣れることが主目的である。
- (2) 離乳を開始して1か月を過ぎた頃から、離乳食は1日2回にしていく。母乳または育児用ミルクは離乳食の後にそれぞれ与え、離乳食とは別に母乳は子どもがほしがるとまに、育児用ミルクは1日3回程度与える。生後7、8か月頃から舌でつぶせる固さのものを与える。
- (3) 生後9か月頃から、離乳食は1日3回にし、歯ぐきでつぶせる固さのものを与える。食欲に応じて、離乳食の量を増やし、離乳食の後に母乳または育児用ミルクを与える。離乳食とは別に、母乳は子どもがほしがるとまに、育児用ミルクは1日2回程度与える。鉄の不足には十分配慮する。

● 食べ方の目安

食欲を促し、規則的な食事で生活リズムを整え、食べる楽しさを体験していくことを目標とする。

離乳の開始では、子どもの様子を見ながら、1さじずつ始め、母乳や育児用ミルクは飲みたいだけ飲ませる。

離乳が進むにつれ、1日2回食、3回食へと食事のリズムをつけ、生活リズムを整えていくようにする。また、“いろいろな食品の味や舌ざわりを楽しむ”、“家族と一緒に食卓を楽しむ”、“手づかみ食で自分で食べることを楽しむ”というように、食べる楽しさの体験を増やしていく。

食事の目安

● 食品の種類と組み合わせ

与える食品は、離乳の進行に応じて、種類を増やしていく。

- ① 離乳の開始では、アレルギーの心配の少ないおかゆ(米)から始める。新しい食品を始める時には1さじずつ与え、子どもの様子を見ながら量を増やしていく。慣れてきたらじゃがいもや野菜、果物、さらに慣れたら豆腐や白身魚など、種類を増やしていく。なお、**はちみつ、黒砂糖は乳児ボツリヌス症予防のため満1歳までは使わない(※1)。**
- ② 離乳が進むにつれ、卵は卵黄(固ゆで)から全卵へ、魚は白身魚から赤身魚、青皮魚へと進めていく。ヨーグルト、塩分や脂肪の少ないチーズも利用できる。食べやすく調理した脂肪の少ない鶏肉、豆類、各種野菜、海藻と種類を増やしていく。脂肪の多い肉は少し遅らせる。野菜類には緑黄色野菜も用いる。
- ③ 生後9か月以降は、鉄が不足しやすいので、赤身の魚や肉、レバーを利用したり、調理用に使用する牛乳・乳製品の代わりに育児用ミルクを使用したりするなどの工夫をする。**フォローアップミルクは、母乳または育児用ミルクの代替品ではない(※2)。**必要に応じて(離乳食が順調に進まず、鉄の不足のリスクが高い場合など)使用するのであれば、9か月以降とする。この他、離乳の進行に応じてベビーフードを利用することができる。

離乳食に慣れ、1日2回食に進む頃には、穀類、野菜・果物、たんぱく質性食品を組み合わせた食事とする。

また、家族の食事から調味する前のものを取り分けたり、うす味のものを適宜取り入れたりして、食品の種類や調理方法が多様となるような食事内容とする。

● 調理形態・調理方法

離乳の進行に応じて、食べやすく調理したものを与える。子どもは細菌への抵抗力が弱いので、調理を行う際には衛生面に十分に配慮する。

- ① 米がゆは、子どもが口の中で押しつぶせるように十分に煮る。初めは「つぶしがゆ」とし、慣れてきたら粗つぶし、つぶさないままへと進め、軟飯へと移行する。
- ② 野菜類やたんぱく質性食品などは、初めはなめらかに調理し、次第に粗くしていく。
- ③ 調味について、離乳の開始頃では調味料は必要ない。離乳の進行に応じて、食塩、砂糖など調味料を使用する場合は、それぞれの食品のもつ味を生かしながら、うす味でおいしく調理する。油脂類も少量の使用とする。

成長の目安

食事の量の評価は、成長の経過で評価する。具体的には、母子健康手帳などの成長曲線のグラフに、体重や身長を記入して、成長曲線のカーブに沿っているかどうかを確認する。からだの大きさや発育には個人差があり、一人一人特有のパターンを描きながら大きくなっていく。身長や体重を記入して、その変化を見ることによって、成長の経過を確認することができる。

体重増加が見られず、成長曲線から外れていく場合や、急速な体重増加により成長曲線から大きく外れるような場合は、医師に相談して、その後の変化を観察しながら適切に対応する。

※1 はちみつ、黒砂糖は乳児ボツリヌス症予防のため、満1歳まで使わないこと

注) はちみつなどの食品は、ボツリヌス毒素を産生するボツリヌス菌の芽胞が混入している可能性があると考えられます。

注) 乳児ボツリヌス症は、生後3週～6ヶ月の乳児に見られ、ボツリヌス症は神経麻痺症状が主で、哺乳不良、泣き声が弱い、さらに筋緊張性低下、よだれが多い、首のすわりが悪い、眼球運動の麻痺、無呼吸などの症状が出ます。

ただ、1歳を過ぎると、正常な大腸細菌叢が形成されるので発症しなくなります。

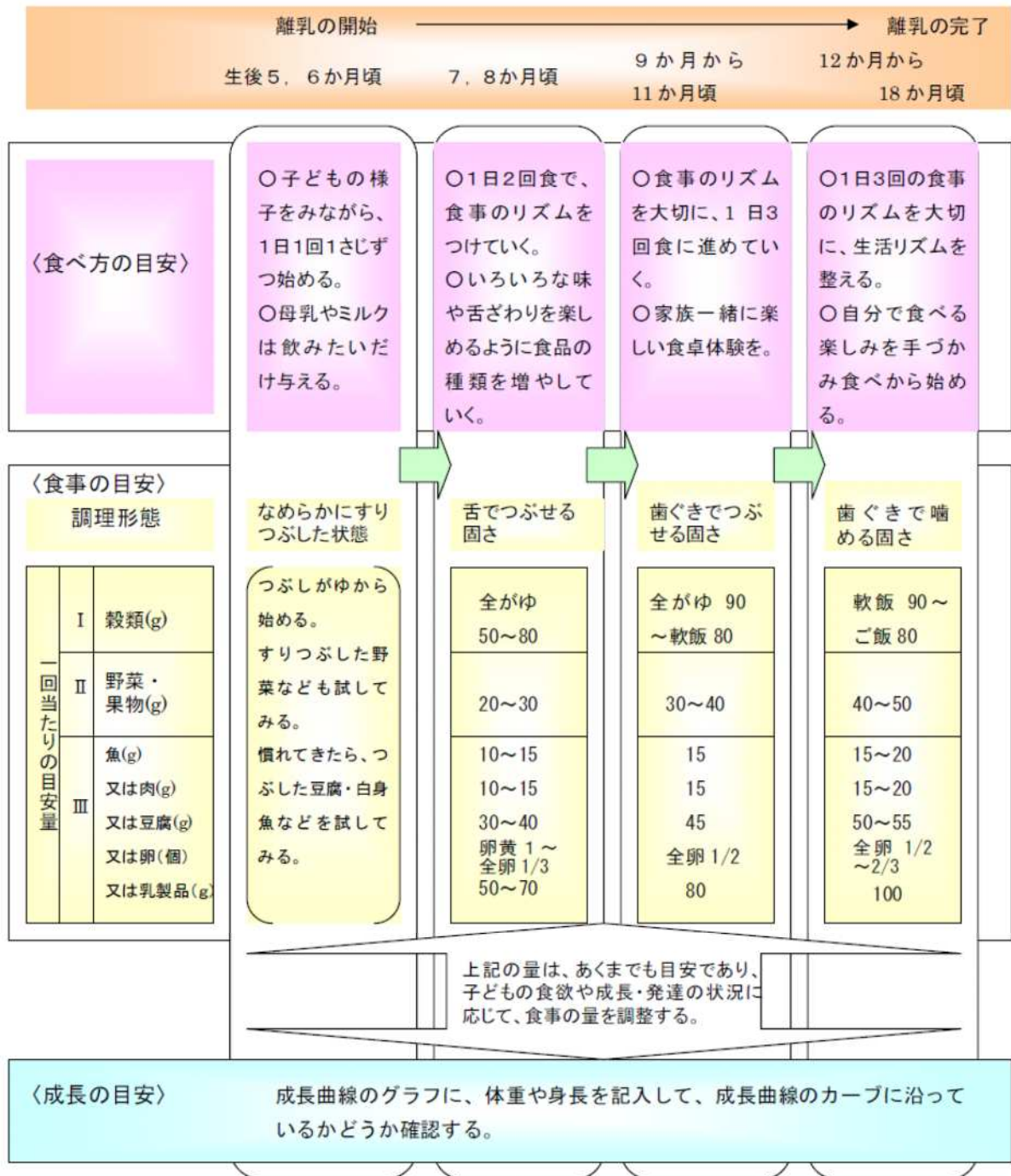
※2 フォローアップミルクは、母乳または育児用ミルクの代替品ではない

注) フォローアップミルクは、母乳や育児用ミルクの代替品ではなく、牛乳の代用として開発された食品です。牛乳に不足している鉄とビタミンを補給し、牛乳で過剰になるたんぱく質、ミネラルを減らしています。

注) フォローアップミルクは、9ヶ月を過ぎて、離乳食が順調に進まず、鉄不足のリスクが高い場合に使用しますが、離乳食が順調であれば、母乳や育児用ミルクをやめてフォローアップミルクに切りかえる必要はありません。

- ◇ 離乳期の進め方の目安では、離乳の進行を従来の「初期」「中期」「後期」「完了期」という区分をなくし、目安となる月齢だけが示してあります。
 子どもの発達や離乳食の進み方を、離乳開始から完了までを一連の流れの中でとらえるようにしましょう。

離乳食の進め方の目安



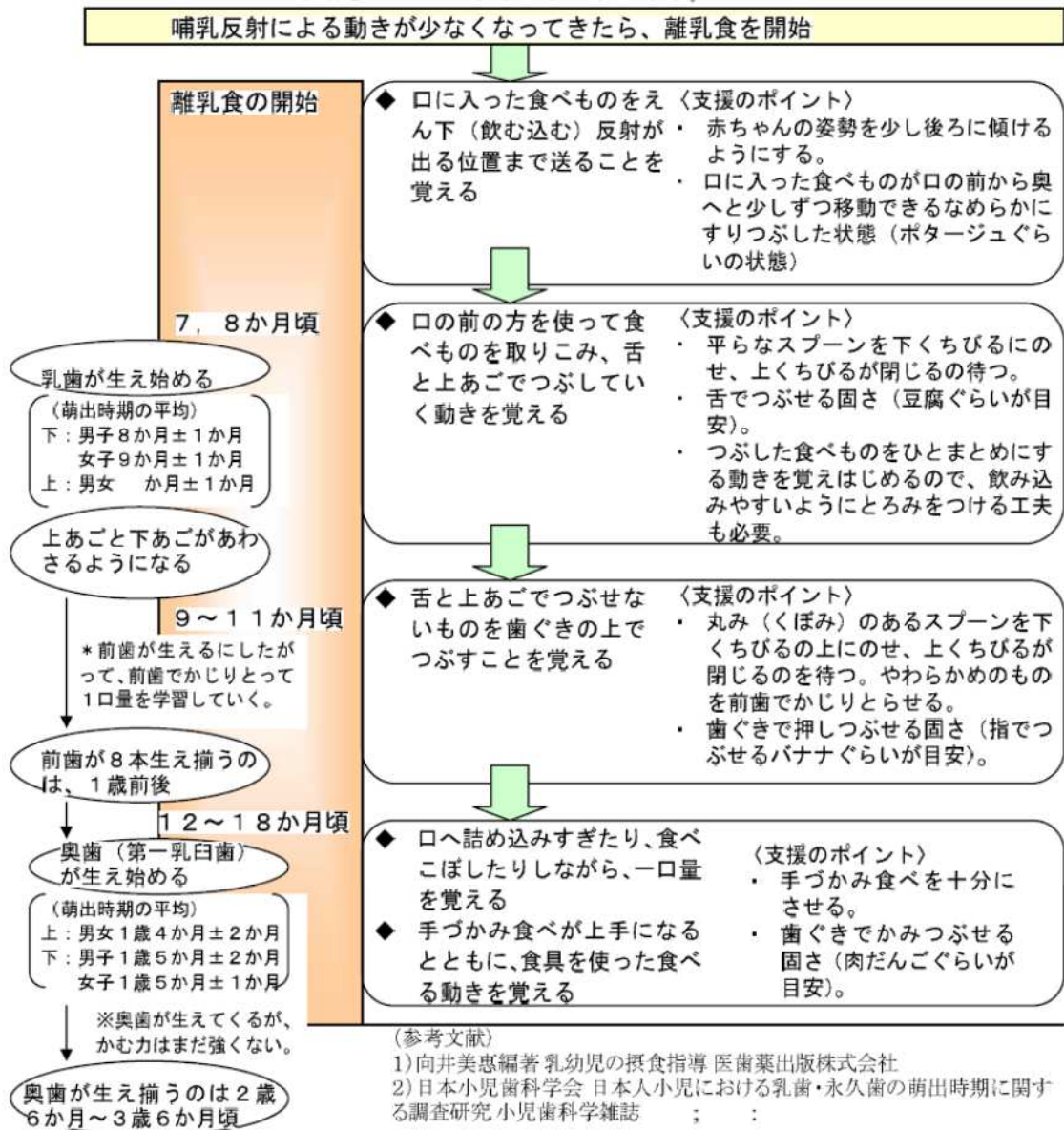
出典：厚生労働省 授乳・離乳の支援ガイド(平成19年3月)

◇**哺乳反射が消失**したところで、離乳を開始しますが、摂食機能獲得段階とそれぞれの期の特徴的な動き〈参考2〉を参考に子どもの発達に合わせた食べさせ方をさせましょう。

注) **哺乳反射の消失**・・・指の腹、口角や上下唇の赤唇部を触って刺激した時の動きや、小指を口腔内へ挿入した時の舌の動きによって判断することができます。

〈参考2〉 咀嚼機能の発達の目安について

- 新生児期～ 哺乳反射*によって、乳汁を摂取する。
 *哺乳反射とは、意思とは関係ない反射的な動きで、口周辺に触れたものに対して口を開き、口に形のある物を入れようとする舌で押し出し、奥まで入ってきたものに対してはチュチュと吸う動きが表出される。
- 5～7か月頃 哺乳反射は、生後4～5か月から少しずつ消え始め、生後6～7か月頃には乳汁摂取時の動きもほとんど乳児の意思(随意的)による動きによってなされるようになる。



手づかみ食べについて

離乳を進めるにあたり、12～18ヶ月頃は、手づかみ食べからスプーンなどの食具を用いて食べる「食事の自立」の機能を獲得する時期です。

手づかみ食べを通して「自分で食べる」機能の発達を促す支援が大切です。

1 手づかみ食べの重要性

幼児期は自分で食べる学習期にあたります。自分の目で食べものを確認して、自分の手や食具を使って口に運び、口と手の働きを協調させて上手に食べるようになっていきます。

手づかみ食べの時期は、食べものをこぼしたり、食べもので遊んだり、子どもの気になる行動が目につくようになります。

しかし、十分に手づかみ食べを体験させることは、摂食機能の発達を促すこととなりますので、上手に食べられた時はほめて、子どもの食べる意欲を引き出すようにしましょう。

ただし、遊んでばかりで食べないようであれば、30分を目処に切り上げ、遊びと食事の区別をつけるようにしましょう。

手づかみ食べは目と手と口の協調運動

- ・目で見て、食べものの位置や大きさ、形などを確かめる
- ・手でつかんで、食べ物の固さや温度などを確かめるとともに、どの程度の力で握れば適切であるかという感覚の体験を積み重ねる
- ・口まで運ぶ段階では、指しゃぶりやおモチャをなめたりして、口と手を協調させて遊ぶ経験が活かされる

2 手づかみ食べ支援のポイント

(1) 手づかみ食べのできる食事を用意しましょう。

- ・ごはんをおにぎりに、野菜の切り方を大きめにするなどメニューを工夫しましょう。
- ・前歯を使って、自分なりの一口量を噛み取る練習をさせましょう。
- ・食べものは子ども用のお皿に、汁ものは少量入れたものを用意しましょう。

(2) 汚れてもいい環境を整えましょう。

- ・エプロンをつけたり、テーブルの下に紙やビニールシートを敷くなど、片付けがしやすいように準備しましょう。

(3) 食べる意欲を尊重しましょう。

- ・食事は食べさせるものではなく、子ども自身が食べるものであることを認識して、子どもの食べるペースを大切にしましょう。

◆食育実施計画書・評価様式

第3章(2)

資料:5

園長	主任	

食育実施計画書・評価

実施内容			
ねらい			
期日	平成 年 月 日	担当者名	
クラス名	組	人数	名
プログラム	こどもの活動	保育者のかかわり	給食関係者のかかわり 及び準備
記録			
保護者との連携			
評価			

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

保育園における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育園における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。

(保育指針：養護の理念より)

- ① 一人一人の子どもの健康状態や発育及び発達を的確に把握し、異常を感じる場合は適切に対応をする。
- ② 家庭、嘱託医等の連携を図り、子どもの疾病や事故防止の認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持や向上に努める。
- ③ 清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満ちし、適切な生活リズムを作られるようにする。
- ④ 子どもの発達過程等に応じて、適度な運動と休息を取らせ、食事、排泄、衣類の着脱、身の回りの清潔を保持し、子どもが意欲的に生活できるよう援助する。

(1) 環境及び衛生管理

- ① 子どもの心身の健康と情緒の安定を図るために、室内の温度や湿度を調節し、換気を行い、部屋の明るさや、音や声の大きさなどにも配慮して、心地よく過ごすことができるよう環境を整えることが大切である。
- ② 常に清潔な環境を保つことができるよう、日頃から清掃や消毒を行うことが大切である。そのため職員は、感染症及び衛生管理に関する知識の向上と適切な対応方法を実施する。

ア 室温・湿度

季節に合わせた適切な室温や湿度を保ち、換気を行う。加湿器使用時には、水を毎日交換する。また、エアコンも定期的に清掃する。

【保育室環境のめやす】

室温：夏 26～28℃、冬 20～23℃、湿度：60%

イ 通風・換気

新鮮な空気を供給するために、常に室内の通風、換気などに特別な注意を払う必要がある。そのため、換気の方法やタイミングを施設の状況に応じて、ルールを決めておくとよい。

(2) 事故防止及び安全対策

- ① 事故防止の取組みを行う際は、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中的場面には注意し、環境の配慮や指導の工夫が大切である。また、施設内外の危険個所の点検や避難訓練、不審者対応を行う。

ア 事故防止について

- ・事故を未然に防ぐためには、子どもの立場になって、子どもの視線で注意を払う。
- ・日頃より、保護者との連絡を密にとり、信頼関係を作っておくことが大切である。
- ・小さな事故でも、なぜ起きたのか、それを防ぐのにどうしたらいいのか、検討を積み重ねていくことが重要である。

イ 事故防止の対策

- ・緊急時の連絡先と連絡方法を職員全体で把握、確認する。
- ・応急処置や救急蘇生法など、職員や保護者の学習会を年間計画に入れて、事故やけがの対策について学ぶ。
- ・物的条件や環境の安全点検、確認を定期的に行う。
- ・ヒヤリハットを記録することにより、全職員で共有し「事故を未然に防ぐ」という意識を高めていく。
- ・事件事例から子どもへの安全指導や、けが回避能力を養うための日頃からの体力作りを心がける。

※「教育・保育所・認可外保育所等における事故防止及び対応マニュアル」参照

3. 環境及び衛生管理並びに安全管理（資料編）

- ◇ 保育所における消毒（資料：1）
- ◇ 手洗い（資料：2）
- ◇ プールの衛生管理（資料：3）
- ◇ 事故防止マニュアルの整備と事故予防（資料：4）
- ◇ ヒヤリハットの記録について
～ 事故を未然に防ぐために ～（資料：5）
- ◇ ヒヤリハット記録（資料：6）
- ◇ 事故・けが・ヒヤリハット報告書まとめ（資料：7）
- ◇ ヒヤリハット検証（室内編・園庭編）（資料：8）
- ◇ 病院緊急連絡先（資料：9）
- ◇ 安全管理について（資料：10）
- ◇ 安全点検表（施設・遊具・保育室）1・2・3
（資料：11・12・13）
- ◇ 防火管理自主点検表（資料：14）
- ◇ 睡眠チェック表（資料：15）
- ◇ 交通安全・交通安全年間指導計画（資料：16）
- ◇ 体力作り年間計画表（資料：17）
- ◇ 保育所における不審者対応について（資料：18）

保育所における消毒

1 消毒薬の考え方

消毒とは、対象とする病原体に感染を起こさない程度にまで殺菌または減少させることを言う。

これは、①熱による消毒、②消毒薬を使う消毒がある。

衣類やリネン・床などが嘔吐物・便・血液で汚れた場合は「感染の可能性がある」と考えて、できるだけ汚物をペーパータオル等で覆いかぶせ、取り除いてから消毒をする。また、目に見える汚れがなくても、ドアノブや手すりなど多くの人が触れるところ、おもちゃなど子どもが口に入れやすいものは定期的に消毒を行う。

(1)煮沸法：沸騰したお湯の中で15分以上煮沸する。

(2)消毒薬を使う消毒：使用目的・病原体の種類・消毒するものにより、使用する薬品を適切に選ぶ。

2 消毒薬の管理、使用上の注意点

- (1) 消毒薬は、感染症予防に効果があるが、使用方法を誤ると有害になることもある。
- (2) 消毒薬の種類に合わせて、用途、希釈法等の正しい使用方法を守ることが重要である。
- (3) 消毒薬は子どもの手の届かないところに保管する。
- (4) 消毒薬は使用時に希釈し、毎日交換する。
- (5) 希釈するものについては、濃度、消毒時間を守り使用する。
- (6) ペットボトルを利用して希釈するときは、特に誤飲に気を付ける。
- (7) 消毒の実施時は子どもを別室に移動させ、消毒を行う者はマスク及び手袋を付ける。
- (8) 使用時には換気を十分に行う。
- (9) 血液、嘔吐物、下痢便等を十分に取り除いてから、消毒を行う。
- (10) 消毒薬を間違えて使用しないように、容器の色分け等の工夫が重要である。

3 消毒の種類と方法

〈消毒薬の種類と用途〉

保育所において消毒に使用される消毒薬の種類と用途については表1を参照すること。

表1 消毒薬の種類と用途

薬品名	塩素系消毒薬 (次亜塩素酸ナトリウム等)	第4級アンモニウム塩 (塩化ベンザルコニウム等) ※逆性石けん又は陽イオン 界面活性剤ともいう。	アルコール類 (消毒用エタノール等)
消毒をする 場所 ・もの	<ul style="list-style-type: none"> 調理及び食事に関する用具 (調理器具、歯ブラシ、哺乳瓶等) 室内環境 (トイレの便座、ドアノブ等) 衣類、シーツ類、遊具等 	<ul style="list-style-type: none"> 手指 室内環境、家具等 (浴槽、沐浴槽、トイレのドアノブ等) 用具類(足浴バケツ等) 	<ul style="list-style-type: none"> 手指 遊具 室内環境、家具等 (便座、トイレのドアノブ等)
消毒の 濃度	<ul style="list-style-type: none"> 0.02% (200ppm)～0.1% (1,000ppm)液での拭き取り や浸け置き 	<ul style="list-style-type: none"> 0.1% (1,000ppm)液での 拭き取り 食器の漬け置き:0.02% (200ppm)液 	<ul style="list-style-type: none"> 原液(製品濃度70～80% の場合)
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 酸性物質(トイレ用洗剤等) と混合すると有毒な塩素ガス が発生するので注意する。 金属腐食性が強く、錆びが 発生しやすいので、金属に は使えない。 汚れ(有機物)で消毒効果が 低下する。このため、嘔吐物 等を十分拭き取った後に消毒 する。また、哺乳瓶は十分 な洗浄後に消毒を行う。 脱色(漂白)作用がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 経口毒性が高いので誤飲 に注意する。 一般の石けんと同時に使 うと効果がなくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 刺激性があるので、傷 や手荒れがある手指に は用いない。 引火性に注意する。 ゴム製品、合成樹脂等 は、変質するので長時 間浸さない。 手洗い後、アルコール を含ませた脱脂綿やウ エットティッシュで拭 き自然乾燥させる。
有効な 病原体	全ての微生物 (ノロウイルス、ロタウイル ス等)	一般細菌(MRSA等)、 真菌	一般細菌 (MRSA等)、 結核菌、真菌、ウイルス (HIVを含む。)等
消毒薬 が効き にくい 病原体		結核菌、大部分のウイルス 等	ノロウイルス、ロタウイル ス等
その他	<ul style="list-style-type: none"> 直射日光の当たらない涼し いところに保管する。 	<ul style="list-style-type: none"> 希釈液は毎日作りかえ る。 	

※ 通常の衛生管理における消毒については、消毒をする場所等に応じ、医薬品・医薬部外品として販売されている製品を用法・用量に従って使い分ける。ただし、糞便や嘔吐物、血液を拭き取る場合等については、消毒用エタノール等を用いて消毒を行うことは適当でなく、次亜塩素酸ナトリウムを用いる。

〈次亜塩素酸ナトリウムの希釈方法〉

- 次亜塩素酸ナトリウムは、全ての微生物に有効である。次亜塩素酸ナトリウムの希釈方法〈製品濃度が約6%の場合〉は以下のとおりである。なお、使用する製品の濃度を確認の上、用法・用量に従って使用することが重要である。

表2 次亜塩素酸ナトリウムの希釈方法

消毒対象	調整する濃度 (希釈倍率)	希釈法
<ul style="list-style-type: none"> 糞便や嘔吐物が付着した床 衣類等の浸け置き 	0.1% (1,000ppm)	水1Lに対して約20ml (めやすとしては、500mlペットボトルにキャップ2杯弱)
<ul style="list-style-type: none"> 食器等の浸け置き トイレの便座、ドアノブ、手すり、床等 	0.02% (200ppm)	水1Lに対して約4ml (めやすとしては、500mlペットボトルにキャップ0.5杯弱)

- 次亜塩素酸ナトリウム消毒薬の希釈液は、時間が経つにつれ有効濃度が減少することに留意する。
- 製品によっては、冷暗所に保管するよう指示があるものがあり、指示に従い適切に保管することが必要となる。

〈消毒方法及び衛生管理について〉

保育所において遊具等の消毒を行う場合には表3を、手指の衛生管理を行う場合には表4を、その他の衛生管理を行う場合には表5を参照すること。

表3 遊具等の消毒

	普段の取扱のめやす	消毒方法
ぬいぐるみ 布類	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に洗濯する。 陽に干す(週1回程度)。 汚れたら随時洗濯する。 	<ul style="list-style-type: none"> 糞便や嘔吐物で汚れたら、汚れを落とし、0.02%(200ppm)の次亜塩素酸ナトリウム液に十分浸し、水洗いする。 色物や柄物には消毒用エタノールを使用する。 <p>※汚れがひどい場合には処分する。</p>
洗えるもの	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に流水で洗い、陽に干す。 乳児がなめるものは毎日洗う。 <p>乳児クラス:週1回程度 幼児クラス:3か月に1回程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 糞便や嘔吐物で汚れたものは、洗浄後に0.02~0.1%(200~1,000ppm)の次亜塩素酸ナトリウム液に浸し、陽に干す。 色物や柄物には消毒用エタノールを使用する。
洗えないもの	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に湯拭き又は陽に干す。 乳児がなめるものは毎日拭く。 <p>乳児クラス:週1回程度 幼児クラス:3か月に1回程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 糞便や嘔吐物で汚れたら、汚れをよく拭き取り、0.05~0.1%(500~1,000ppm)の次亜塩素酸ナトリウム液で拭き取り、陽に干す。
砂場	<ul style="list-style-type: none"> 砂場に猫等が入らないようにする。 動物の糞便・尿は速やかに除去する。 砂場で遊んだ後はしっかりと手洗いする。 	<ul style="list-style-type: none"> 掘り起こして砂全体を陽に干す。

※0.02%(200ppm)の次亜塩素酸ナトリウム消毒薬の希釈液の作成方法については表2を参照

表4 手指の衛生管理

通常	<ul style="list-style-type: none"> 石けんを用いて流水でしっかりと手洗いする。
下痢・感染症発生時	<ul style="list-style-type: none"> 石けんを用いて流水でしっかりと手洗いした後に、消毒用エタノール等を用いて消毒する。 手指に次亜塩素酸ナトリウムは適さない。 糞便や嘔吐物の処理時には、使い捨て手袋を使用する。
備考	<ul style="list-style-type: none"> 毎日、清潔な個別タオル又はペーパータオルを使う。 食事用のタオルとトイレ用のタオルを区別する。 利便性の観点から、速乾性手指消毒液使用も考えられる。 血液は使い捨て手袋を着用して処理をする。

表5 その他の衛生管理

保育室	<ul style="list-style-type: none"> 日々の清掃で清潔に保つ。ドアノブ、手すり、照明のスイッチ（押しボタン）等は、水拭きした後、アルコール等による消毒を行うとよい。 季節に合わせた適切な室温や湿度を保ち、換気を行う。 加湿器使用時には、水を毎日交換する。また、エアコンも定期的に清掃する。
食事・おやつ	<ul style="list-style-type: none"> テーブルは、清潔な台布巾で水（湯）拭きをして、衛生的な配膳・下膳を心がける。 スプーン、コップ等の食器は共用しない。 食後には、テーブル、椅子、床等の食べこぼしを清掃する。
歯ブラシ	<ul style="list-style-type: none"> 歯ブラシは個人専用とし、他の子どものものを誤って使用させたり、保管時に他の子どものものと接触させたりしないようにする。 使用後は、個別に水で十分にすすぎ、ブラシを上にして清潔な場所で乾燥させ、個別に保管する。
おしぼり・エプロン	<ul style="list-style-type: none"> 毎日家庭でよく洗い、十分乾燥したものを持ってきてもらう。 保育士は持ってきたものを確認し、汚れていたら保護者に声掛けをする。
寝具	<ul style="list-style-type: none"> 衛生的な寝具を使用する。 個別の寝具にはふとんカバーをかけて使用する。 ふとんカバーは定期的に洗濯する。 定期的にふとんを乾燥させる。 尿、糞便、嘔吐物等で汚れた場合には、消毒（熱消毒等）を行う。
おむつ交換	<ul style="list-style-type: none"> 糞便処理の手順を職員間で徹底する。 おむつ交換は、手洗い場があり食事をする場所等と交差しない一定の場所で行う。 おむつの排便処理の際には、使い捨て手袋を着用する。 下痢便時には、周囲への汚染を避けるため、使い捨てのおむつ交換シート等を敷いて、おむつ交換をする。 おむつ交換後、特に便処理後は、石けんを用いて流水でしっかりと手洗いを行う。 交換後のおむつは、ビニール袋に密閉した後に蓋つき容器等に保管する。 交換後のおむつの保管場所について消毒を行う。
トイレ	<ul style="list-style-type: none"> 日々の清掃及び消毒で清潔に保つ。（便器、汚物槽、ドア、ドアノブ、蛇口や水まわり、床、窓、棚、トイレ用サンダル等） ドアノブ、手すり、照明のスイッチ（押しボタン）等は、水拭きした後、消毒用エタノール、塩素系消毒薬等による消毒を行うと良い。ただし、ノロウイルス感染症が流行している場合には塩素系消毒薬を使用するなど、流行している感染症に応じた消毒及び清掃を行う必要がある。

手 洗 い

<手洗い>

- (1) 食事の前、調乳前、配膳前、トイレの後、おむつ交換後、嘔吐物処理後等には、石けんをもちいて流水でしっかりと手洗いを行う。
- (2) 手を拭く際には、個人持参のタオルかペーパータオルを用い、タオルの共用は避ける。
個人持参のタオルをタオル掛けに掛ける際には、タオル同士が密着しないように間隔を空ける。
- (3) 固形石けんは、1回ずつ個別に使用できる液体石けんと比較して、保管時に不潔になりやすいことに注意する。また、液体石けんの中身を詰め替える際は、残った石けんを使い切り、容器をよく洗い乾燥させてから、新しい石けん液を詰める。

<手荒れ対策>

手洗いの回数が増えると、それにつれて手荒れがおこりやすくなる。健康な皮膚は強固なバリアとして機能するが、皮膚に手荒れ・傷等がある場合には、そこから菌が侵入し、感染する場合もある。感染予防上、頻回にハンドクリームなどの保湿剤を塗り、手荒れ予防を心がける。

<手洗い指導>

手を清潔にするということは、衛生上とても大切なことである。目に見えない細菌や、あらゆる病原体から身を守るために、手洗いは欠かすことができない。しかし手を洗う習慣というのは、まわりの人がきちんと指導してあげないと、子どもはなかなか身につかない。なぜ手を洗う必要があるのか、上手な手の洗い方などを繰り返し教えて、習慣づけていく。

<洗い方のポイント>

なにげなく洗っている手洗いでは、意外と汚れが落ちていない。洗い方によっては、逆に細菌をふやしてしまうという実験結果がある。手のしわやひだの中まで、洗い落とすように時間をかけて丁寧に洗う習慣をつける。時々保育士と一緒にやりながら、子どもに正しい洗い方を教える。

<正しい手洗いの方法>

以下の手順で、30秒以上、石けんを用いて流水で行いましょう。

- ① 液体石けんを泡立て、手のひらをよくこすります。
- ② 手の甲を伸ばすようにこすります。
- ③ 指先とつめの間を念入りにこすります。
- ④ 両手を組み、指の間を洗います。
- ⑤ 親指を反対の手でにぎり、ねじり洗いをします。
- ⑥ 手首を洗い、よくすすぎ、その後よく乾燥させます。

* 年齢の低い子どもには手洗いが難しいので、保護者や保育士、年上の子どもと一緒に洗う、手本を示すなどして、少しずつ手洗いを覚えさせていきましょう。

手洗いの順序

手洗いの順序



1. 手のひらを合わせ、よく洗う



2. 手の甲を伸ばすように洗う



3. 指先、爪の間をよく洗う



4. 指の間を十分に洗う



5. 親指と手掌をねじり洗いする



6. 手首も洗う



7. 水道の栓を止めるときは、手首か肘で止める。できないときは、ペーパータオルを使用して止める



出典：高齢者介護施設における感染対策マニュアル

<http://www.whlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/>

プールの衛生管理

1 準備

(1) プールの清掃

- ① プール開き前にプールの汚れをデッキブラシ等で落とし、しっかり洗う。
- ② 毎日の清掃は、排水後ブラシをかけて水で洗い流す。
- ③ ビニールプールは日にあてて乾燥させる。

(2) 環境の整備

- ① プールサイドは裸足で歩くので、危険物がないか毎日必ず確認する。
また、危険物の有無だけでなく、たらい・ホース・玩具などプール遊びに使用する用具を置く位置にも問題ないか確認しておく。
- ② プールに木の枝がかかっていると、葉がプールに落ちて汚れたり虫に刺されることもあるので切っておく。

(3) プールの水温と気温

気温 + 水温 $\geq 50^{\circ}\text{C}$ が望ましい。

※風が強いと体感温度は下がる。

2 プール水の消毒

(1) 消毒剤の種類

- ① 園のプールの消毒剤は塩素剤を用い、液体または顆粒剤を水に溶かして使用する。
- ② 水深が浅いため、園児が拾う危険性があるので錠剤は使用しない。
但し、循環ろ過式の設備があつて業者の指導により実施している園は除く。
※異なる種類の消毒剤は同時に使用すると化学反応を起こす場合があるので、1種類を使用する。

(2) 初回投入と投入量

使用する5～10分前に、プールの容積によって算出した量をプールに入れ、プール全体に消毒剤が行き渡るようにしてから1回目の残留塩素濃度を測定する。

(3) 消毒剤の追加

- ① 2回目の残留塩素濃度測定は、プール遊び開始から30分を目安に行う。
- ② **0.4mg/l以下**の場合は消毒剤を追加投入し、常に**0.4～1.0 mg/l**を保つようにする。
その後も30分毎に残留塩素濃度測定を実施し、必要時消毒剤を追加投入する。
※天候・プールの汚れ・遊泳人数などにより残留塩素濃度は影響される。
※園児がプールに入っている時は消毒剤を入れないこと。

(4) 乳児用ビニールプール

複数の園児が使用する場合は、塩素消毒基準を厳守する。

ただし、塩素濃度管理を実施することが困難である場合は、一人一人の園児を対象とした個人用のプール(たらい等、共有はしない)を使用する。使用後の個人用プール(たらい等)は塩素消毒後、日にあてて乾燥させる。

【残留塩素濃度測定の方法】

- (1) 角型試験管（検水槽）に8分目程プール水を入れ、左右の試験管ポケットに入れる。
 - (2) もう1本の角形試験管（検水槽）にレベルラインまでプール水を入れ、DPD試薬を加え混和する。
 - (3) 直ちに中央の試験管ポケットに入れ、比色板の色と見比べる。
- ※試薬が完全に溶けなくても、5～10秒以内に比色する。

プールの残留塩素濃度の基準値：0.4 mg/L ～ 1.0 mg/L

【6% ピューラックスを使う場合の投入量の算出方法】

$$\text{塩素の必要量} = \text{プールの水量 (m}^3\text{)} \times \frac{100 \times \text{目標とする塩素濃度 (mg/L)}}{\text{塩素剤の濃度 (\%)}$$

(例) 直径2m・水深30cmの円形プールで、現在の残留塩素濃度が0.1mg/Lの時
1.0mg/Lにするには、6%のピューラックスを何mlいれればよいか

水量は $1 \times 1 \times 3.14 \times 0.3 = 0.942 \text{ m}^3$
 必要量は $0.942 \times 100 \times (1.0 - 0.1) \div 6 = 14.13 \text{ ml} \rightarrow 14 \text{ ml}$

(例) 長さ5m、幅1.8m、水深30cmの角形プールで、現在の残留塩素濃度が0.3mg/Lの時

水量は $5 \times 1.8 \times 0.3 = 7.1 \text{ m}^3$
 必要量は $7.1 \times 100 \times (1.0 - 0.3) \div 6 = 82.83 \rightarrow 82 \text{ ml}$

3 プール日誌

プール日誌には、天候・気温・水温・プール使用人数・残留塩素濃度・消毒薬追加時間などを記録する。

プール日誌 < 例 >

年 月 日 (曜日)		天気		
利用時間	時 分	時 分	時 分	時 分
クラス名				
入泳人数	人	人	人	人
気温	℃	℃	℃	℃
水温	℃	℃	℃	℃
残留塩素測定 プール遊び開始前の値	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
消毒剤追加時間	時 分	時 分	時 分	時 分
消毒剤追加後の値	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L
監視者名				
備考				

4 プール遊びについて

(1) プールに入る前の注意

- ① 水に入ると体が冷えトイレが近くなるため、トイレに行かせる。(下痢の子は入水禁止)
- ② 鼻をかませる。爪が伸びすぎているか、マニキュアは塗っていないか、ネイルシールは貼っていないか点検する。
- ③ ケガに結びつくような華美な髪飾りは、はずす。
- ④ ホクナリテープは貼っていないか点検する。貼りかえはできないことを保護者に伝える。
- ⑤ 準備体操をする。特に朝の内は体が硬いので念入りにする。
- ⑥ シャワーで身体やお尻を洗い流す。

(2) プール遊び中の注意

- ① 必ずプール内とプール外から見守る。
- ② 子どもたちはプール遊びではついしゃぎすぎ、また裸になっているため傷を受けやすい状態であることから、予測できるけがは事前に話し合い、けがの防止に努める。
- ③ 衛生面から、3歳以上児は水泳帽を着用する。
- ④ 気温や湿度の高い炎天下で体を動かすので、熱中症等にならないよう留意する。

(3) プール後の注意事項

- ① プールからあがったら塩素を落とし感染症を防止する目的で、シャワー、うがいをさせる。
- ② タオルの共有は禁止。
- ③ 子どもにケガ、発熱、目の充血はないか、口唇、爪の色は悪くないか等チェックする。
- ④ たくさん汗をかくので、十分な水分の補給をさせる。
- ⑤ 水の中で体を動かすと体温を奪われ思った以上に体力を消耗しているので、十分休息させる。

※次のことは感染症を防ぐ上で大切なので習慣づける。

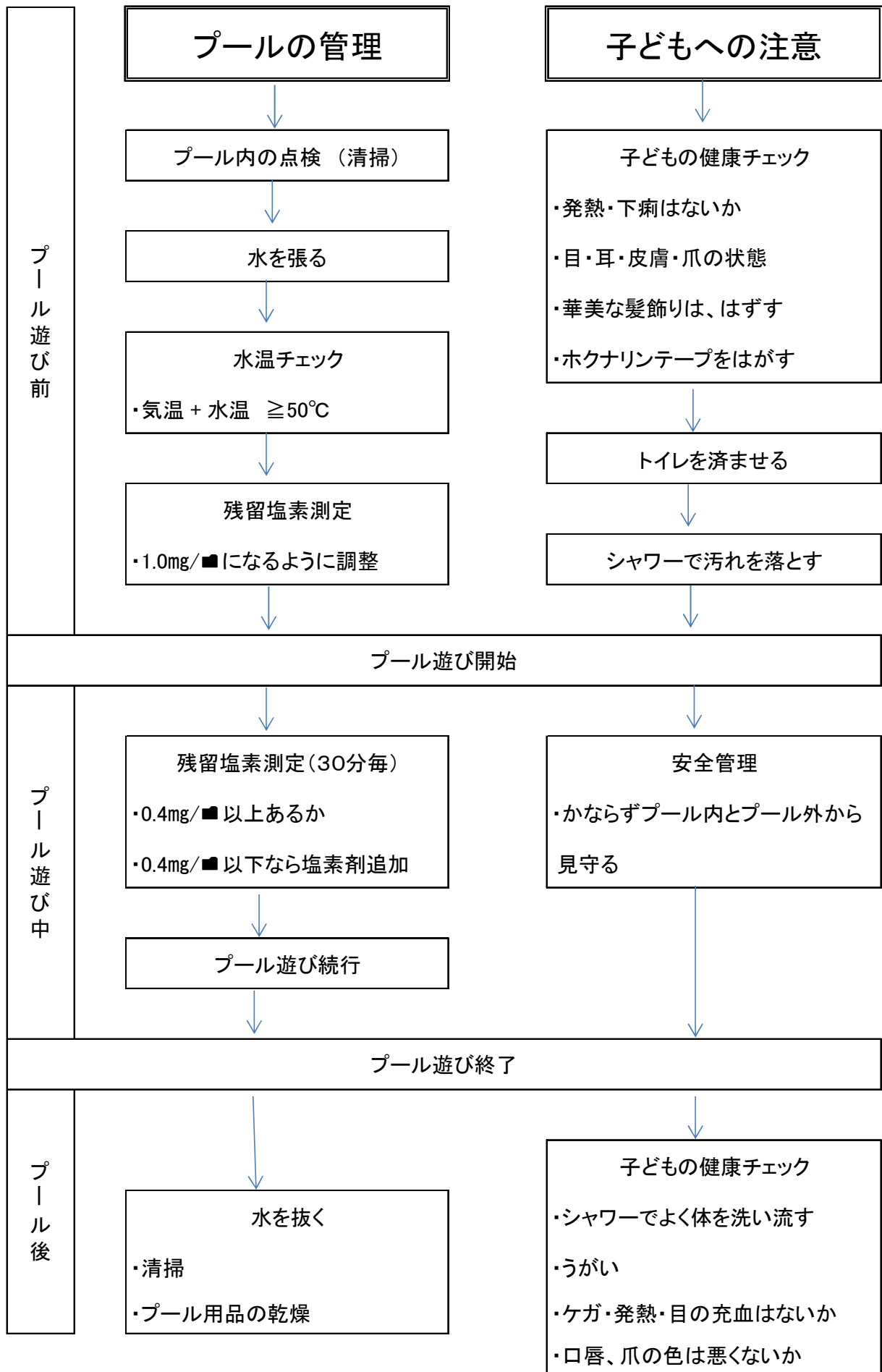
入る前に

排尿・排便
鼻をかむ
シャワー

終了後は

シャワー
うがい

プール管理フローチャート



プール日誌

年		月	日 (曜日)	天気		
利用時間	時	分	時	分	時	分
クラス名						
入泳人数		人		人		人
気 温		°C		°C		°C
水 温		°C		°C		°C
残留塩素測定 プール遊び開始前の値		mg/L		mg/L		mg/L
消毒剤追加時間	時	分	時	分	時	分
消毒剤追加後の値		mg/L		mg/L		mg/L
監視者名						
備考						

年		月	日 (曜日)	天気		
利用時間	時	分	時	分	時	分
クラス名						
入泳人数		人		人		人
気 温		°C		°C		°C
水 温		°C		°C		°C
残留塩素測定 プール遊び開始前の値		mg/L		mg/L		mg/L
消毒剤追加時間	時	分	時	分	時	分
消毒剤追加後の値		mg/L		mg/L		mg/L
監視者名						
備考						

事故防止マニュアルの整備と事故予防

子ども達の大切な命を守るという責任の重さを受け止めながら、安全な教育、保育環境を確保するため、「健康状態、人数確認、活動内容の把握」は基本的な確認事項である。施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や、体制づくりを図るとともに、家庭や地域の諸機関協力のもとに安全指導を行うこと。

また、事故防止のために、日常どのような点に留意すべきかについて、事故防止及び対応マニュアルを作成し、その周知を図る。

1 日常的な事故予防対策

① 日常的な事故防止

- ・あと一歩で事故になるところだったという、ヒヤリ、ハットした出来事（インシデント）を記録し分析して、事故予防対策に活用することが望まれる。

② 子どもの発達との関係

- ・事故は、乳幼児の発達の特性と密接な関わりを持って発生することが多く、保育士等は、子どもの発達特性と事故との関わりを理解することが望まれる。

③ 安全点検

- ・安全点検表を作成し、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等を定期的に点検する。
- ・子どもの動静については、常に全員の子どもを把握する。観察の空白時間が生じないように職員間の連携を密にする必要がある。子どもの安全の観察に当たっては、一人一人を確実に観察することが大切である。
- ・散歩経路や公園等の危険箇所をチェックする。
(散歩経路マップ、公園マップ、園舎マップ)

④ 安全教育

< 園児への安全教育 >

- ・日常の生活の中で、安全に必要な知識や態度が身につくようにし、危険なことは繰り返し注意する。
- ・遊具の正しい使い方、遊び方を知らせる。
- ・日頃から、年齢別の発達に応じ敏捷性や運動機能の発達を促すような遊びを取り入れ、体力づくりをする。

< 職員間の連携、共通認識、取り組み >

- ・各園児の発達段階や、特徴を職員全体で理解する。
- ・常に全員の子どもの動静を把握するために、職員間の連携を密にする。
- ・心肺蘇生や応急手当などの講習会等へ参加し、万が一に備える。

2 事故発生時の対応（基本姿勢）

- ① 子どもの生命と健康を最優先し、必要に応じて迅速に応急処置、救急蘇生を行うとともに、緊急度に応じて救急車の手配、保護者及び嘱託医への連絡等を行う。
- ② 保護者に対しては、相手の立場にたって対応する。緊急時には早急に、また簡潔に要点を伝え、事故原因については、改めて具体的に説明することが必要である。
- ③ 事故により心身共に苦痛を被った子どもと、保護者の気持ちにどう応えていくかが重要であり、真摯にかつ誠意ある態度で対応する。

3 事故から学ぶ

- ① 再び同じような事故をくり返さないために、事故の分析を行い、再発の防止を図る。
- ② 事故リスク軽減のために、ヒヤリハット事例を記録する。
- ③ すべての職員は、自分の責任を果たすだけでなく、チームワークによって事故防止に努める
- ④ 園長と主任は協力し、事故を防ぐための安全管理と職員の安全への意識を向上させるように努める。

※教育・保育所・認可外保育所等における事故防止及び対応マニュアル参照

ヒヤリハットの記録について

～ 事故を未然に防ぐために ～

子どもは、遊びを通して身体的、精神的、社会的に成長する。そして成長、発達過程で環境に対して様々な働きかけを行い、学習する。しかし子どもの行動は、判断力や安全に対する認識が未熟なために、様々なリスクを内包している。

職員は、子ども一人一人を十分理解するとともに、健全な発達に必要な環境を整備し、いつでも事故が生じる可能性があることを念頭において、事故防止策に取り組んでいかなければならない。

各保育所においては、頻度の多い怪我に注目し、応急手当や事故を防ぐ方法を参考に、各事故のシミュレーションや話し合いを十分に行うことでスムーズに、それらに対応できるようにする。

また、全身を使って活動することや体を使って遊ぶ心地よさを経験できるような保育内容を継続して取り組むことで、危険回避能力を育て、事故防止に繋がる。

保育士は、常に事故回避のために、各園にあったやり方（ヒヤリハットの記録の方法や、子どもや保護者への対応についてなど）を職員で話し合い、共通の認識を持つことが重要である。

ヒヤリハットとは・・・

「ひやり」としたり「はっと」した、事故には至らない体験のこと
(事故を未然に防ぐことが目的であって、子どもから遊びを取り上げるものではない)

ヒヤリハットの記録

施設名：

園児名		クラス	組	男、女	記入者名	
発生時	年 月 日 ()		午前、午後		時	分
発生場所	保育室 遊戯室 テラス 玄関 園庭 道路 園外保育先 その他()					
部位	頭 顔面(眼 鼻 耳 口腔 歯) その他の顔面() 上肢 下肢 体幹(頸 胸 腹 臀部) その他の体幹()					
体験したこと(状況)				発生時の状況及び対応		
1	転倒	1	押される			
2	ぶつかる	2	蹴られる			
3	転落	3	噛まれる			
4	飛び降りる	4	引っ張られる			
5	挟む	5	ぶたれる			
6	火傷	6	ふざける			
7	ひねる	7	ひっかかれる	そのときの職員配置及び状況		
8	切る	8	けんか			
9	誤 飲 ()	9				
10	遊 具 ()	10				
【略図】				保護者への対応		

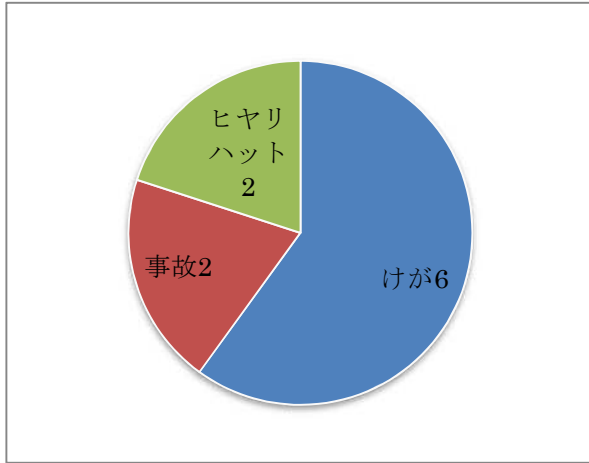
閲覧 (印またはサイン)

事故、けが、ヒヤリハット報告書(事例)

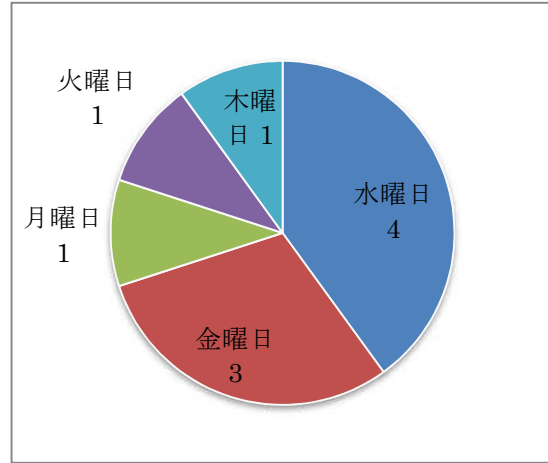
～ 乳 児 編 ～

施設名 _____

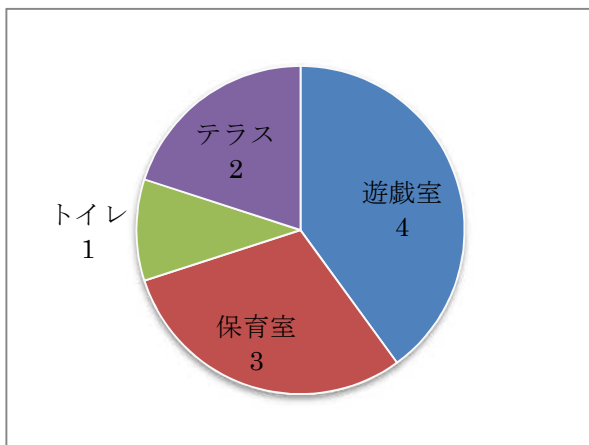
①全体件数 (6か月間の数値)



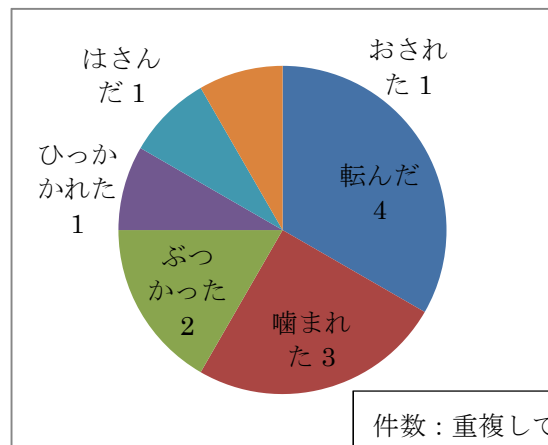
②曜日



③どこで



④状況



件数：重複して掲載

<まとめ>

事故・けがについては、環境に慣れた5月に発生件数が多く、週の半ばの水曜日に発生が多い。乳児は好奇心が旺盛であるが、運動機能の発達については歩行が不安定など身体のバランスがうまく取れないことから、転倒によるけがが多い。

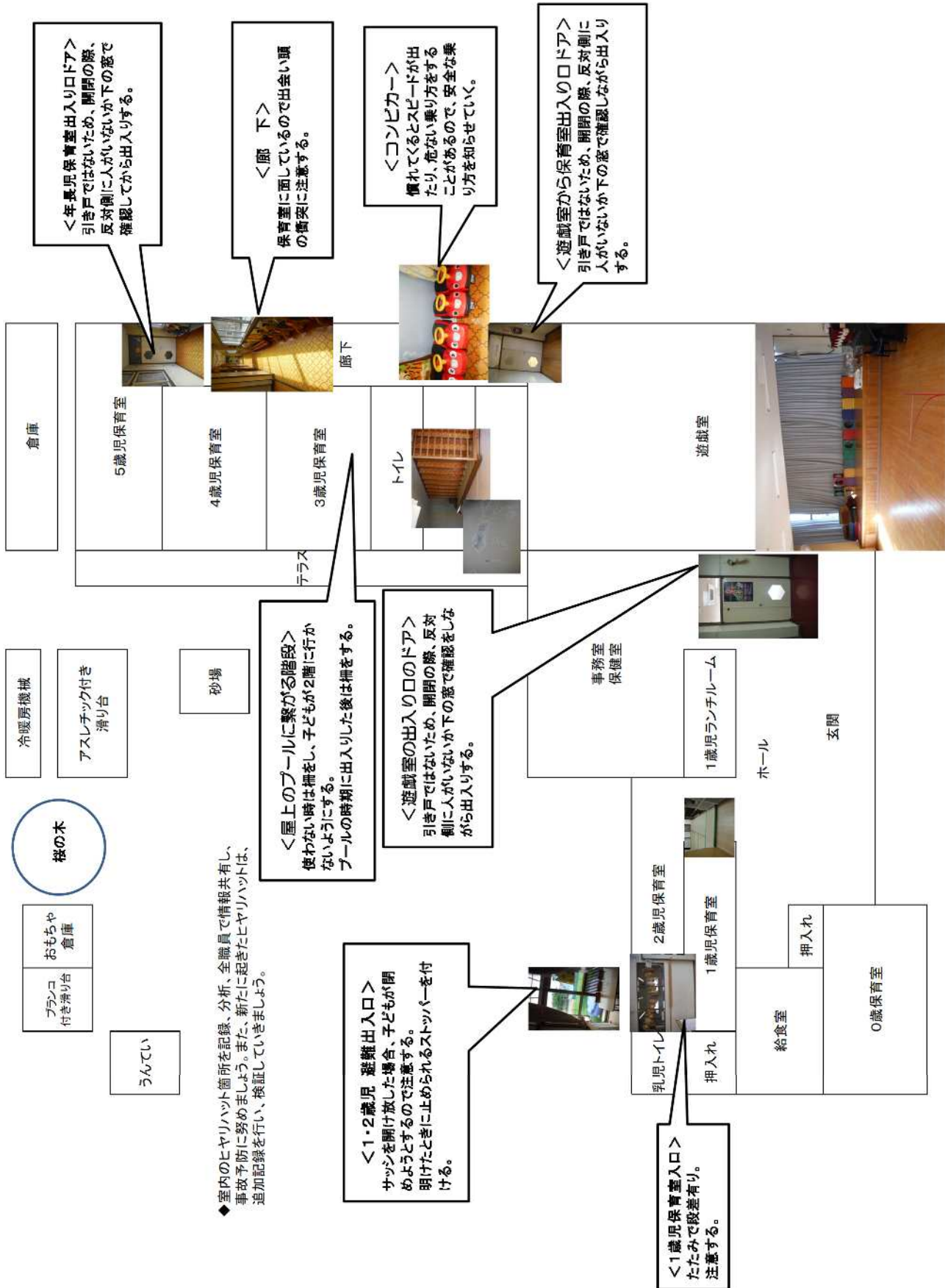
また、言葉で相手に伝えることが難しいため、噛みつきのかげも多く発生する。

<検証>

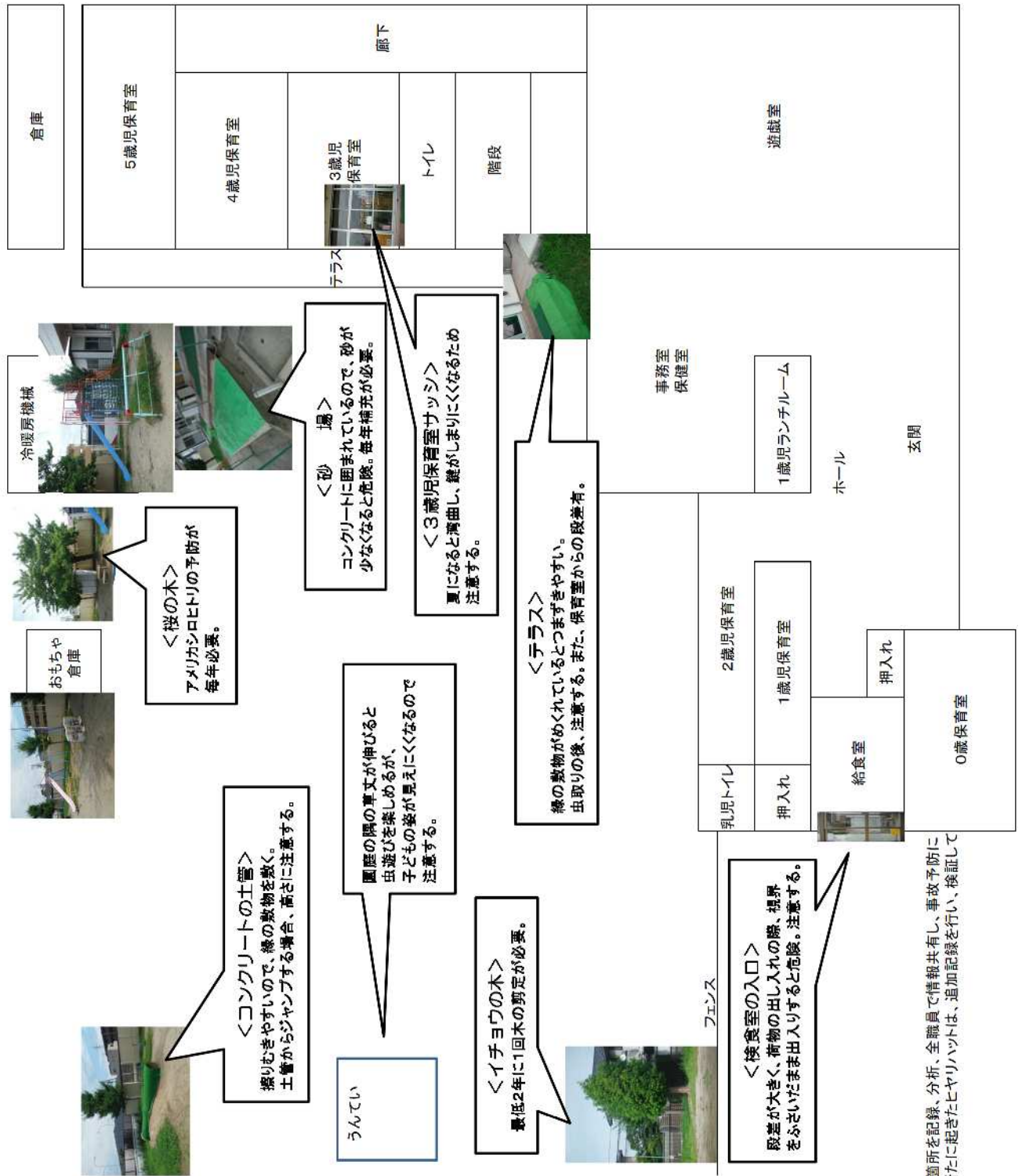
配慮しなければならない月や曜日が、まとめた内容から把握できた。乳児の発達段階を踏まえ、提供する遊びが適当なのかを考慮し、危険を予測して対応できるように職員の体制を整えておくことが必要である。

さらに遊びの環境を設定する際には、集中して遊べるような環境に配慮し、状況をみて対応する保育士のことばかけや行動により、けがの発生を防ぐことができるのではないかと。安全に遊び、友だち、保育士とのかかわり方を学んでいけるようにしていきたい。

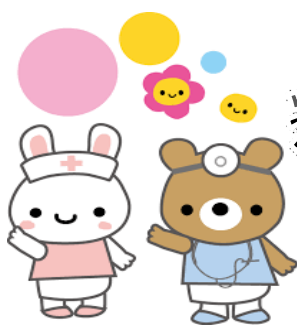
ヒヤリハット検証<室内> (例)



ヒヤリハット検証<園庭>(例)



◆ 園庭のヒヤリハット箇所を記録、分析、全職員で情報共有し、事故予防に努めましょう。また、新たに起きたヒヤリハットは、追加記録を行い、検証していきましよう。



病院緊急連絡先



救急車 ... 119

保育園の住所

電話番号

	病院名	電話番号	診療時間・休診日
小児科			
整形外科			
歯科			
眼科			
内科			
皮膚科			
耳鼻咽喉科			
脳外科			
総合病院			

※ 休診日の確認と、その時の対応を事前に確認しておきましょう
 ※ 迷った時は、受診しましょう

タクシー会社

☰ ○○○-○○○○

安全管理について

（2）事故防止及び安全対策

ア 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。

イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動、水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。

（保育所保育指針 第3章より）

日常の安全管理（セーフティマネジメント）

子どもの安全は、重要な課題です。安全点検表を作成して、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等を定期的に点検し、安全性の確保や機能の保持など具体的な点検項目や点検日及び点検者を定めることが必要です。また、遊具の安全基準や規格などについて熟知し、必要に応じて専門技術者による定期点検を実施します。

◎ 施設、遊具、保育室安全点検表について

①施設安全点検表 1

- ・ 1週間に1回点検するように作成してあります。
- ・ 点検者は、施設長または主任保育士が望ましいでしょう。

②遊具（園内外）安全点検表 2

- ・ 子どもが園庭や遊戯室などに出る前に、安全を確認するために使用します。
- ・ 点検者は、各園が相談して決定します。

③保育室安全点検表 3

- ・ 各クラスの担当保育士が、保育室の安全点検を行う際使用します。
- ・ コメント欄は、園長または主任保育士が、各保育室の環境構成の方法や安全面で注意すべきこと等を記載し、担任保育士と話し合い保育に活かします。

④防火管理自主点検表

- ・ 点検者は、延長保育を担当する火元責任者の保育士が、毎日退園する前に行います。
- ・ 消防設備関係は、防火管理者である施設長が望ましいでしょう。

* 点検表は、各保育所の実情や実態に応じて項目の見直し等を行います。

施設安全点検表 1

平成 年 月 施設名

週	チェックポイント	1週/ 日	2週/ 日	3週/ 日	4週/ 日	5週/ 日	備考
	点検者						
園	落下の危険防止(落ちそうな箇所はないか)						
	遊具, 着地面の安全対策(地面の突起, 穴)						
	遊具の腐食, 破損, 摩耗, ささくれはないか						
	遊具(共通)						
	ボルト 接合部の腐食 ゆるみはないか						
	塗装の状況(さびていないか)						
	遊具全体のがたつきはないか						
	問題点(例ブランコの座板は床から30センチ以上あるか)						
庭	石, ガラス, 動物の糞などが落ちていないか						
	地面に大きなくぼみはないか						
	砂場の衛生管理(日光, 薬物処理)をしているか						
	樹木の手入れ(害虫, 伐採)						
	不審者の潜む場所はないか						
	水はけがよくなっているか						
園舎	玄関周りの破損はないか(カギ, 床面, すのこ)						
	飛び出さないような措置はしているか						
	出入り口の戸の開閉はスムーズか						
	廊下や出入り口に危険なもの, 不要なものは置いていないか						
	電気器具, コンセントの状態は正常か						
	手洗い場は清潔で, 安全性が保たれているか						
	床面の安全性が保たれているか						
	テレビの落下防止がなされているか						
	棚, ロッカーの設置は安全か						
	保育室, 遊戯室は整理整頓されているか						
	窓ガラス, 窓枠の破損, 腐食はないか						
	窓の開閉はスムーズか, はずれやすくなっていないか						
	乳児室のベッドの柵のがたつき, ゆるみなどないか						
	温湿度計の管理はなされているか						
トイレは清潔で安全が保たれているか(床面, 便器)							
かさたてに置きっぱなしの傘はないか							
その他	プールにひび割れなどないか						
	プールの床面, 周りは滑りやすくなっていないか						
	園舎周りは, 清潔で安全な状態が保たれているか						
	駐車場の安全対策をこうじているか						

* 良好 ○ 注意, 危険 ×

* 空欄は各園で必要な項目を加えてご使用ください

平成 年 月 遊具(園内外)安全点検表2 施設名

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31						
点検者																																					
1	ブランコは安全に使えるか																																				
2	滑り台は安全に使えるか																																				
3	ジャンゲルジムは安全に使えるか																																				
4	鉄棒は安全に使えるか																																				
5	総合遊具は安全に使えるか																																				
6	うんていは安全に使えるか																																				
7	砂場に糞等落ちていないか																																				
8	園庭に石、ガラス等危険物はないか																																				
9	(雨上がり等)遊具が濡れていないか																																				
10	水たまりはできていないか																																				
11																																					
12																																					
13																																					
14																																					
15																																					
16																																					

※チェック欄は一番上の欄のみ名前を記入し、他は✓とする ※空欄は各園で必要な項目を加えてご使用ください

1歳～2歳

睡眠チェック表(15分チェック)

月 日 ()

施設名

氏名	10			11			12			13			14			15			備考		
	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15	30	45	0	15		30	45
1																					
氏名																					
2																					
氏名																					
3																					
氏名																					
4																					
氏名																					
5																					
氏名																					
6																					
氏名																					
7																					
氏名																					
8																					
氏名																					
9																					
氏名																					
10																					
氏名																					

★1歳～2歳の睡眠チェック
⇒ 15分毎に行い、確認後チェックを
入れておく

★ 確認者がわかるように記録する
(例) 確認者の頭文字等を記入

★ 睡眠チェックのポイント

- ・ 十分な観察ができる明るさの確保
- ・ 顔面および唇の色の確認
- ・ 鼻や口の空気の流れや音の確認
- ・ 呼吸に伴う胸郭の動きの確認
- ・ 体に触れて体温確認

★ 窒息リスクの除去を行い、安全な睡眠環境を整える

- ・ 乳児の顔が見えるように仰向けに寝かせる。
- ・ 必ず保育者が付き添うこと。子どもだけしない。
- ・ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ・ ひも、ひも状のものを着かない。
- ・ 口の中に異物がないか確認する。
- ・ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。

交通安全

<p>交通安全 故から幼児の生命を守る。 ・生命の尊さ、大切さを知らせる。 ・基本的な交通の決まりを知らせ、進んで守るようにつける。 ・安全に行動ができるよう、習慣や態度を身につける。</p>	<p>◎交通安全 故から幼児の生命を守る。 ・「依存性」が強くなる大人の真似をしやすい。信号無視をしている大人を真似たり、信号を見ないで、人の流れにのって横断したりする。 ・「判断力」や動作の応用ができない。 ・一つの道では交通規則が守られるとは限らない。 ・一つのものに注意が向くと、周りのものが目には見えない。 ・ボールが道路に転がり出た時や、向こう側から親が声をかけた時など急に走り出したりする。 ・物かげや狭いところが大好き。 ・車の下の「かくれんぼ」や、車の後、車輪のそばで平気で遊ぶ。 ・物事を単純にしか理解できない。 ・黄色い旗を出していれば、車は必ず止まってくれるものと思っている。 ・その時の気分によって行動してしまう。 ・嬉しいことがあると浮き浮きしたり、長い時間、部屋にいた時など急に走り出したりする。 ・抽象的な言葉だけでは、よく理解できない。 ・視野は大人の2/3である。聞く力も大人より劣る。 ・車の速度を判断することが難しい。</p>	<p>生命のあるものに対する 思いやり、愛情、生命 尊重の気持ちをもつ</p> <p>命を守ってくれる人に 感謝の気持ちをもつ</p> <p>生命の安全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・正しい歩行 ・安全な歩行 ・正しい横断 ・安全な横断 ・車の特性 ・信号の見方 ・信号の意味 ・きまりを守る ・マナーを知る ・安全な遊び場 ・雨の日、雪の日の交通安全
<p>安全能力とは危険を早く発見・判断し、それを回避するのに必要な安全な行動と実行できる能力。</p>	<p>知覚的安全能力 あたまで</p> <p>身体的安全能力 身</p> <p>精神的安全能力 こころ</p> <p>安全能力</p> <p>◎安全能力を高めるための運動諸機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・走力 ・跳力 ・投力 ・瞬発力 ・柔軟性 ・敏捷性 ・平衡性 ・持久性 ・筋力 ・巧緻性 ・協応性 ・リズム ・タイミング <p>視力・聴力のチェックと管理 健康の保持と増進</p> <p>情緒の安定 望ましい人格形成 道徳性の向上</p>	<p>指 導 上 の 配 慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命の大切なことをわかりやすく教え、自他の生命を尊重する心を育てる。 ・子どもの特性や発達、個人差、年齢差などを考慮して無理のない方法で身につけさせるようにする。 ・日頃の保育の中で、情緒の安定をはかり落ち着いた行動ができるよう、常に安全能力を身につけるよう体験を通して繰り返し行う。 ・単なる知識だけでなく、登降園、散歩などその場に応じた体験的な指導を繰り返し、一人ひとりの子どもが身につくようにつとめる。 ・子どもが楽しく遊びながら、身のこなしや判断力などの、安全能力が身につくようにつとめる。 ・保護者、地域との連携を取り、協力を得ながら、交通事故から子どもを守る。

交通安全年間指導計画

目標	ねらい	1期	2期	3期	4期
<p>◎交通事故から幼児の生命を守る</p>	<p>・生命の尊さ・大切さを知らせる。 ・基本的な交通のきまりを知らせ、進んで守るようになる。 ・安全に行動ができるよう、習慣や態度を身につける。</p>	<p>◎道路の正しい歩き方 ・右側を歩く ・歩道、路側帯を歩く ◎道路の正しい渡り方 ・横断歩道を渡る ・信号の意味を理解する ・左右の安全を確認する ◎飛び出しをしない ・一旦止まる事を身につける ・道路には飛び出さない ◎乗り物の正しい乗り方 ・安全な乗り降りの仕方を知る （自転車・車・バスなど） ・チャイルドシートを着用する</p>	<p>◎雨の日の交通安全 ・傘や雨具等の正しい扱い方を知る ・雨の日は、目立つ物を身につける ・道路の水溜りや道ばたを避けない ◎危険な場所や危ない道を知る ・安全な所で遊ぶ ・路上、駐車場などで遊ばない ・自転車は保護者の目の届く安全な所で乗る ◎見通しの悪い所から飛び出しをしない ・止まっている車の直前、直後の飛び出しは危険が大いことを知る</p>	<p>◎基本的な交通のきまりを守り安全な行動をする ・身近な標識、標示を知る ◎日常生活に必要な交通のきまりを知る ◎遊びを通して安全に行動できる運動能力や判断力などを身につける ◎生命の大切さを知る ・生命の大切さがわかる ・生命のあるものに愛情を持つ ・他人に思いやりやりの心を持つ ・進んで生命を守る</p>	<p>◎雪の日、寒い日の安全な歩き方を身につける ・冬の道路はすべりやすく、歩みにくいので危険であることを知る ・防寒具を着用すると動きにくく視野も狭くなり、危険が多くなる事を知る ◎交通安全の大切なことを再認識する ◎生命の大切さがわかり、安全は自分で守らなければならないことを知り、守るようになる ◎生命を守ってくれている人に感謝の気持ちを持つ</p>
<p>保育士の</p>		<p>・右側通行、道路の渡り方、乗り物マナーなど、様々な場面で繰り返し、体得できるよう指導する ・日頃の保育の中で、情緒の安定を図り、落ち着いた行動がとれるよう心がける ・散歩マップを作成する</p>	<p>・傘や雨具等で動きが悪く車が見えにくくなり危険が多くなる事を知らせる ・路上での遊び、駐車場や車の陰での遊び、飛び出しの危険性などを具体的にわかるよう、繰り返し教え、交通事故の恐ろしさを知らせる ・地域、保育園周辺の危険箇所を調べておく（日常生活でも遊んでいる場所の安全の確認）</p>	<p>・単なる知識だけでなく、登降園、散歩などその場に応じた適切な体験指導を繰り返す行う ・日常の楽しい遊びを通して自然に機敏性、判断力など安全への意識を高め、安全能力が身につくようにする ・生命の大切な事をわかりやすく教えると共に、生命を守る心を育てるようになる</p>	<p>・冬場の危険箇所、安全な通行方法 ・交通ルールなど具体的に指導する ・年間の指導を振り返り、その成果を確かめ、不十分なところを留意し指導する ・保護者や、地域のみなさんの協力によって、事故から守られていることを知らせる</p>
<p>配</p>		<p>・保護者への協力を依頼する 1. 登降園の折りに車や自転車などを利用して いる場合は、特に飛び出しの危険性など、安全に留意してもらう 2. チャイルドシート着用 3. 家庭でも正しい交通ルールを身につけられるよう大人が手本を示す</p>			<p>・小学校入学に向けて、学校までの道を一緒に歩き危険なところを話し合ってもらう（年長児）</p>

年度 体力作り年間計画 (記載例) 施設名

体力作り年間計画 (記載例)

・体力作り年間計画 (記載例)
・四季折々の自然の中で体を使って遊んだり、散歩をして体力をつける
・いろいろな遊具や用具を使って、運動あそびを楽しむ

年齢	ねらい	活動内容	環境構成及び配慮
0歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者とふれあい遊びを通してそれぞれの月齢と発達に応じた体を使った遊びを楽しむ ・体調の変化に気を配りながら、園庭や園の近所を散歩しながら、自然を感じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃを使って、寝返りや寝ぼけの遊びを誘った ・はいはいを促したりする ・保育士のおなかの上によし登らせたり、滑り台にしてふれあいながら全身の動きを誘う ・園庭や近所を歩いたりハビーカーで散歩を楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ・おもちゃは口の中に入れていたらするので常に清潔に保つ。 ・愛情に満ちた接し方を通して情緒の安定を図りながら自然な形で体を使った遊びに誘う。 ・気候や一人ひとりの体調に配慮し健康で気持ちよく過ごせるようにする。
1歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭遊びや散歩など戸外であそぶ時間を多く持ち気持ちよく過ごす。 ・保育者や友達と一緒に体を動かす遊びを楽しむ ・音楽や歌に合わせて体を動かして楽しむ ・食事、排泄、睡眠などの生活リズムを整えて一日を機嫌よく快適に過ごす 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハギーや散歩カーに乗って出かけた後、園庭散策や、滑り台 などであそぶ ・散歩ロープにつかまわって歩く ・音楽に合わせて、体操や踊りをする ・音楽に合わせてマットなどを利用して、上がる、滑べる、転がる、蹴るなどの全身運動を楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの発達段階を把握して援助の仕方を工夫する (一人で歩く、手を引く、誘導ロープに捕まる、ハギーに乗せるなど) ・前後の間隔を十分に取り、つまずいたりぶつかったりしないようにする ・個々の好みなども考慮し、一緒に楽しめるものを肩つけて無理なくできるように配慮する ・子どもの興味や発想を大切にしながら、いろいろな動きを一緒に楽しめるよう柔軟性を持って対応していく ・家庭との連絡を密にして体調を把握し、快適に過ごせるようにする
2歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・友達や保育士と一緒に全身を使った遊びを楽しむ ・体を使ったいろいろな遊びを楽しむ ・自然に触れて遊ぶ 	<ul style="list-style-type: none"> ・走る、跳ぶ、登る、押す、引っ張るなど全身を使った遊びを楽しむ ・戸外遊びや散歩を楽しむ ・固定遊具で遊ぶ ・簡単な曲や体操に合わせて体を動かして遊ぶ ・季節の遊びを楽しむ (泥んこ・水遊び・落ち葉拾い・雪遊び) ・こっこ遊びや簡単な集団遊びを楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの健康状態を把握して楽しく遊びが展開できるよう環境を整える ・いろいろな運動遊びに挑戦しようとする気持ちを大切にしながら安全に遊べるよう十分配慮する ・散歩は一人ひとりの歩くペースを考慮し、無理のないように行う ・固定遊具の使い方を知らせ危険のないよう安全に遊べるように配慮する ・簡単なルールを取り入れ追いかけっこをしたり、繰り返しのある集団遊びを取り入れ楽しめるようにする
3歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・遊具・用具を組み合わせて、全身を使って遊ぶ ・戸外で思いっきり体を動かして遊ぶ ・散歩や遠足など自然に触れて遊ぶ ・友達や保育士とゲームやリズム遊びを楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定遊具や砂場の安全な使い方を教えて遊ぶ ・戸外遊びや散歩、遠足を楽しむ ・簡単なゲームやリズム遊びを楽しむ ・季節の遊びを楽しむ (フール・歩き遠足・いもほり・雪遊び・サーキットゲーム・正月遊びなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な遊びが展開できるように園以外の遊具や玩具の安全に配慮する ・日々の遊びの中で無理なく取り入れていく ・一人ひとりの興味や関心、自分から表現しようとする気持ちが育つよう配慮する ・それぞれの季節の季節感を気持ちよく快適に過ごせるよう環境の整備と工夫をする
4歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者や友達と一緒に戸外遊びや散歩を楽しむ ・友達と一緒に全身を使って運動遊びを楽しむ ・ゲームやリズム遊びを楽しむ ・ルールのある遊びを楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ・園庭の固定遊具を安全に使って遊ぶ ・友達と散歩や簡単なリズム遊びのかけっこ、鬼ごっこ、サッカーなどを楽しむ ・マット運動や鉄棒、ポール、なわとび、サーキットゲームなど遊具を使って遊ぶ ・いろいろな曲に合わせて踊ったり、表現したりする ・季節の遊びを楽しむ (フール・歩き遠足・いもほり・雪遊び・正月遊びなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが自分から遊びに取り組み始めるように環境を構成し、ひとり一人の遊びや気持ちの変化を把握して必要に応じて環境を変化させる ・さまざまな運動遊びに意欲的に取り組めるよう、適切な介助や言葉掛けをする ・個々のペースを大切にしながら頑張りや認めて自信へとつなげていく ・保育者も一緒に表現遊びを楽しむから体を動かす楽しさを共有する ・運動しやすいつまみ時期を逃さず戸外でのびのびと体を動かす、運動機能を高めるようなあそびを工夫する ・いろいろな遊びが十分楽しめるように遊具を用意すると共に遊びの場を整えておく
5歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に戸外遊びを楽しむ ・園庭遊び、園外散歩を楽しむ ・リズム遊びやさまざまな運動遊びを楽しむ ・ルールを理解して友達と運動遊びを楽しむ ・用具を使った遊びを楽しむ 	<ul style="list-style-type: none"> ・おにごっこなどルールのある遊びを楽しむ ・様々な用具や遊具を使い体を思い切り動かして遊ぶ (サーキット・リレー・サッカー・縄跳び、ポール、鉄棒、リズム体操など) ・季節の遊びを楽しむ (フール・歩き遠足・いもほり・雪遊び・正月遊びなど) 	<ul style="list-style-type: none"> ・共通のルールを理解して集団での遊び、体を十分に使った遊びを工夫する ・考えながら (友達と相談しながら) 行動する遊びの提案をする ・大好きな曲に合わせて楽しく、並ぶ、跳ぶなど繰り返しを繰り返したり、簡単なルールのある遊びをする ・遊びの中で体力、リズム感、空間認知能力等を養う運動を取り入れる工夫をする

＜保育所における防犯訓練の考え方＞

幼児にも防犯訓練は必要であるが、臨場感のある訓練に乳幼児を参加させることは、恐怖心を募らせることの方が大きく、マイナスの体験が予想される。

防犯訓練は、基本的には職員が万一の時に動けるか、幼い命を守るために全職員が状況に応じた沉着で適切な行動が取れるかどうかの訓練を充実させることが最も重要である。

保育所は、乳幼児が長時間過ごす施設であり、様々な条件に対する創意工夫のあるマニュアルの作成と共に、職員一人一人が、いつ不審者が侵入しても対応できるよう多様な想定をすることが大切である。そして、不審者侵入の際、園全体の中で自分がどの位置においても対応できるよう全役割（発見者、連絡係、対応係、避難誘導係、通報係など）を体験することも大切である。

＜不審者等に対する安全対策の徹底について＞

1 日常の安全確保のための園内の体制作り

(1) 来園者の確認の徹底

- ① 受付での記帳、胸章の着用など依頼し、確認を徹底する。
- ② 出入り口を指定し、他の出入り口は状況に応じて施錠する。
- ③ 保護者以外の受け渡しは事前に連絡をもらい、迎えに来る方の氏名の確認を徹底する。

(2) 園内の巡視体制の強化

- ① 園内巡視の強化を図り、未然防止と早期発見、早期対応に努める。

(3) 園外保育時等の安全管理の強化

- ① 園外保育時の地域住民の協力要請及び十分な打ち合わせを行う。
- ② 経路や目的地の安全面を再点検し、緊急時の避難場所や連絡場所のマップ作成等行う。

(4) 園開放時の安全管理の徹底

- ① 開放部分と非開放部分の明確化を図る。

2 不審者侵入時における職員の危機管理のあり方

(1) 保育所における安全管理体制の見直し

- ① 役割分担、指揮命令系統を明確化し、安全な避難場所を複数指定する。
- ② 危機管理体制の整備を行い防犯に配慮した訓練を行い、具体的な行動を認知しておく。

(2) 緊急時の対応の留意点

- ① 事件発生を周囲に知らせ、注意を喚起し、避難場所を具体的に指示して避難させる。
- ② 大声をあげ110番通報や他の職員の応援を求める。
- ③ 負傷者が発生した場合には、119番通報するとともに、救急車が到着するまでの間に意識や呼吸の有無、傷害の状況を確認し、必要な応急手当てを行う。

(3) 事後対応の留意点

- ① 適切な事後措置を迅速に行う。

3 地域ぐるみの安全管理体制作り

- (1) 地域の関係団体と情報交換を進め、安全管理についての協力や具体的な連携を図る。
- (2) 警察や消防などの関係機関との連携を強化し、不審者や緊急時の対応等に関する情報交換に努める。特に火災報知機の使用について、地元の消防署と十分協議を行う。

不審者対応防犯訓練年間指導計画

記載例

年間目標

- ・園舎の安全管理に常に配慮し、外部からの不審者の侵入を防ぐ
- ・訓練を繰り返し行い、被害を最小限度にとどめる

<ねらい>

- ・不審者に近づかないことを知る
- ・身を守る方法を知る
- ・全職員は子どもを守るために状況に応じた適切な行動がとれるよう訓練を行う

月	訓練の種類	内 容	保育者の配慮
4月	職員で対応マニュアルを確認する	不審者対応マニュアルを確認する お散歩マップを検討する	・保育園独自の対応マニュアルを確認しあい、担当する子どもをしっかり覚える ・散歩の場所や通行経路の安全について検討を行い周知する
5月	安心・安全について知る	子ども自身が安全・安心について考える ①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺ (行かない・乗らない・大声を出す・すぐ逃げる・知らせる)	・お話や紙芝居を通して、安心・安全について知らせる
6月	不審者侵入	玄関より侵入したことを想定し、子どもの安全確保をしながらマニュアルに沿って避難する	・子どもたちに不安をもたせないよう配慮する
7月	いろいろな場合の不審者侵入対応について確認し合う	園庭・非常口等の侵入に対しての子どもの安全確保について確認し合う	・具体的な想定について話し合い適切な行動が取れるよう各自確認する
8月	プール遊びでの不審者目撃	プール遊びでの不審者対応を行う	・子どもたちに不安を持たせないよう配慮する ・施設管理や防犯対策の徹底
9月	散歩時、不審者と遭遇	保育者の指示に従い迅速に行動する	・不審者対応と子どもの安全確保に努める ・職員の役割分担を臨機応変に行う ・園外に行くときは、携帯電話・警報ベル等を持参する
10月	不審者侵入	園庭より侵入したことを想定し、子どもの安全確保をしながらマニュアルに沿って避難する	・子どもたちに不安感を持たせず移動させる
11月	園開放未就園児親子への啓発	保育園の不審者対応について知らせる	・不審者侵入防止のために保育園が行っている体制について説明を行い、理解と協力をお願いする
12月	誘拐や連れ去り	さまざまな場面を想定して子どもたちと共に考えながら知らない人に声をかけられたらどうするかを考える	・紙芝居やペープサート等を使ってお話の中のこととして、不安を持たせないように配慮する。
1月	不審者侵入(延長保育時)	玄関より侵入したことを想定し、子どもの安全確保をしながらマニュアルに沿って避難する	・子どもたちに不安を持たせないよう配慮する ・担任にかかわらず近くにいる保育者の指示に従うよう指導する
2月	安心・安全について再確認する	①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺ (行かない・乗らない・大声を出す・すぐ逃げる・知らせる)	・特に、年長児は就学を控えひとりで行動する機会が増えるため安心・安全の理解を深める
3月	対応マニュアルについて検討	今年度の取り組みについて反省評価をする	・不審者対応について問題点がないか話し合い次年度に繋げていけるようにする

不審者対応防犯訓練実施記録簿

園長		主任		担当		実施 月日	平成 年 月 日 ()	天候()	午前・午後 時 分 ~ 時 分
参加人員			児童 名 職員 名 計 名						
不審者想定			園児への安全教育・園内暗号の周知訓練・通報連絡訓練・不審者侵入 保育園外での不審者・その他()						
ねらい									
使用避難用具									
訓練当日の 状況想定 (想定図も記入)									
実施状況									
評価 反省									
回覧									

* 不審者想定欄は、該当する箇所にすべて○を付けてください。

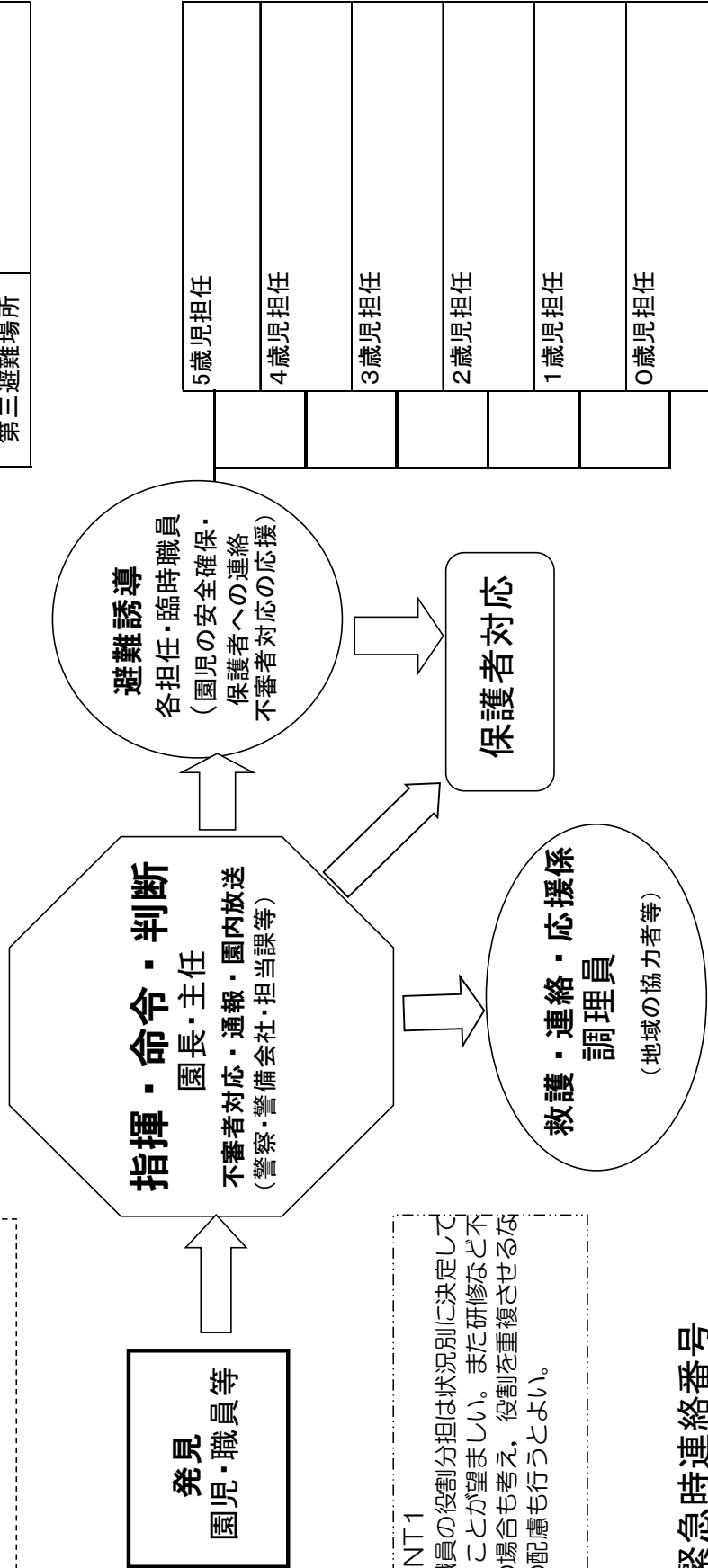
不審者対応役割分担表

施設名:

想定される場面

職員の協力体制・役割確認

避難場所	
第一避難場所	
第二避難場所	
第三避難場所	



POINT1
職員の役割分担は状況別に決定しておくことが望ましい。また研修など不在の場合も考え、役割を重複させるなどの配慮も行うとよい。

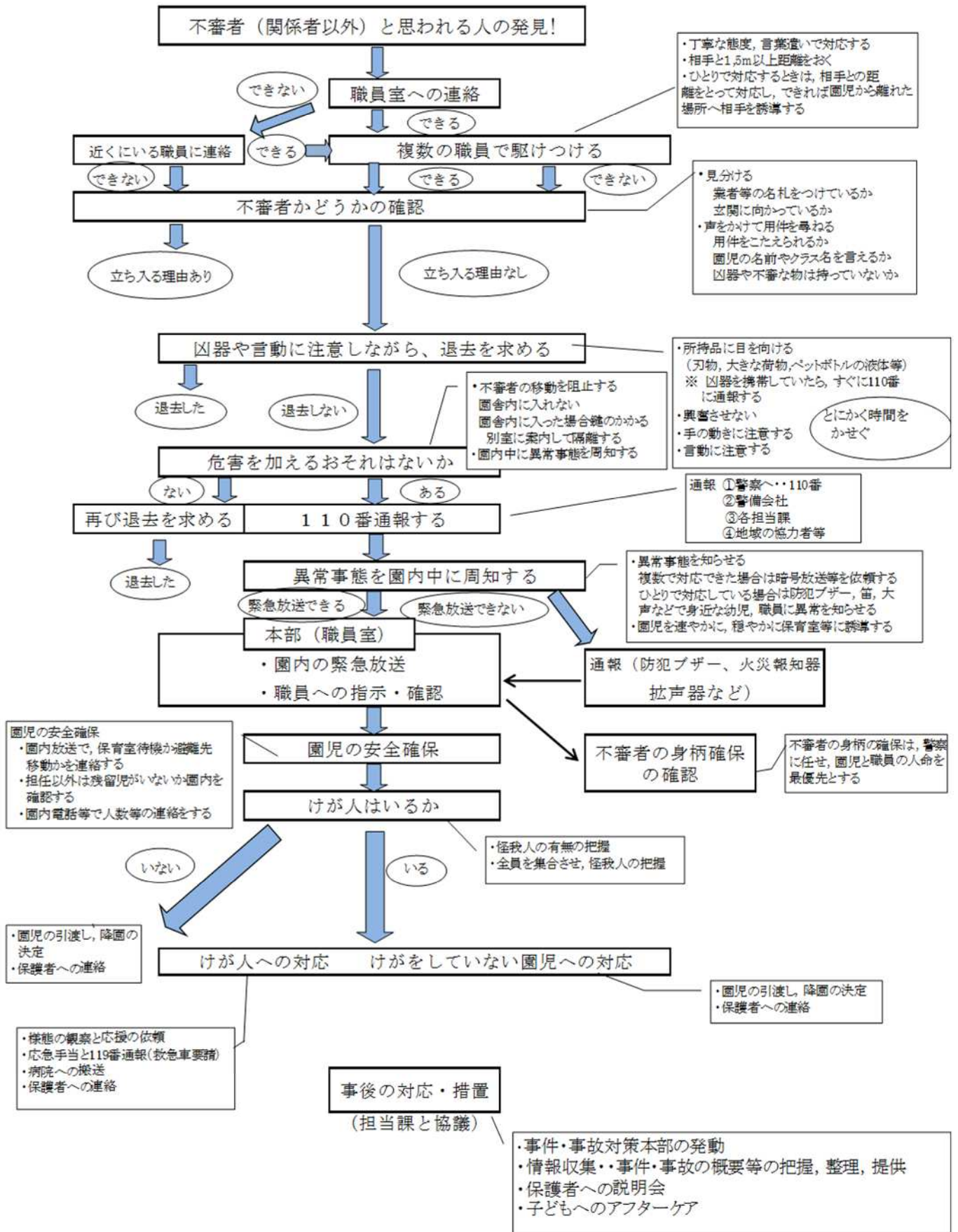
緊急時連絡番号

警察	110番
消防・救急	119番
最寄の交番	
警備会社	
担当課 (直通)	

POINT2

不審者侵入の事実を迅速に周知する一方、不審者を刺激しないよう配慮する。園内放送等も事前に決めておいた暗号などを用いることが望ましい。
 (例)「お知らせします。裏門で電気工事が始まりまます。皆さんは先生と一緒に、〇〇組に集まりましょう。」
 *実際に工事のあることは事前に伝えているはず。工事の場所は不審者のいる場所を示す。

不審者への緊急対応の流れ



不審者対応防犯訓練用チェックリスト

____年 ____月 ____日

施設名

		チェック項目	チェック
初期対応	1	発見者の侵入初期対応（侵入防止，退去等）できたか	
	2	不審者の子どもへの接近を防止できたか	
	3	子どもへの避難誘導等の指示はできたか	
	4	発見者から園長・主任への初期連絡はできたか	
	5	不審者の状況把握はできたか	
	6	負傷者の有無は把握できたか	
	7	負傷者の状況把握（出血，意識，呼吸等）確認できたか	
通報連絡	8	園長・主任への緊急連絡，状況報告はできたか	
	9	警察への緊急出動要請はできたか	
	10	消防署への救急車緊急出動要請はできたか	
	11	市役所，区役所，近隣学校，地域関係者への緊急連絡はできたか	
緊急事態対応防犯体制	12	緊急事態発生状況の把握はできたか	
	13	全職員への情報伝達はできたか	
	14	緊急事態対応防犯体制はとれたか	
	15	通報・連絡体制はとれたか	
	16	避難誘導等の指示はできたか	
	17	子どもへの注意喚起はできたか	
	18	情報の収集はできたか	
	19	情報の集約，経過に沿っての記録はできたか	
	20	二次被害の対策はとれたか	
	21	職員の緊急活動での役割は果たせていたか	
	22	報道機関への対応窓口は一本化できたか	
救急救護体制	23	負傷者の状況把握はできたか	
	24	負傷者の応急手当はできたか	
	25	救急活動に関する緊急連絡体制はとれたか	
	26	救急活動での状況報告，連絡体制はとれたか	
	27	園医への連絡，協力要請はできたか	
	28	負傷者に関する記録はできたか（氏名，搬送先等）	
	29	救急車への職員付き添い搬送はできたか	
	30	医療機関への付き添い者からの状況報告・記録はできたか	
連絡体制	31	市役所・区役所等への緊急連絡はできたか（初期・逐次報告）	
	32	保護者への連絡体制はとれたか	
	33	保護者への連絡はできたか	
	34	子どもの保護者への引き渡し体制はとれたか	
全体	35	安全管理に関するマニュアル等は機能したか	
	36	緊急対応方針は決定できたか	
	37	状況全体の記録はできたか	

*訓練に応じ， unnecessaryな項目は斜線を引いて使ってください。

施設名

	チェック項目	チェック	主な担当者
施設設備	不審者侵入を未然に防ぐための必要な対策を講じている		園長
	①保育園の出入り口等の門以外に、不審者が侵入しやすい場所、潜みやすい場所はないか点検し、必要な対策を取っている		
	②出入りの門や玄関等にはインターホン、オートロック等が整備されている		
	③来園者には必ず受付（職員室）を通るようにしてもらっている		
	④各保育室やホールなどに、不審者侵入を防ぐ内鍵がつけられている		
	⑤警備員や警察が駆けつけるシステムである小型通報装置を設置している		
組織・体制	不審者対応マニュアルは、保育園独自のものになっている		全職員
	①マニュアルには事前対策、緊急時対策、事後対策ができています		
	②不審者侵入の想定を園児の活動内容や時間帯によって、または不審者の侵入場所など様々な場合を想定している。		
	③緊急時における職員の役割内容、分担が明確になっている		
	不審者侵入を未然に防ぐための職員の行動を確認している		
	①職員が来園者に必ず挨拶や声かけをしている		
	②意識的、組織的に園庭や園舎内の巡回をしている		
	③防犯ブザー、笛等を携帯している		
	④不審者から職員が身を守るための防護盾等の用具を備え確認している		
	不審者侵入防止に対する保護者・地域・関係機関との連携がとれている		
	①不審者侵入防止のための保育園の体制を保護者・地域の人に周知し、理解を得るための依頼をしている		
	②警察や消防などの関係機関との連携を強化し日頃から緊急時の対応を確認している		
	③多数の外部者が来園する行事等の場合に、職員が受付や園内巡回等実施している		
	保育園外での不審者に対する体制がとられている		
	①保育園周辺の安全確保のため、保護者・地域・警察等関係機関に協力を依頼している		
②近隣に不審者の情報があった場合、園児の安全確保、保護者への連絡体制、登降園時の安全対策ができています			
③園外保育時は通行予定の経路や目的地における安全面での再点検を行うと共に緊急時における避難場所、連絡場所などマップを作成するなど対応している			
教育・訓練	職員会議で安全対策について、定期的話し合いをしている		園長・主任
	①緊急事態が発生した場合、職員が具体的にどのような行動をとるべきか、防犯訓練を実施している		
	②不審者から自分の身を守るための防犯教室等を開催し、保護者と共に学ぶ機会を設けている		
	③子どもの発達段階に応じて危険に遭遇した場合の具体的な対応について指導している		
その他	①子育て支援として園開放しているとき来園している未就園児親子に対して、不審者侵入防止のための保育園の体制を知らせ、理解を得るための機会を設けている		園長・主任
	②開放部分と非開放部分を明確化し、安全管理の徹底をしている		

*施設・設備欄の③については、施設により不可能のところもあるのでチェック欄に斜線を引いてください。

*各項目ごとに空欄を設けましたので、各園での取り組みを入れてください。

4 災害への備え

自然災害の発生は防ぐことはできません。しかし、日頃からの心構えや地域との連携、災害備蓄などの準備を整えることで、被害を最小限にすることは可能です。

防災体制を構築するためには、まず、地震や風水害などの災害の特性を知ることから始まります。そして、新潟市の地域性や保育所がどのような場所に設けられているか、どのような災害に弱いのか、さらにはどのような準備が必要なのかを職員が理解することで園児の命を守ることができます。

～新潟市保育園防災マニュアルより抜粋～

(1) 施設、整備等の安全確保

- ① 災害時の被害を最小限にするために、防火設備や避難経路等、定期的に安全点検を行い、備品、遊具等の配置や保管を適切に行い、日頃から安全環境の整備に努める。
- ② 安全点検表を作成し、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等を定期的に点検し、安全性の確保や機能の保持など具体的な点検項目や点検日、点検者を定める。
- ③ 遊具や棚、ピアノなどを固定したり、窓にガラス飛散防止フィルムを貼ったり、物が落下しないよう、棚の上などには物を置かない等、安全対策を徹底する。
- ④ 散歩に利用する公園等の固定遊具についても、危険性がないか点検し、情報を共有する。

(2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え

- ① 想定外の自然災害等を含め施設の危機管理については、事象に応じて行政の指示を仰ぐことなく、施設長はその都度適切な判断と対応を行う。
- ② 災害時の被害を最小限にするために、様々な災害や事故を想定し、緊急時や避難時の職員の役割分担、指揮系統、連絡体制、対応や手順など具体的に定めたマニュアルを作成する。
- ③ 定期的に避難訓練を実施し、最悪の事態や担当者不在の場合も想定しながら、マニュアルに沿った行動ができるか繰り返し訓練を行う。
- ④ いつも同じ訓練を繰り返すのではなく、地震、火事、風水害等、様々な災害や時間帯を想定した避難訓練を行うことが大切である。
また、屋外への避難は、雨や雪、炎天下などの天候や気温、靴を履くことができない場合なども想定して、必要な対策を取れるように日頃から準備しておく。
- ⑤ 地震の避難訓練では、しっかり歩ける2歳児くらいから自分の頭を抱えて丸くなる「ダンゴ虫ポーズ」を練習し、合言葉と共に行えるようにする。
- ⑥ 日頃から保護者会などを通じて保護者の防災意識を高め、災害発生時の保護者への連絡や子どもの引き渡し方法については、細かく確認し、各家庭の状況を考慮しながら円滑にできるよう定期的に引き渡し訓練を実施する。
- ⑦ 備蓄品は定期的に見直し、非常用持ち出し袋には、保護者の緊急連絡名簿、救急用品など必要なものを入れ、直ぐに持ち出せるよう用意しておく。

⑥※保護者への引き渡し（例）⇒（資料：5）

⑦※園児引き渡しカード ⇒（資料：6）

⑦※備蓄物資と非常持ち出し品⇒（資料：7）

（3）地域の関係等の連絡

①避難訓練は、消防署をはじめ、近隣の地域住民、関係機関や保護者との連携を図り、協力体制を整えておく。

②想定外の災害に備え、緊急時の通信手段について、様々な方法を事前に確認し準備しておく。

②※緊急時の通信手段⇒（資料：8）

※新潟市保育園防災マニュアル参照

4. 災害への備え（資料編）

- ◇ 避難訓練（資料：1）
- ◇ 避難訓練年間指導計画（資料：2）
- ◇ 避難訓練実施記録簿（資料：3）
- ◇ 災害に対する絵本・紙芝居・書籍の活用（資料：4）
- ◇ 保護者への引き渡し（資料：5）
- ◇ 緊急時連絡・引き渡しカード（資料：6）
- ◇ 備蓄物資と非常時持ち出し品（資料：7）
- ◇ 緊急時の通信手段（資料：8）

避難訓練

<p>● 災害の時、子どもの生命を第一とし、安全な場所に避難誘導する。 ● 訓練を繰り返して、被害を最小限にとどめる。</p>	<p>● 子どもの命を守るためには、練習の積み重ねが必要である。 ● 訓練が園児にとって恐怖にならないように配慮する。 ● 災害時に保育園が地域の避難所になることもあり、地域との連携は大変重要である。 ● 園児を保護者に引き渡す際の訓練を行い、万が一の場合に備える。</p>	<p>※新潟市保育園防災マニュアル参照のうえ、各園にあった消防計画(防災計画)やマニュアルを作成する。また、それらを職員に周知し、非常時に速やかな対応ができるようにする。</p> <p>〈配慮すべきこと〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの命を守るためには、練習の積み重ねが必要である。 ● 訓練が園児にとって恐怖にならないように配慮する。 ● 災害時に保育園が地域の避難所になることもあり、地域との連携は大変重要である。 ● 園児を保護者に引き渡す際の訓練を行い、万が一の場合に備える。 <p>火災の時</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもたちを集め、火元の確認をし、指示に従って誘導する。 ● 消火器の置き場をはっきり表示し、使い方を心得ておく。 ● 窓や戸を必ず閉める。 <p>地震の時</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 慌てて外に飛び出さない。 ● 落下物から身を守り、地震がおさまるまで静かに待つ。 ● 手早く火の始末をし、窓や入口の戸を開ける。 <p>※普段から地震の時のことを考えて、次のことに留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが生活する場所には、物や道具を高く積み上げない。 ・特に午睡の場所については安全を考える。 ・倒れやすい棚やテレビなどは、固定しておく。 <p>※震度5弱以上の時は、園から連絡がなくても迎えに来てもらえようよう、保護者に事前に周知をする。</p> <p>風水害の時</p> <ul style="list-style-type: none"> ● きちんとした身支度をして指示を待つ。 ● 状況に応じ、保護者に連絡をする。 <p>※避難準備情報が発令された時には、園から連絡がなくても迎えに来てもらうよう、保護者に事前に周知をする。</p> <p>〈家庭への連絡〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 非常時緊急連絡票を作っておく。 ● 避難先を張り紙等で知らせる。 <p>※震度5弱以上の時、避難準備情報が発令された時は、園から連絡がなくても迎えに来てもらえようよう、年に1回以上口頭およびお便り等で保護者に周知する。</p> <p>〈用意および点検〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 非常口は常に使えるようにしておくこと。 ● 避難用リュック、非常食、非常持ち出しは「新潟市保育園防災マニュアル」を参考にして準備しておく。 ※ 電池、食料は定期的な点検をし、入れ替える。 ● 非常時用の靴を身近に用意しておく。
<p>発生時の配慮事項</p>		
<p>目的</p>	<p>● 子どもの命を第一とし、安全な場所に避難誘導する。 ● 訓練を繰り返して、被害を最小限にとどめる。</p>	<p>● 子どもは災害に対しての知識・判断力に乏しく、また、大人に依存しなければ安全に避難できない。 ● 非常時に気持ちは不安定になり、恐怖心を持ちやすい。 ● 特に、0・1歳児は、一人では歩けない子が多い。</p> <p>● 保育士は日々の人数を登園時・降園時に記録して、把握する。 ● 災害の種類や、いろいろな状況の違いに注意して行動する。 ● 全職員は、落ち着いて一致協力して行動する。</p> <p>〈避難方法〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 合図とともに、保育士は直ちに園児を集め、人数確認をする。 ● 災害場所と災害の種類を確認する。 ● 園長または代理者の指示に従い、安全な場所に避難誘導する。 ● 主任または代理者は、トイレ、保育室、静養室などを調べ、全員避難したことを確認する。 ● 避難場所でも人数の確認をし、園長または代理者に報告する。 <p>〈通報〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 園長または代理者がこれを行う。
<p>避難要領</p>	<p>※119番通報 ①火事です(不審者です) 110番通報 ②場所は〇〇保育園です ③目標は_____の隣です ④ _____が燃えています ⑤電話番号は _____ です ⑥名前は〇〇保育園の × × です</p>	<p>〈避難場所〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一避難場所 ・ 第二避難場所 ・ 第三避難場所 <p>・ 出火、災害の状況により避難する。</p>

避難訓練年間指導計画

年間目標 ・災害の時、子どもの生命を第一とし、安全な場所に避難誘導する。
 ・訓練を繰り返し行い被害を最小限度にとどめる。

<ねらい> ◎ 生命の大切さを知る。 ◎ いろいろな避難方法を知る。

月	訓練の種類	内容	保育者の配慮
4月	避難訓練の話聞く	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練について知る。 ・非常時の合図を知る。 ・お(か)し(も)の約束を知る。 (押さない・かけない・喋らない・戻らない) 	<ul style="list-style-type: none"> ・紙芝居・絵本等で避難訓練について知らせ、恐怖心を持たせないようにする。 ・避難訓練に対する基本的考え方や役割分担を周知しておく。 ・乳児クラスの避難についての協力体制を作っておく。 ・避難用具・非常食の確認をする。 ・保護者への避難場所や震度5弱以上時と避難準備情報発令時の迎いの周知をする。 ・園児引き渡しカード記載内容の確認をする。
5月	火事 (近くの民家より出火)	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに集合し保育者の指示に従う。(遊戯室集合) ・消防署員の話聞く 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常ベルが鳴っても、慌てず静かに指示を聞くようにする。 ・保育者の指示に従って、スムーズに避難できるように誘導する。 ・園舎を点検し、逃げ遅れた子どもがいなかったか確認をする。 ・保育者は通報訓練や消火器の使い方を知り、万が一に備える。
6月	地震 (園庭に避難)	<ul style="list-style-type: none"> ・地震時の避難方法を知る。 ・保育者の指示をよく聞き机の下等安全な所で揺れのおさまるのを待つ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常口を開ける。 ・落下物等で怪我をしないように安全な所に身を寄せる。 ・恐怖心を持たせないよう揺れがおさまるまで動かないように話す。 ・保護者への連絡体制の確認をする。
7月	水害	<ul style="list-style-type: none"> ・水害・水の事故について知る。 ・紙芝居・話などで知らせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報に注意を払い、早めに安全な場所に避難をする。 ・地域との連携の確認をする。
8月	火事 (食事中)	<ul style="list-style-type: none"> ・食事を途中で止め、保育者の指示に従い落ち着いて行動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急の時は食事を途中で止めさせる。 ・火災に対しては、煙の怖さを知らせる。
9月	地震	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な所で揺れの治まるのを待つ。 ・指示に従い迅速に行動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出口での混乱に気をつける。 靴の履けない子には援助し、持って出してから履くなど工夫する。 ・非常階段やすべり台での避難は安全に留意しながら実施する。
10月	風水害 (延長保育時)	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな状況での避難の方法を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に避難場所を掲示しておく。 ・人数確認をする。 ・園外に避難する時は携帯電話・ラジオなどを持参する。 ・保護者への引き渡し方を周知する。(園児引き渡しカードの活用方法)
11月	想定外の災害 (園児引き渡し方法の確認)	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな状況での避難の方法を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ避難場所や震度5弱以上時や避難準備情報発令時、想定外の自然災害時の迎いの協力を行う。 ・想定外の自然災害等について、施設長は、事象に応じてその都度適切な判断と対応を行なう。 ・園児引き渡しカードをコピーし、保護者への引き渡し方訓練を実施する。
12月	地震 (自由遊び中)	<ul style="list-style-type: none"> ・担任でなくとも近くにいる保育者の指示に従い安全な所に避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任にかかわらず近くにいる保育者の所に集まることを徹底する。
1月	火事 (午睡中)	<ul style="list-style-type: none"> ・午睡中における避難を徹底する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目覚めの悪い子や、掛布団等で子どもの姿が見えにくくなっていること等から、人数確認や避難方法の確認をする。
2月	地震	<ul style="list-style-type: none"> ・安全な場所に避難する。 ・コートを着用し避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常口の除雪をし、避難路を確保する。 ・コートを手を持ちすぐに集合する。 ・雪で歩道が狭くなっているため、安全に留意して避難する。
3月	火事 (近隣より出火)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動を身につけ、あわてず落ち着いて行動する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな避難方法のあることがわかり、約束を守って速やかに行動する。

避難訓練実施記録簿

園長		主任		担当		実施 月日	平成	年	月	日
							天候()			
							時 分 ~		時 分	
参加人員			児童	名	職員	名	その他	名	計	名
災害想定			火災	地震	風水害	通報訓練	その他()			
ねらい										
消火訓練実施状況			消火器の確認	消火器の持ち出し	消火器の使用手順確認					
			実際に消火器を使用	その他()						
訓練当日の 状況想定										
[災害の具体的想定と 使用避難用具の明記]										
実施状況										
評価										
反省										
回覧 (印またはサイン)										

※消火訓練は、少なくとも毎月一回は実施する。(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第6条)

※災害想定、消火訓練欄は実施箇所を○で囲む。

※園舎見取り図を添付し、実際の避難経路を記入する。

災害に対する絵本・紙芝居・書籍の活用

災害についてはマニュアルはもちろん、書籍等も読み、災害時に命を守るために必要な知識を得ておかなければならない。また、それを子どもたちに分かりやすく伝えるために、絵本や紙芝居を活用するとよい。

以下に一例として、子どもたちにわかりやすい絵本、紙芝居と参考図書をあげたが、新しい情報が出たら、積極的に取り入れ、職員同士で情報共有することが望ましい。

◎絵本

作品名	出版社名	主な内容，活用法
しんちゃんのランドセル	日本赤十字社	東日本大震災の様子をリアルに表現している。子どもたちにわかりやすく災害のことを伝えることができる。
ひとりだってだいじょうぶ!! ぼくんちの安全安心ブック	講談社	様々な災害時における対応の仕方が書いてある。大人が見て対応を確認するのに良い本。
やさしくわかる ぼうさい，ぼうはんのえほん(全5巻)	金の星社	交通安全，誘拐・迷子，火事，地震，台風の全5巻。子ども向けにわかりやすく書かれている。最後に大人向けに様々な情報が書かれているので，参考になる。

◎紙芝居

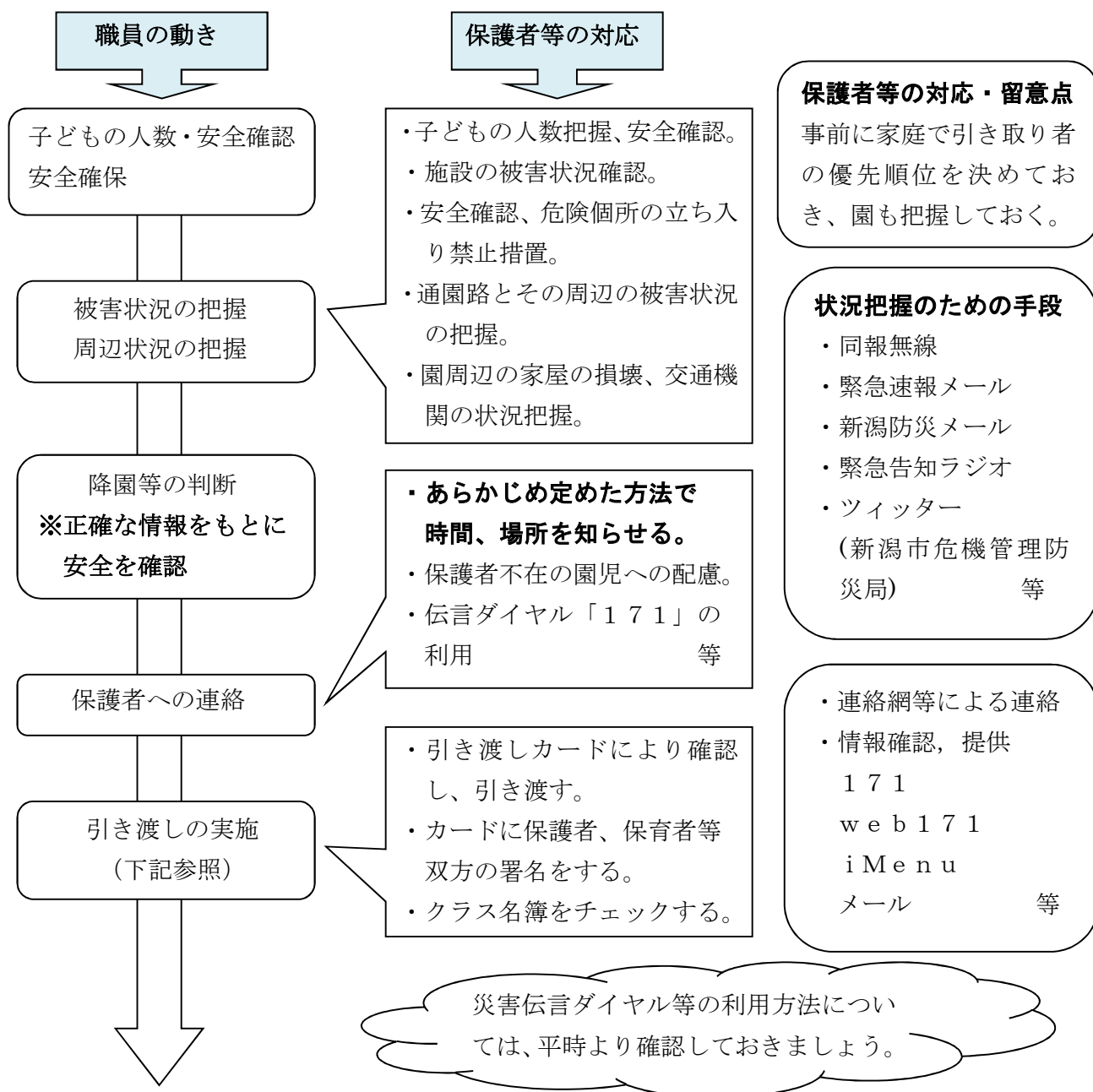
作品名	出版社名	主な内容，活用法
年少向け 防災かみしばい おぼえてね!あぶないときのおやくそく(全8巻)	教育画劇	地震，地震の避難訓練，火事，火事の避難訓練，大水，台風，雷，蜂の全8巻。子どもたちにもわかりやすく書かれているが，年少向けのためか，火事の約束の「おかし」のみしか触れていないため，「も」の補足が必要。
かじだ!そのときどうする? (全6巻)	教育画劇	避難訓練だけでなく，消防士の仕事，ホテルでの注意など，防火に対する興味と関心を広げる内容がそろっている。全6巻の中から子どもに伝えたいものを選ぶと良い。
じしんだ!そのときどうする? (全6巻)	教育画劇	園内だけでなく，夜間や屋外，外出先などで地震が起こった時にどうするのか?ということが書かれている。園での地震時の避難の仕方を覚えてから，読むと良い。
ぐらぐらくんれん うまくやれたよ(前編) ぐらぐらきたよ うまくやれたよ(後編)	教育画劇	前編では，主人公のタロー君とともに具体的な正しい避難方法について知ることができる。後半では，その知識を生かし，本当に地震が起こった時にどうするかをタロー君を通して学べる内容になっている。
いのちを守る防災かみしばい じしん・つなみ・たいふう(全3巻)	童心社	全3巻の中で，「台風がきたぞ」は川の増水，土砂崩れなど，台風の怖さが描かれている。「いなむらの火」は事実に基づいた話として，読み聞かせるのに良い。

◎参考図書

作品名	出版社名	主な内容，活用法
事例解説 「保育事故における注意義務と責任」	新日本法規	実際の事例と解説，着目点，責任，アドバイスなどが書かれている。こんなこともあるのかと事例を見て驚くこともある。

保護者への引き渡し（例）

保護者には、震度5弱の地震、避難準備情報発令時の迎えを周知しておく。



- (1) 園児を園庭または避難場所に集め、人数確認をする。保護者は指定の場所で待機してもらう。
- (2) ハンドマイク等の指示で引き渡し開始。
 - ・引き渡しカードをもとに引き取り者を確認し、園児を引き渡す。
 - ・兄弟姉妹がいる場合は、低年齢の園児から引き渡す。
 - ・負傷した園児については、状況を保護者に説明し、引き渡す。
 - ・行方不明の園児の保護者には、施設長が対応する。
- (3) 保護者への連絡が取れない場合、園児を引き続き保護する。
その場合、園児の心のケアを心がける。

(2) - 7 園児引き渡しカード

園児引き渡しカード					担任氏名	第3章(4) 資料: 6	
園児氏名	(ふりがな)		性別	組	組	組 (歳)	
	(年 月 日 生)						
住所	〒						
	電話 () -						
保護者名	(ふりがな)		園児との関係				
在園する 兄弟姉妹	組		組		組		
	氏名		氏名		氏名		
緊急時の 連絡先 優先順に	①氏名		続柄	電話 () - 自宅・勤務先			
	生年月日		携帯				
	②氏名		続柄	電話 () - 自宅・勤務先			
	生年月日		携帯				
	③氏名		続柄	電話 () - 自宅・勤務先			
	生年月日		携帯				
家族で確認している避難場所							

引き取り者	園児との関係 ()		引き渡した職員	
引き渡し時間	午前 午後	時 分	引き渡し日	
今後の避難場所	自宅・避難所 () ・その他 ()		特記事項	
今後の連絡先				

※個人情報の為、管理には十分留意する。

※太枠内は職員が記載

※訓練時は、コピーをして使用する。

(2) ⑦備蓄物資と非常持ち出し品

大規模災害時の対応で最も重要なことは、生命の維持で特に乳幼児にとって栄養の摂取は必要不可欠な事です。園児や避難所の乳幼児のために、普段から非常食を備蓄しておくことが重要です。

※保育園等における食事提供の手引き参照

◆非常食と備蓄品の参考例

区分	品名
食料品	<p>主食：カンパン、アルファー化米ご飯（五目ご飯）、レトルト主食（ご飯、おかゆ） パンの缶詰 等</p> <p>主菜：ツナ缶、鮭缶、さんまの蒲焼缶、レトルト主菜（カレー、シチュー） 等 （缶詰は缶切り不要なプルオープンタイプとする。）</p> <p>副菜：野菜ジュース、インスタントみそ汁、即席スープ、焼き海苔 等</p> <p>その他：ビスケット、クラッカー、飴、果物缶 等</p> <p>乳児用：粉ミルク、レトルト白かゆ、野菜スープ、小児用イオン水、ベビーフード （おかゆ＋主菜＋副菜になるものを組み合わせて備える）等</p> <p>アレルギー対応：アレルギー対応ミルク、除去食品（おかゆ＋主菜＋副菜になるものを組み合わせて備える）等</p>
生活用品	<p>割りばし、スプーン、フォーク、哺乳瓶、使い捨て食器（お皿、コップ）、缶切り はさみ、卓上コンロ、ボンベ、アルミホイル、サランラップ、ウエットティッシュ ティッシュ、トイレットペーパー、ビニール袋、着火器具（マッチ、ライター） 果物ナイフ、マスク、バケツ、タオル、ブルーシート、ポリタンク、のこぎり、 ボール、簡易トイレ、輪ゴム、速乾性擦り込み式手指消毒薬 等</p>
避難用品	<p>おんぶ紐、拡声器（メガホン）、軍手、ロープ、ビニール袋、乾電池、ランタン 携帯ラジオ（手回し充電器付）、懐中電灯（手回し充電器付）、ホイッスル 等</p>
救急医療品	<p>救急箱：包帯、ガーゼ、止血帯、絆創膏、三角布、湿布、タオル、消毒薬 体温計、カット綿、ゴム手袋 等</p>

◆非常時持ち出し品の参考例

担当以外（主任等）	幼児担当者	乳児担当者
園児名簿、児童在籍票	出席簿（登降園簿）	出席簿（登降園簿）
緊急時連絡、引き渡しカード	防災マップ、筆記用具、笛	防災マップ、筆記用具、笛
防災マップ	着替え（少々）、ビニール袋	哺乳瓶、ミネラルウォーター
防災関係機関連絡先一覧	タオル、ロープ	着替え（少々）、ビニール袋
筆記用具、トイレットペーパー	ウエットティッシュ	タオル、おんぶ紐、紙おむつ
ティッシュペーパー	トイレットペーパー	ウエットティッシュ
水、タオル、ビニール袋	ティッシュペーパー	ティッシュペーパー 等
救急用品、ラジオ、笛	水、飴	
携帯電話充電器 等	カンパン、クラッカー 等	

※リュックサックに常備し、いつでも持ち出せるようにしておきましょう。

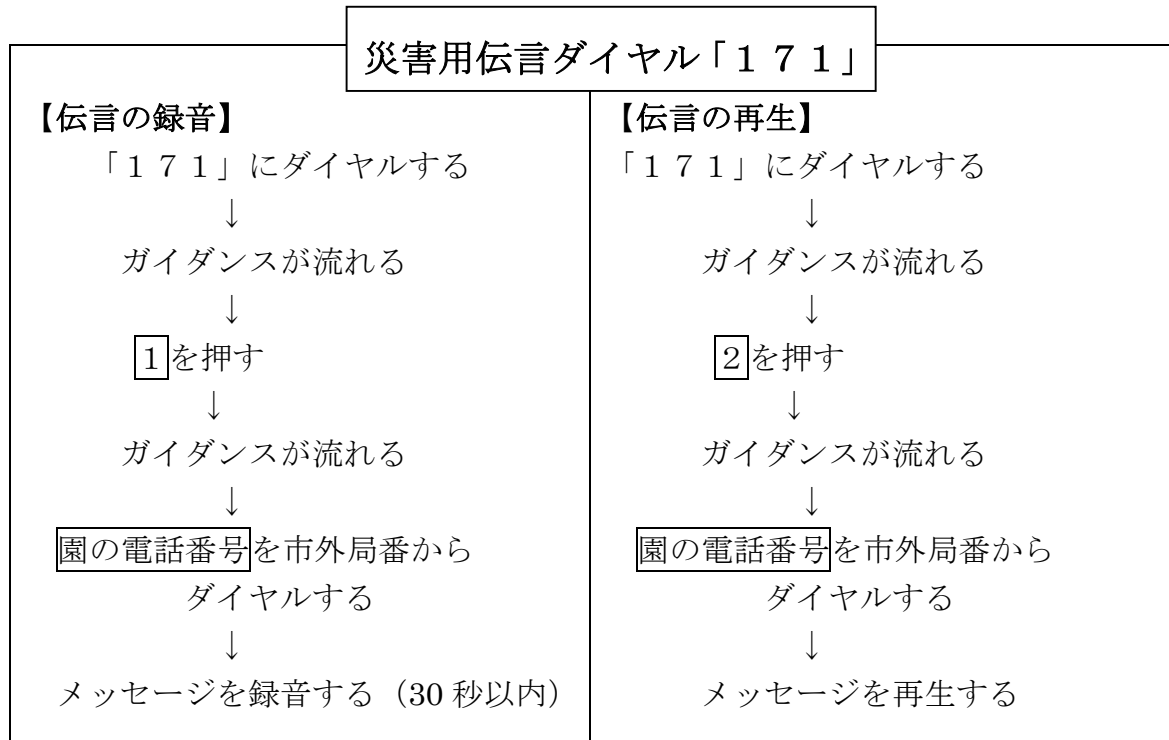
※乳児担当者の持ち出す量が多くなるので、量を確認し持ち出す担当者を決めておきましょう。

<参考>

<緊急時の通信手段>

◆災害伝言ダイヤル「171」

NTT 災害伝言ダイヤルは、地震等の災害の発生時に、被災地への通信が増加し、電話がつながりにくい状況になった場合にサービスが稼働されます。地震発生後にテレビやラジオなどで、「171」サービス開始の報道があり、その後利用することができます。事前契約は不要で、あらゆる電話での利用が可能です。



◆災害用ブロードバンド伝言板

このサービスは、災害等発生時、被災地域の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報の登録が可能なサービスです。

災害用ブロードバンド伝言板「web 1」

【伝言の録音】 パソコンや携帯電話などから、<https://www.web171.jp/> へ アクセスし、電話番号をキーに伝言を「録音」する。

【伝言の閲覧】 <https://www.web171.jp/> へ アクセスし、電話番号及びパスワードを入力して「閲覧」する。

※最悪の場合、通信手段がいずれも使用できなくなることが考えられます。特に停電になった場合、電源が必要な手段はすべて使用できなくなります。携帯電話の充電器（電池、ソーラー、手動）を準備しておきましょう。

